

刑 政

第 十 一 號

十 一 月 號

第 四 十 二 卷

戒護と逃走	卷頭言
刑政時論	A 生 4
犯罪に對する社會の責任	木村 龜 二 6
東洋刑事法制史	佐伯 復 堂 18
慰安問題に對する私の考へ	江 藤 惣 六 32
刑事裁判官と行刑官吏	常 盤 敏 太 45
米國郡刑務所廢止産業園擴張の運動	泉 二 新 熊 52
定命説より觀たる犯罪責任能力	ウイラード・ウオーラー 59
刑務所に於ける成人教育	エイ・シー・ヒル 71
晉樂と感化	高 野 辰 之 76
戸位の懺悔	三 水 漁 夫 87
都市細民と特殊兒童	椎 名 龍 德 95
秋に求むる詩觀	橋 田 東 聲 110

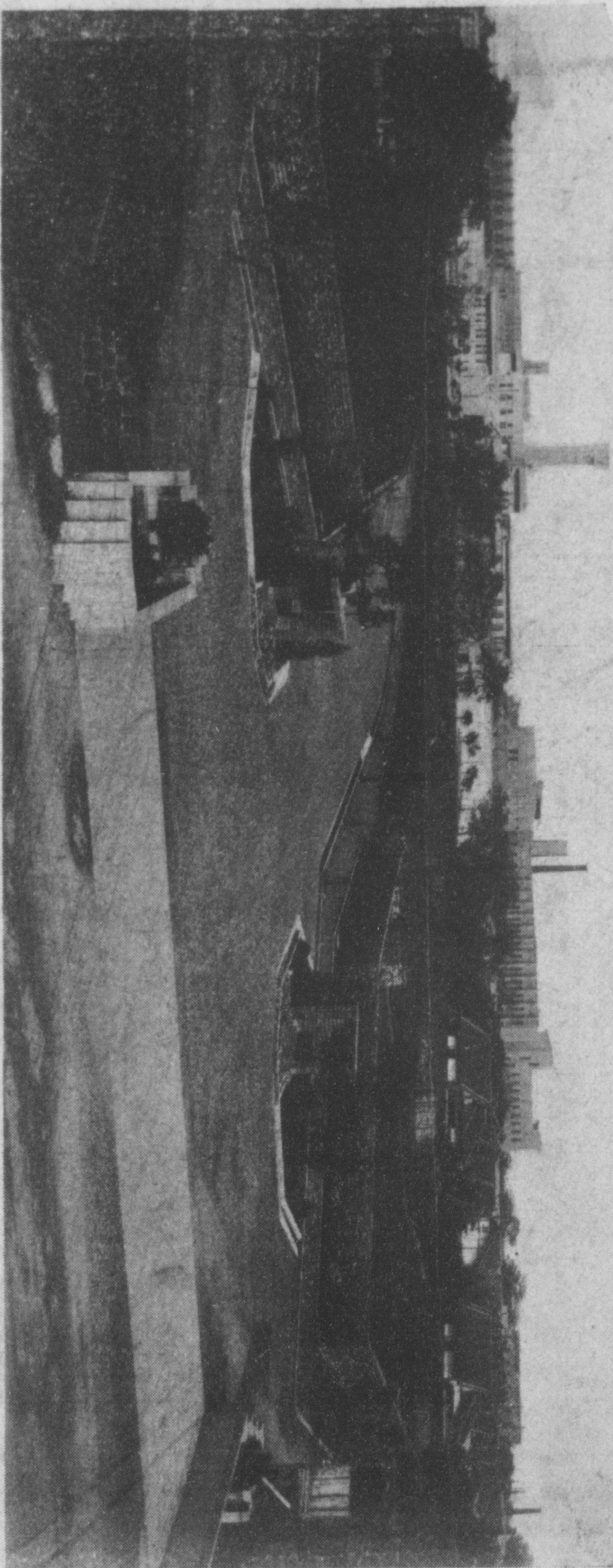
海外異聞錄——讀者の頁——家庭の頁——刑政俳境——刑務界
時感——練習所見學記——刑政歌境——敘任辭令——其他

刑政第五百號記念論文募集

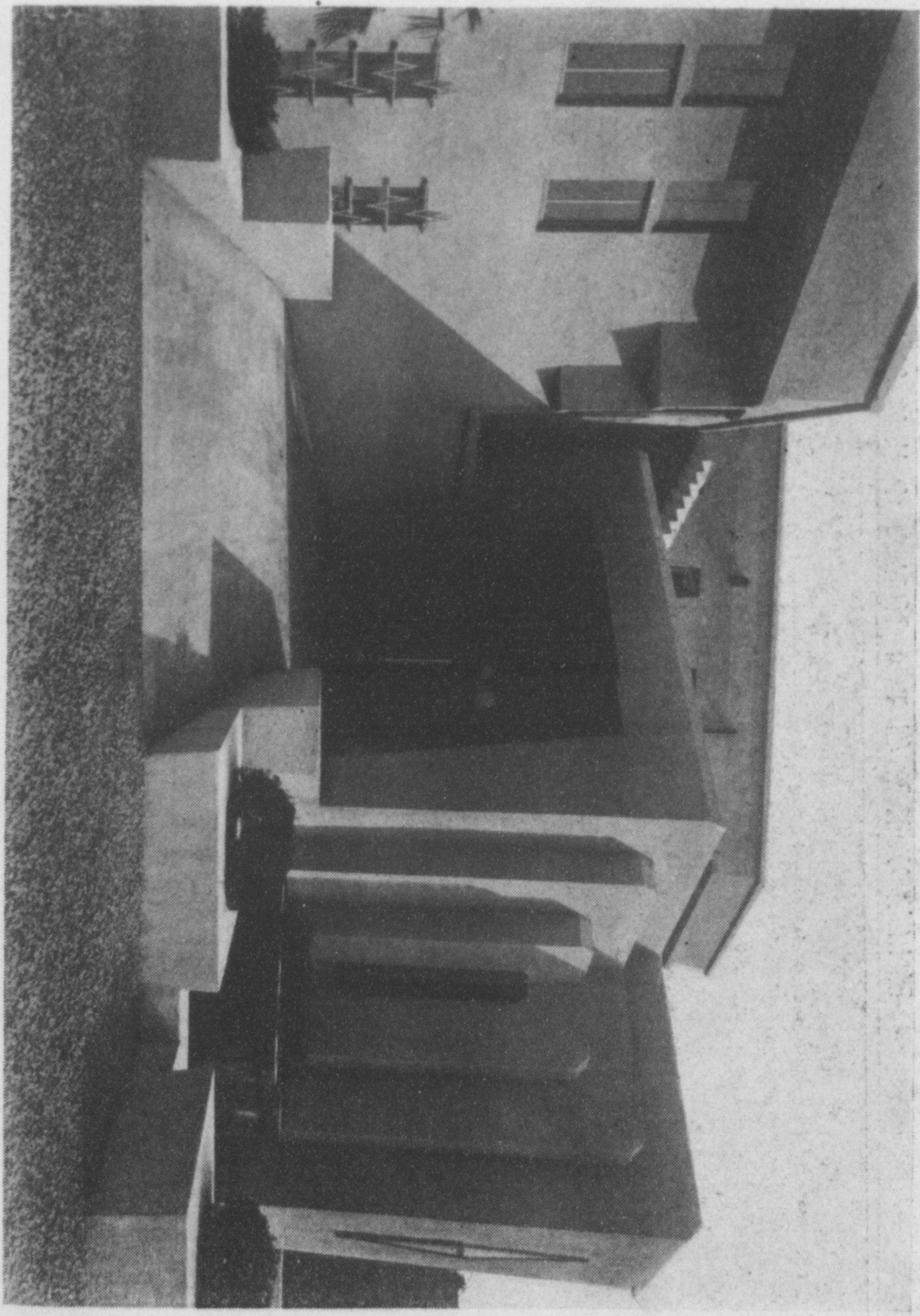
- | | |
|--------|--|
| 一、應募資格 | 會員ニ限ル |
| 二、問 題 | 隨 意 但シ行刑ニ關スルモノニ限ル |
| 三、文 體 | 隨 意 |
| 四、紙 數 | 一行二十字詰四百字原稿用紙十枚以内 |
| 五、制 限 | 匿名ヲ許サズ
昭和四年十一月三十日嚴守 |
| 六、締 切 | 刑政編輯部 |
| 七、審 査 | 昭和五年一月號誌上 |
| 八、發 表 | 一 等 一 名
三 等 五 名 |
| 九、入 選 | 右入選者ニハ薄謝ヲ呈ス |
| 十、送 先 | 東京市麹町區西比谷町一刑務協會編輯部宛、封筒ニ「懸賞論文」ト
朱書スルコト |

右に依り募集いたします。奮つて名論卓説を投稿せられむことを希望する次第であります。

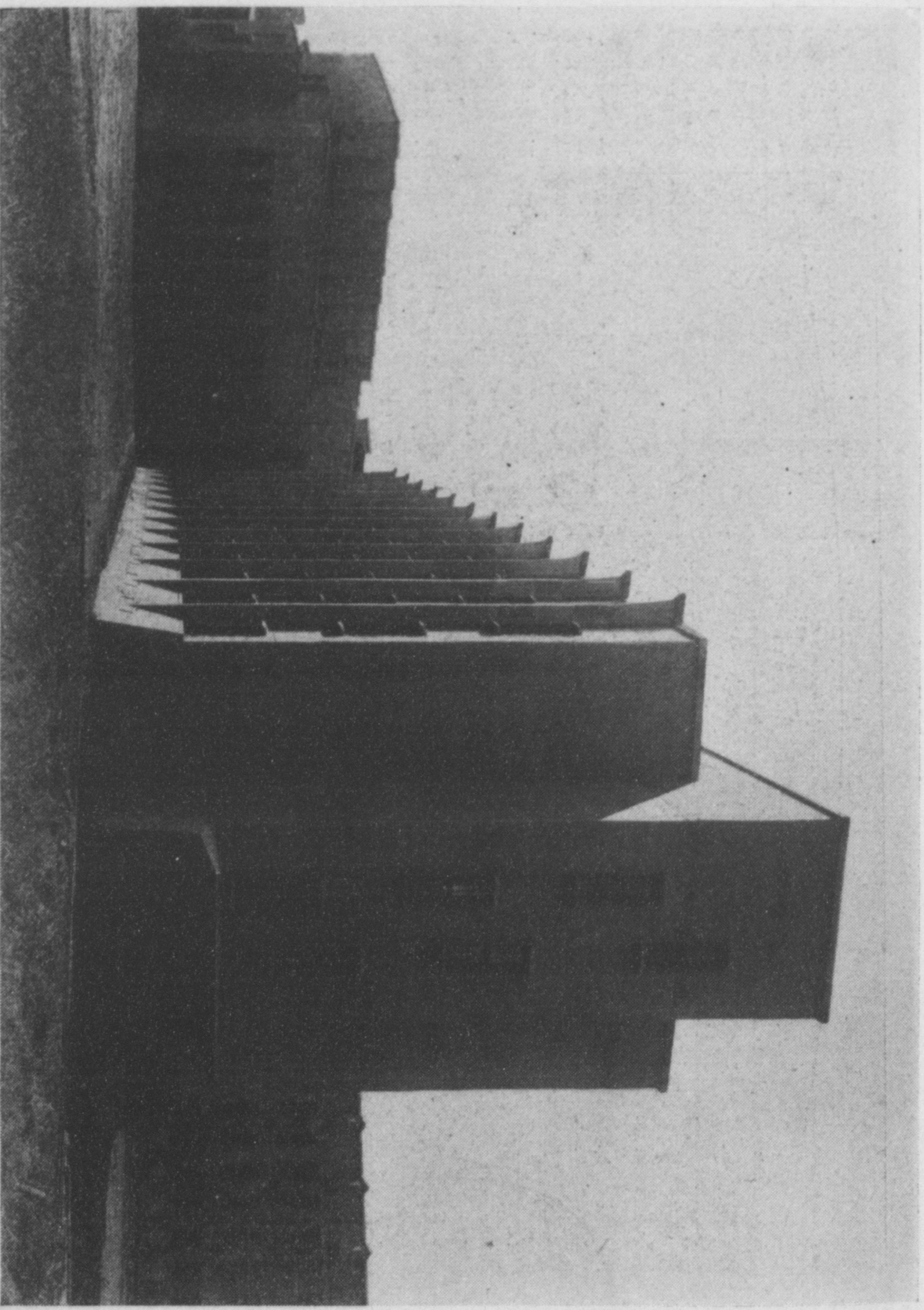
刑 務 協 會



所務刑管小るた見りよ防堤路水放川荒

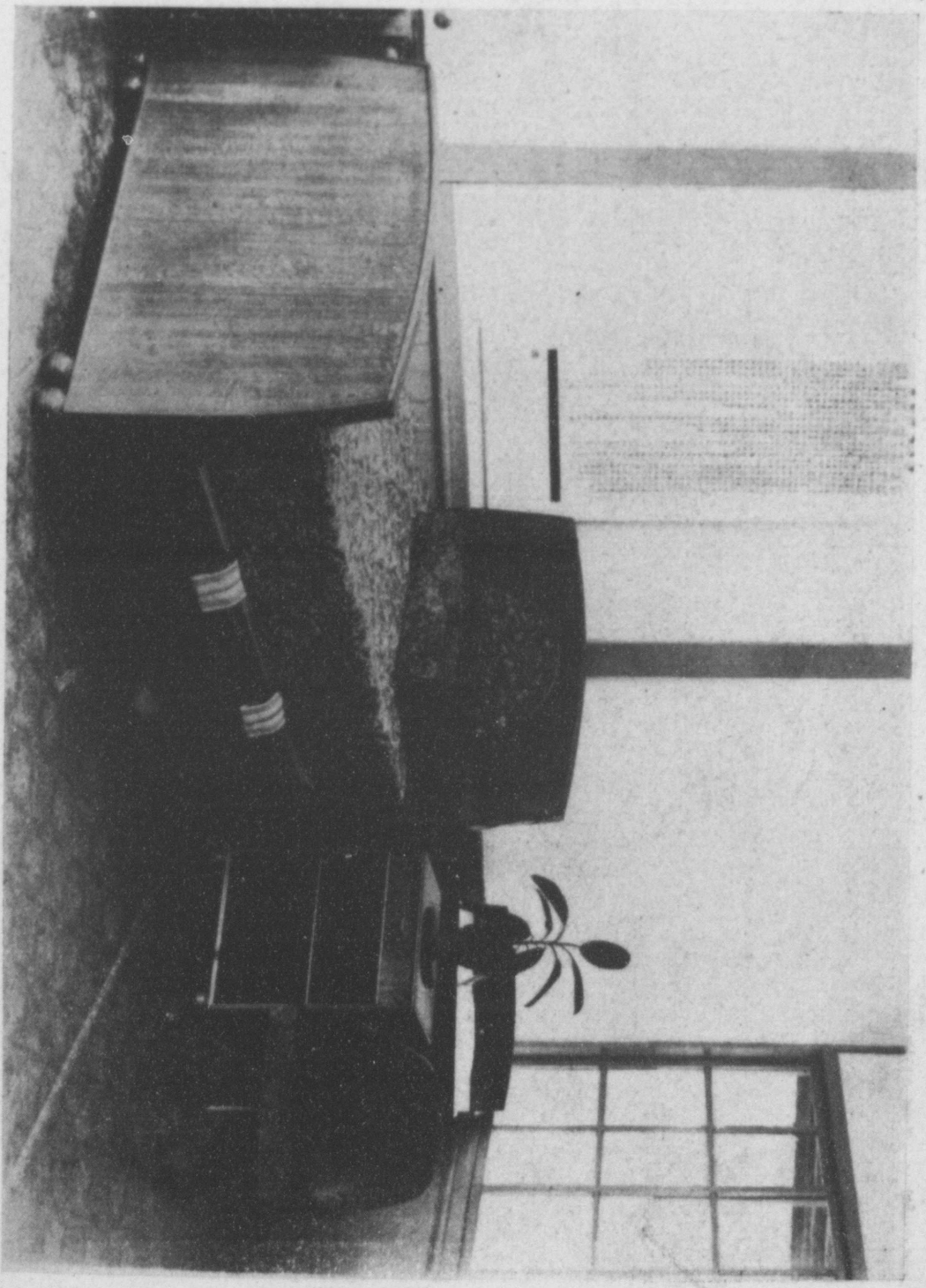


大阪の刑務所



大阪の刑務所の一の房舎

寫眞の寝具椅子、書架、洗面臺は去月或る高貴の御方が尾三の野に
舉行せられたる現地戦術に御出動あらせられ、桶狭間方面の御演習地
より御來名熱田神宮に御参拜の後御宿の光榮に浴したる南區熱田羽城
町加藤景美邸に御成り遊ばれたる節御使用の品々でかねて加藤氏の
依頼により、名古屋刑務所作業木工部に於て工東作業技師の監督の下
に謹製したるものであります。



刑 政

第 四 十 二 卷 ・ 第 一 十 號



刑 政 第 一 十 號

戒護と逃走

今日の戒護から逃走の防止といふことを差し引いたら殆んど残るものはない。それほど逃走防止は戒護官吏にとつて重大な事件なのである。さるを、この數ヶ月間の逃走の多かりしことよ。

われわれが行刑の基本觀念を改善作用だと考へて居ることは勿論である。だが、われわれは改善作用を強調する反面に於て隔離作用を排斥するものではない。さうして、わたくしは改善作用と隔離作用とがながちに相反する二つのものだとは考へて居ない。

ある外國の學者が消極的な戒護力にたよつて囚人の純情を殺すよりも、むしろ彼を逃走せしむるにしかずといったことであるが、それは隔離作用と改善作用とか二つのものだと考へた結果ではなくて、妥當な隔離作用と改善作用とを結び付けんが爲めにかくいはれたことであつた。

妥當な隔離作用とは、わたくしはそれを壁による隔離とも解しないし、また戒具による隔離とも解しないのである。わたくしはさやうな物的戒護力による隔離の充實だと考へないで、之を戒護官吏の心の働きによる隔離の充實だと考へたいのである。隔離作用が戒護官吏の緊張によつて充實されるとき、そこに逃走も起らねば首縊も出來上らぬのである。改善作用がかやうな隔離作用によつてさまたげられることももちろんあり得ない。

近時の逃走事件の續發は戒護官吏がこの妥當なる隔離作用を忘れた結果ではなかつたで

あらうか。戒護官吏はともすれば物的戒護力にたより過ぎるものである。けれども、いくら壁が高くとも、いくら獨居に拘禁して居ても、いくら鐵拳を飛ばせても、戒護官吏の心に緊張が缺けて居る場合に於ては、逃走者にとつてその壁は低いものであり、その獨居はもういものである。

その意味に於て、わたくしは爾今戒護官吏諸君の心の戒具によつて逃走を未然に防いで貰いたい。もしも、諸君が逃走の罪を建物や器物の罪とせらるゝなら、諸君は自ら求めて行刑の破綻をまき起し、刑務官を牢番の昔に歸らさねばなくなるのである。何となれば、建物が嚴重になればなるほど、器物の濫用がゆるさればゆるさるほど、囚人たちの心はそれに應じて陰慘に、卑屈に、偽善的に、さうして反抗的に陥りゆくからである。それによつて囚人の社會復歸が竟に望まなくなるからである。

かのオスボーンの部下の役人たちは、物的戒護力よりも強い心の戒護力を持つて居た。だからこそ、風雪の中に行衛不明になつた囚人たちが一人のこらず刑務所に歸つて來たのである。

わたくしは、わが戒護官吏諸君にオスボーンの部下のやうに心の戒護力を養つて貰ひ度い。さうして、その心によつてわが刑務所から一人の逃走者もないやうにして貰ひたい。その心は則ち諸君が囚人に與ふところの恩愛の心である。囚人に對する寛大の心である。諸君が囚人の個性に向くところの洞察力であり、自己に持するところの確信力である。

(あき羅)



司法記念日

本年十月一日は陪審法布かれ 聖
上陛下我が司法部に行幸あらせられ
てより、滿一週年に相當し而も改正
民事訴訟法の大法典が當日より施行
せられたので、司法省ではその日の
午後四時、大審院玄關の大廣間に於
て司法大臣以下司法省高等官、大審
院、東京控訴院、東京地方裁判所の
各監督官以下判檢事、刑務所長、辯
護士會長等參集、記念式を舉行し渡
邊法相は先づ勅語を捧讀したる上挨
拶を述べ、大審院長、檢事總長、辯

護士會長の式辭があつて萬歳三唱の
後終了した。渡邊法相の談として某
紙上に左記の通り掲げてあつた。

昨年十月一日 聖上陛下が長く
も我が司法部に親臨あらせられ且
つ優渥なる勅語を賜りましたこと
は、獨り朝野法曹のみならず國民
の均しく感激措く能はざる所であ
ります。然るに當日は我が國刑事
裁判制度の一大變革たる陪審法が
實施せられ、本年は又日を同うし
て我が國民民事裁判制度に一新紀先
を劃すべき改正民事訴訟法の實施
を見るに至りましたので、十月一
日は實に我が司法史上永久に記念
すべき日となりました次第であり
ます。因て司法部に於ては爾後こ
の日を以て司法記念日と定めまし
て全國の司法官衙に於て夫々記念

に應はしき施設を行ひ、内に在て
は各員此の機會に過去に於ける公
私一切の自己の業績行動を省察し
て、將來の發展改善に資し以て司
法に對する國民の信頼を益々高か
らしむることを心掛くると共に、
外に對しましては講演又は出版物
の頒布等の方法に依りまして、國
民全般に司法事務運用の實情を理
解せしめ、國民の強大にして健全
なる同情と後援とを獲まして是に
依り將來益々嚴正公平なる司法の
眞使命を全うせんことを期する次
第であります。

「司法裁判ハ社會ノ秩序ヲ維持シ
國民ノ權義ヲ保全シ國民ノ休戚之ニ
繫ル今ヤ陪審法施行ノ期ニ會ス一層
恪勤奮勵セヨ」と宣うた。司法部に
職を奉ずるものは孰も協力一致この

尊き大御心に副ひ奉るよう、縣命の
努力を爲さねばならぬことを切に覺
悟すべきであつて、刑務官は刑事裁
判を適實に執行し、累犯防止の目的
を達すべき重大の責任を負ひ、若し
其執行上に欠點ありたる爲め効果を
現はすを得ざる場合あらんか、裁判
を水泡に歸せしむることとなり、眞
に恐懼措く能はざる次第である。故
に刑務官諸子は常に此の點に留意し
て收容者の改善に盡瘁し、奉公の誠
を效せんことを希望するのであ
る。そして頃日刑政紙上に刑務所創
立記念日を設くることを望まざる向
あるを知る。陸軍記念日海軍記念日
のある如く、司法部にも司法記念日
の一ありて、本省外各廳とも全國一
齊に祝賀の式を舉げ、尙ほ可成關係
團體、法曹會、刑務協會、輔成會、

保護會等もその日に祝意を表するこ
とによつて一には、刑務官の立場を
民衆に知悉せしめ、以て斯業が如何
に國家的社會的に樞要なる機能た
るかを顯示するやうに進めたいと
思ふ。

兒童保健事業後援會

去月廿八日本郷區元町實生會能樂
堂に於て、日本赤十字社東京支部兒
童保健事業後援會主催の慈善能があ
つた。主催の趣旨は目下東京府下に
於ける兒童の健康は甚だ憂慮すべき
もので、府下小學校五百八十七校の
就學兒童約三十萬人中虛弱者として
目せらるるもの、實に其一割即ち三
萬人に達して、然も未だ之に對する
充分の施設のないは誠に遺憾の次第

で、その缺陷を補ふ爲め大正十年以
來毎季休暇を利用し府下深大寺境内
に、虛弱兒童數百名を收容して、
精神修養と同時に健康の増進を圖り
つつあるも、其規模頗る小なるが故
に、當事者は之を擴張すると共に更
に適切なる保護施設を講ずるは、頗
る緊急なりと信じ資金調達の方法と
して同憂同情の士に贊助を冀ふとの
ことである。成程處弱兒童の救済は
兒童保護中最も大切な事業で、未
だ國家の施設もない今日に於ては、
特に必要であつて、司法保護事業の
實驗より考へても、左様に感ぜらる
る。當日は東伏見宮妃、閑院若宮、
梨本宮同妃、李王同妃の各殿下の台
臨があつて、多數の來觀者あり、中
々盛んであつた。社會事業の爲めに
感謝に堪へぬ。

犯罪に對する社會の責任

木村 龜 二

社會的責任論の中心思想は、犯罪を以つて自由意思に基く規範違反の行爲であると謂ふ從來の考へを捨てて、總て人間は社會生活を営む以上この社會生活の規範に違反したる犯罪行爲に對して責任を負はねばならぬ、然し犯罪には原因が在る、従つてこの原因が犯罪に駈り立てる可能性即ち危険性といふことを標準として犯罪に對する處置が決定せられねばならぬといふのである。故に、個人に在つては、男女、年齢の差異、精神狀態の相違からは當然異つた處置が要求せられるのであり、又、犯罪の原因が個人に在るか社會組織に在るかといふことの差異に従つて、又之に對する處置が異にせられねばならぬといふことになる。

この最後の點、即ち社會組織に缺陷があることに因つて犯罪が成立する場合に於て、この缺陷ある社會組織を改造して犯罪の根本原因を除去することは、實證學派及び社會學派の最も重要視する刑事政策乃至社會政策の内容を爲すものである。然るに、現代の刑法は從來の個人本位の思想に影響せられて個人本位の構成要件を定立するのが普通であるといふことから、刑法理論に於ける新派の主張は犯人の危険性とその分類とに従つて刑罰的處置を決定するといふ點により多くの力が注がれて來たか

の觀があつた。

然らば、この犯罪の社會的原因といふことについて事柄が詳細に論ぜられなかつたかといふに、決してさうではない。フェリーの所謂刑罰の代用制度 (substitutifs pénaux) の思想や、リストの社會政策論は謂ふ迄もなく、これを我が國について見ると牧野博士は既に久しい以前から犯罪に對する社會の責任といふことを強調せられて來て居る。最近には博士は「社會的責任といふことの第二の意義は、犯人に對する社會自身の責任の自覺といふことである」(註)と斷定せられ、群集犯罪、被害者に對する損害の賠償、監獄の改良及び犯人の教育といふことに關聯して犯罪に對する社會の責任といふことを強く主張せられて居る。

(註) 牧野博士『勞働の責務と權利と作用』(中央公論昭和四年九月號第一七頁以下)。

勿論、世の中にはかかる刑事政策を以つて殆んど空論であるとせられる學者も稀にはないではない。しかし、さうした理論は兎もあれ、現代に於て刑罰制度の改良といふことは何れの國に於ても熱心に唱導實行せられつつある。刑罰制度の改良といふことは、應報刑論者の主張に従つて、犯人に對して犯罪に相當する苦痛を如何にせば正確に加へ得るかといふことを目標として爲されて居るであらうか。又、在來の刑罰制度の缺陷は犯人に對する正當なる應報が爲されなかつたといふ點に在つたであらうか。かくの如き見地から現代の行刑改良運動を見るといふことは全然許されないのみならず、又、その真相を全然没却することになつてしまふであらう。

さうして見るならば、現代の刑罰制度の改良は、最早、國家の有する單なる刑罰權の行使を全うせ

んが爲めといふよりも、國家が犯罪に對して有する責任の大なることを自覺して、犯罪に對する國家の義務を全うしつつあるものと謂ふべきであらう。犯人に對する教育が刑の本質でなければならぬといふことも、保安處分も、累進制の實施も、皆この國家の社會的責任の自覺としてのみ充分に了解せられ得るのである。

かくて、私は應報刑を主張するバウムガルテンでさへが次の如く謂つたその言葉を引用して置くことにしよう。曰く「刑法に於ても亦最近には社會的自覺が深められつつあることの美しい證據が示されつつある。新しい刑法が犯人の改善といふ思想に對して爲しつつある注目すべき讓歩 (Kinken-sion) といふことは、唯だこの意味に於てのみ了解出来る。何となれば、犯人があらゆる手段によつて改善せられねばならぬといふ考への動機となつて居るのは、最早單なる防衛といふ動機ではないのであつて、社會の責任感 (das soziale Verantwortlichkeitsgefühl) それ自身である。防衛といふことからは全然異つた處置へ出られねばならぬであらう。それ故、ここに動機となつて居るのは、若し社會が初めから犯人について今少し親切を盡して居つたならば、犯人は恐らくはしかく悲惨な状態に置かれることはなかつたであらうし、且つ又社會でその盡すべきをつくさなかつた以上は悲惨な状態に陥つた自己の一員を全力をつくして救助することは社會の責務 (Pflicht der Gesellschaft) でなければならぬといふ思想なのである」(註)と。バウムガルテンは社會の防衛と社會の責任とを全然別個のものと考へて居る。然し、我々はこの兩者がしかく別個のものであるとは考へない。我々は社會の責任が全うせられることがやがて最も完全に社會の防衛が全うせられるものと考へねばならぬのである。

(註) A. Baumgarten, Rechtsphilosophie, 1929, S. 31.

犯罪に於ける個人の責任の外に社會の責任を論じたものにペリツチュがある(註)。

(註) Perlich, Idee d'Individualité et Idee de Collectivité en matière pénale, Et. des criminologiques, 1929, p. 129 et suiv.

ペリツチュは、社會學派は人間が社會生活を爲すといふ事實からして人間が普通信ぜられて居る程自由なものではないといふこと及びその結果として人間をしてその犯罪に依る責任を出来るだけ免がれしめるべきであるといふことを主張した、として居る。そして、又、この主張の結果は舊派の立場から決定せられた刑罰を減輕することと行刑制度の緩和といふことをもたらした、と謂つて居る。社會學派の主張を以つてこのペリツチュの謂ふところにつきると考へることは不可能である。或る場合には社會學派は結果に於ては從來よりも重き刑が科せられることを要求して居る。例へば、慣習犯人に關する場合がそれである。然しながら、社會學派が舊派に對して成就した大きな仕事は、刑についての考へを全然質的に變化せしめたことである。即ち、最早や刑を以つて苦痛の爲に加へられる苦痛ではなくして、犯人の改善の爲にする教育であるとしたことである。この意味に於て行刑制度の緩和といふことを謂ふならばそれは謂へぬことではなからう。ペリツチュの意味もしかく解すべきであらう。

そこで、更にベリッチュは謂ふ。「然しながら、社會學派はそこに留つた。それは犯人の責任を減輕したが同時に社會の責任といふ問題を等閑に付した。然し社會は犯罪が犯されたについて自己の有する役割に對して責任を持たねばならないのである。實際、實證學派に従へば責任の有る者は個人（犯罪の行爲者）と社會とである。然るに、事實上は人々は犯人の一人たる個人のみを罰して他の一人たる社會を罰することをしなかつた。疑もなく社會學派は犯人に對しては從來よりも正義を全うしたものである（何となれば、それは舊派よりも一層綿密に犯人の責任について點檢したのであるから）。然しながら、同時に社會學派は既に述べた如く犯罪の一部分を罰せず放置することに依つて犯罪から更に危険を生ぜしめたといふ點に於て危険なものであつた」と。ベリッチュは社會學派が社會の責任を問題にしなかつたといふが、これは既に述べたやうにフェリーの刑罰代用制度やリストの社會政策論が社會の責任を論じたものであることを全然閑却した議論であると思ふ。のみならずベリッチュは社會に責任を認めるといふことを以つて社會を罰せねばならぬといふふう考へて居るやうであるがこれはやや單純すぎる考へである。我々は個人についてさへ彼に責任のあるといふことを以つて從來の意味に於けるやうな刑罰を以つて臨むべきではなく、犯人に於ける犯罪的性格を除去して、彼をして再び善良なる社會人に迄教育して行くといふことにしなければならぬと考へるのである。それであるから、社會については一層、これに責任を認めることはそれが犯罪原因となつて居るところを自ら除去するやうにせしめるといふことになる考へなければならぬのである。そして、このことは社會がそれ自體個人と異つた存在と職分とを有するといふことを認めることによつて可能となつてくるのである。

である。

そこでベリッチュは謂ふ。「かく社會學派に於て犯人に對して有利に進められた過程は、團體 (collectivité) といふ考へを採用することに依つて更に一段の新轉向が與へられることになるであらう。團體の觀念とは結局人間が一の全一體の部分に過ぎないといふことを意味するのである。このことから來る結論はかうである。即ち、犯人の責任が舊派に於けるより減輕せられるのは、社會學派の主張するやうに、犯人が、犯罪を犯すに際して、彼が彼の外部に在るものとしての、換言すれば外部的事實としての社會環境の影響の下に在つたが故ではない。犯人は全一體としての團體の一部分に過ぎないのである。故に、犯人の責任とは團體の機關としての責任に外ならない。従つて、彼の責任が減輕せられるのは、彼が、よし無意識ではなかつたにせよ、彼を包含し、彼を支配するところの彼の屬する有機體の全體に對しては少くとも無力であつたからである。それ故、主たる責任はこの團體自體に屬するのである。團體こそ自己に對して無力なるその成員の惡しき行爲についての責任を負ふことになるであらう。丁度それがその成員の善き行爲によつて利益を得つつあると同じやうに」と。社會學派の思想もベリッチュの思想と何等異つたことを主張して居るのではない。ベリッチュは、更に進んで、既に實證法の中に於て團體の責任が認められて居る場合について特にユーゴスラヴの法律の中から若干の例を示して居る。

その一として、ベリッチュは、家族團體が或る程度に於てその家族員の行爲について責任を負ふ場合を掲げて、家族はその成員の勞働並びに幸運 (bonne fortune) の利益を自己の手に收めると

同様にその成員の不幸 (malheurs) について負擔を負ふのであるとして居る (セルビア民法第五〇八、五一一、五二三條、モンテネグロ民法第六九七、七〇一、九六八條)。然し、この家族共產制 (zadruga) は現代に於ては衰微した原始共產制の形態であつて、民事上は別として特にどの程度に於て刑事上の意味と作用とを持たしめ得るかは問題であらう (註)。

(註) このザドルーガの制度はスラヴ民族に共通な制度でローマの氏族制度に似たものである。これにつ

ては特に Dereste, La zadruga dans le droit slave (Nouv. lles études d'histoire du droit, 1902, p.

347 et suiv.) 参照。

次にペリツチュの掲げて居る例は、家父が同居中の子の刑事訴訟費用の中の或る種のものを負擔するといふ規定である (セルビア刑訴第三二三條)。これは特に少年犯罪の豫防につき保護者に持たしめらるべき責任を明にしたものとして、考慮すべき作用を持つものと見るべきであらう。この法律に似たものとして私はベルヂックの民法第一三八四條を注意して置きたい (註)。その第二項は、父、又は夫の死後は母が、同居中の未成年の子に依つて與へられた損害につき責任を負ふことになつて居る。我が少年法の第四條第一項第四號の規定も大體に於て保護者の家族に於ける地位から認めらるべき義務を規定したものと見られるべきではなからうか。少くとも少年犯罪について家庭の負はねばならぬ責任は充分考慮せられねばならぬ點であらう。

(註) Cf. Prins, Science pénale et droit positif, 1899, p. 377 et suiv.

第三にペリツチュは放火及び財産の毀損に依る損害の填補に關する一八九二年三月二十日のセルビ

アの法律 (一九〇三年十二月二日改正補充) を掲げて居る。この法律の第一條に従へば、損害填補の責任は犯罪の行はれた土地の市町村又は犯人の居住地の市町村に歸することとなつて居るといふ。これは明に團體が自己の成員の行爲の結果について責任を負ふ場合である。これと似たものとして更にペリツチュは第四としてセルビアの公共の安寧に關する一八九五年一月三十一日の法律を掲げて居る。この法律の第一三條にも強盜 (brigandage) に依る損害の賠償につき右に述べたと同様の規定があるとして居る。又、第五として一九二一年八月二日のユーゴスラヴの公安に關する法律が掲げられて居る。この法律に従へば、公共の安寧を脅す行爲を鎮壓する爲めに軍隊が差し向けられた場合、この軍隊が派遣せられた市町村又は郡に於て軍隊の費用を負擔することになつて居ると謂ふ。騷擾罪に因る被害の損害賠償については古い法律としてはベルギーの革命第四年稽月十日の法律 (Décret du 10 vendémiaire an III) は有名である。又、學者は獨佛に於ける同様の法律について論じて居る (註)。

(註) 例へば末弘博士『法窓閑話』第一〇一頁以下参照

この被害者に對する損害の賠償といふことは既に久しく實證學派の間に主張せられて來たところであつて、現代の法律としては一九二七年のロシア刑法第二〇條第一四號に規定があり、刑法草案ではイタリヤの二十一年案の第九〇條以下、同二十七年案の第一八七條以下に規定がある。我が法制審議會の刑法改正綱領第三十九にも「財産に關する罪に付ては常習犯を除くの外損害を賠償したるときは其の刑を免除し得べき規定を設くること」とある。これ等最近の法律及び草案に於ては賠償責任者

は單に犯人自身とせられて居るが、學說としてはフェリーの如きは國家の賠償責任を主張して居る（註一）。又、この問題について特に我が國に於てその重要性を古くから主張せられて居る牧野博士も「社會自身國家自身が、連帶的に、少くとも補充的に、その賠償を全うするの責に任すべきではなからうか」とせられて居る（註二）。

（註一） Ferri, *La sociologie criminelle*, 1893, p. 503 et suiv.

（註二） 牧野博士前掲論文第一七一八頁。尙ほ日本刑法第四九五頁以下、『刑事學の新思潮と新刑法』

第二四九頁以下参照。

人或ひはかかる損害の賠償は民事責任に屬し刑事責任の問題でないといふかもしれない。然し問題をしかく概念的に片づけることは早計であらう。自由刑が本來は民事責任の制度として發達したものであることは學者の認めて居ることである（註一）。イエリングは嘗つてローマ法について次のやうに謂つたことがある。「金錢のことから出發して最も重い刑罪に到達したところでは又再び刑罰から金錢關係に復歸するかもしれぬと私は謂ひ度し」（註二）と。フェリーも、又、從來人々は刑事手段と民事手段を餘りに絶對的に分離し過ぎた、然しそれは誤りであつて、この兩方の手段は相合して個人の反社會的行爲を防衛するといふ目的の爲に働かしめられねばならぬとして居る（註三）。嘗つて學者は刑罰と民事上の賠償責任と區別せねばならぬ」といふ見地からその所謂刑罰の「概念論」をされたことであつた。然し、刑罰の概念も一の歴史的範疇に過ぎないといふ私の考へからは、かかる概念論は無用であるやうに見える。何となれば我々の立場からすれば、例へば「罪を犯さざるべき誓

約」（刑法改正綱領第二二）とか、「判決の公示」（同第五）とかがその所謂應報概念の何處を占むるべきかは了解し難いことであるし、又、よしその概念的地位が如何やうでもあれ、それによつて社會防衛が全うせられればそれでよいのであるから。いづれにしても問題は概念にあるのではなくして、目的と作用との中にあることを忘れてはならぬであらう。

（註一） Wundt, *Das Recht (Völkerpsychologie)*, 9. Bd. 1918, S. 452 ff.

（註二） Ihering, *Geist des römischen Rechts*, I. Bd. 6. Aufl. 1907, S. 133-4.

（註三） Ferri, *ibid.* p. 504.

最後にペリツチュは一九二六年八月六日のユーゴスラヴの出版法を擧げて居る。同法の第五條では、團體が誹毀せられた場合に、この團體の一人又は多數は告訴を提起することを得るが、若し被告側に於て該團體の何人についても自己の主張した事實の存在を證明する時は罰せられないと謂ふのである。ペリツチュは、この場合、團體はその成員の行爲について全體として、法律上は兎も角、少くとも道徳上は輿論の前に責任を負はねばならぬこととなつて居るとして居る。團體が成員の名譽不名譽によつて全體として連帶的關係に立たねばならぬといふことは特に道徳的範圍に於ては無數にその場合があることである。犯罪が多いといふことは道徳的には國家の名譽ではあるまい。この意味に於ても國家の徳は犯罪を無くすることにあると謂はれねばならぬし、國家はその爲に最も重い責任を負ふものであると謂ふべきである。

ベリツチュが右に述べた社會の責任といふことは尙ほ犯罪に於ける部分社會の責任といふことに留まつて居る。然し、私には國家が犯罪の鎮壓又は豫防について負はねばならぬ責任といふものも、又現に國家が刑務所の設備の改良及び行刑の改革といふことについて遂行しつつある責務も全然同じ社會の連帶責任といふ思想の上にのみ理解せられ得るものであると考へられる。姦通罪の原因が法律上離婚原因を嚴格に決定し過ぎたことに由來することは西洋の經驗が教へたところである。財産に關する罪が一面には社會に於ける富の分配が一方に偏して居ることから來て居ることも、政治犯思想犯が總ての國民の政治的要求を容れ得ざるやうな政治組織からや、思想の取締りが餘りに嚴に過ぎることから來て居る場合もあるとせられて居る。その他、國家がその國家としての大なる包容力を發揮することによつて反つて犯罪に對するその責任が全うせられる場合は數へ切れぬであらう。勿論、現代に於ては、これ等の社會の責任といふことは、主として、國家の道德的責任として考へられ、その個々の法律上の構成については未だ充分に全うせられるには至つて居らない。然しながら、實證學派社會學派の思想が段々と實現せられるにつれて起りつつある大きな思想上のムーヴマンとして、犯罪に對する社會の責任といふことは何人もこれに對して目をつむることを得ないことがらであらう。

人は或ひはかくの如き社會の責任を以つて原始的な集團責任の夢を繰り返すものといふかも知れない。勿論、この責任の二つの形態には相互に形式上相類似するもののあることは否定し得ない。然し例へばフォーコンネーの如きはここに意味せられた社會の責任を以つて「責任の新しい形態」(nouvelles de responsabilité) であるとして、それが原始的集團責任を想起せしむるものではあ

るが、決して然らず、反つて個人的責任の深化せられたものであるとして居る。曰く「人々は我々が決して集團責任又は間接責任といふ古い責任形態へ復歸するものでないといふことを見るであらう。寧ろ個人責任の質的變化がそこに行はれつつあるのである。人間が相互に連帶的であるといふものは個人自身の責任を無差別に他人又は全体に歸することではない。それは寧ろ個人といふものについての、從つて個人の有罪性といふことについての在來の余りに單純な考へを深化し、修正することを意味する。人人は我我自身の一部分が我我自身の外にあるといふこと、換言すれば、我我の各自が、決して、相互に根本的に分離せしめられ、閉鎖せられたものでないといふと、及びその結果として、我我が實際互に他人の行動に参加し合つて居るのであるといふことを理解することになるのである。それで、連帶の思想といふものは丁度意識の事實の如きものであつて、知覺の範圍を増すにつれて今迄見た以上のものを見、個人の責任の無限であることを自覺するものと謂ひ得るであらう。それは個人と個人、個人と社會との關係を今迄と異つた立場に於て見ることである。その結果として各人の責任の更に正しい分配といふことが爲されるのである。かくて、責任が再び或る意味に於て集團的となることは、それが一層個別化せられる爲であるといふことになるであらう」(註)と。

(註) Faconnet, *La responsabilité*, 1920, p. 343, cf. 330 et suiv.

勿論、この犯罪に對する社會の責任といふことは犯人の社會的責任と相待つてのみ意味あることは論ずるまでもないことであらう。

東洋刑事法制史 [三]

佐伯 復 堂

(一) 民意と刑罰

天意と民意、天意と刑罰の關係は、前已に之を述べたが、更に方面を轉じて、民意と刑罰との關係に説き及ぼせば、ここに始めて當時刑罰權の基礎觀念が明瞭するわけである。三皇時代の天意實現は、初め巫現の降神に由つて之を認識したのであるが、次で巫現に代るに帝王を以てし、帝王たる道は天意に本づく政刑を施すものであると信ぜられてゐたことを説明したのである。帝王の地位は代天の地位として、汎く民衆の崇敬を集めたもので、所謂帝王はそのままに生きる天であつた。従つてその帝意は、君主の意志として見らるるのみならず、上帝の意志として見られ、法律の觀念に加ふるに宗教的敬虔の觀念を以てしたるものなることを、容易に想像し得らるるのである。帝堯の徳をたたへて、光被四表。格于上下とあるが、四海の外までひかり被ひ、天地の内に充溢するといふのはまさしく天に準する言である。而して帝舜に至り、重華協于帝とあるが、これ帝堯の徳既に光華ありしが、ここに重ねて光華ありといふ、その同じく天に配して見たる所以を窺ふに足るのである。

かくして帝王の帝王たる所以の道德ある者は、帝王の資格ある者と信ぜられ、民衆相仰いで帝王（天子）に戴いたのである。これ故に、帝王と民衆とは、徳の有無に由つて、何時にても地位革易するは當然の歸結として見られてゐた。この思想は帝堯が帝王の地位に即きし時、已に實現してゐるが、帝堯が年甫めて十六にて唐侯より身を起して帝王となり、在位七十年、嗣子の丹朱が鸞訟（傲虐）にて天下を安んずるだけの徳なきを見、至公至明の徳を以て、一平民の子なる虞舜の道德を聞召され、之を擧げて帝王の地位を禪るに至られた時に於て著しく發揮された。降つて帝舜に至り、嗣子商均は、敢て傲虐とまで至らざりしも、父君に肖ざるおろかな者だといふ點を以て、刑罰に處せられたる鯀といふ人の子たる禹の功を嘉して、帝王の地位を譲られた。

○太甲。修厥身。允徳協于下。惟明后。仲虺之誥。克寬克仁。彰信兆民。

支那は太古より天意の在る所を帝位ある所とし、帝王と民衆の階級は、一に全くその徳如何に由つて定めた。この國体的觀念は、後世・周書の召誥などにも露出してゐる。即ち嗚呼皇天上帝。改厥元子とある。かの紂王は殷の帝王たる身分を受けたれども、その無道なるが爲に、臣下たる周侯（名は發）に伐たれて焚死するに至つた。この點は殷の前代夏の桀王も覆轍を示してゐる。支那の人民は、かかる暴君に對しては、固より天意を認めざるのみならず、天に反逆する者として、臣下ながらに天に伐りて放伐した。之を天討（天誅）といつたのである。是を以て、同じく召誥中に、嗚呼。天亦哀于四方民。其眷命用懋とある。民衆は訴ふる所なくして天を哀呼し、天も亦た同情して、全國民中より帝王の道德ある人物を物色し、その民衆の爲に勉敬する者と認めれば、之を拔

いて民主としたのであるが、かかる平等的大精神は、深く國民の精神に籠りて、後世の所謂民本主義の根柢となつたものと考察する。

然らばその道徳は、如何にして之を認むるかといふに、民意即ち「社會民衆の意志」に合流するものを以て有徳とし、逆流するものを以て不徳とし、有徳中最も聖なる者を見て歸從し、「以爲ひらく天命を受けて帝王たるべき人なり」と。この徳を名けて帝徳といひ、箇人としては仁人といった。但その徳を見る方面によりて、種々名を異にするのみである。尙書の虞夏及び商の書は、悉く之を立證して餘りあるものである。この徳を後世の所謂恩（慈）若くは仁（愛）の意味となすも、決して通ぜざることがない。帝堯は克明俊德。以親九族。九族既睦。平章百姓。百姓昭明。協和萬邦。黎民於變。時雍。といふは、その徳の對象を九族、百姓、萬邦（黎民）に置くもので、帝舜が刑罰を規定し、流・放・竄・殛するも、畢竟天下を安定せんが爲であり、大禹が天下の君となるも、帝徳廣く民衆に及ぶにより、湯王が有夏に克ちしも、民衆を塗炭に救へるに本づくのであつて、要するに皆「社會民衆の意志」と一致するに職由する。

○堯典。曰若稽古帝堯。曰放勳。欽明文思安安。允恭克讓。舜典。曰若稽古帝舜。曰重華協于帝。濬哲文明。溫恭允塞。大禹謨。益曰。都帝德廣運。乃聖乃神。乃武乃文。皇天眷命。奄有四海。爲天下君。皋陶謨。知人則哲。能官人。安民則惠。黎民懷之。湯誓。今爾有衆。汝曰。我后不恤我衆。含我殯事。而割正夏。予惟聞汝衆言。夏氏有罪。予畏上帝。不敢不正。我來。又曰。一哉王心。克綏先王之祿。永底烝民之生。

咸有一德。德無二。帝師。主善爲師。善無常主。協于克。一。傳萬姓。咸曰。大哉王言。又曰。一哉王心。克綏先王之祿。永底烝民之生。

二帝（堯・舜）時代に入る頃は、民意の趨勢は、親睦・協和して社會を保持し、且つその進展を期するに在つた。換言すれば、協同生活に附隨する道徳の必要を實感してゐたことを見出される。かの帝堯の徳をたたへて、「允に恭しく克く讓り、光は四表を被ひ、上下に格る。克く俊徳を明かにして、以て九族を親み、九族は既に睦じくなり、百姓を平章（平和・章明）し、百姓が昭明となりて、萬邦を協和し、黎民（萬民）ああ變り、これやはらく」といつたのは、民意の期待を充足した徳の禮讃である。各自の利己心に任ずれば、社會的本能と衝突し、その結果や却つて各自の不利と危害を招來する經驗を體得し、社會民衆の福利に寄與する有徳者を得、以て強制力を加味したる支配機能たらしめ、之が支配下に甘んずるは、寧ろ各自に取つて利益なることを理解した時代であつた。蓋し支那の太古は、種族と種族との競争より、智徳優越して團結鞏固なる種族が、自ら他の種族を包擁し、更に他の民族を服従し、遂に國家を創成するに至つたのである。

○大禹謨。皋陶謨。德乃降。黎民懷之。君子在野。小人在位。民衆不保。天降之咎。皋陶曰。都。在知人。在安民。吾子之歌。皇祖有訓。民可近。不可下。民惟邦本。本固邦寧。仲虺之誥。嗚呼。惟天生民。有欲無主。乃亂。湯誥。天道福善禍淫。上天孚佑下民。罪人黜伏。其爾。萬方有罪。在予一人。

予一人有罪。無以爾萬方。太甲。天作孽猶可違。自作孽不可道。民罔常懷。懷于有仁。一人元良。萬邦以貞。高宗彤日。嗚呼。王司敬民。罔非天胤。說命。一夫不獲則曰。時予之辜。盤庚。予不掩爾善。

這間、一面には社會擁護の思想、一面には自由・平等の思想が醸成されていった。翻言すれば、客觀的團體的には社會擁護の觀念、主觀的箇人的には自由平等の觀念が、蔚然として涵養され、ここに堯・舜・禹・湯の聖治が展開した。二帝時代即ち法律概念發芽時代には、社會擁護の觀念は著しく發達した。その痕跡は尙書その他の古文書に依つて偏く人の知る所であるが、殊に禹王の如きは能く水土を平治し、以て當時の國患を救ふに就て、献身的に貢獻せるのみならず、經制悉く備へ、徳教四もに達した。これらの聖帝王は、社會擁護の精神には、形式、政略、利慾、名譽、權勢等の如き動機を微塵も含蓄しなかつたことが、その事蹟に由つて明白に立證される。簡言すれば純乎たる社會擁護の誠意であつた。従つてその精神の反面に於て、民衆の自由平等の觀念を擁護し、之に關する種々の教訓を施してゐる。帝舜はその政治を專斷せずして、四岳・牧伯に諮問協議し、人物を選擇してその政務を分ち、民意の存する所を參酌して、民衆の期待を満足せしめた。明・四目・達・四聰、といひたるは、廣く民衆に對してその視聽をくばり、天下をして壅塞ならしめたものである。反言すれば、民衆の意志を自由に伸張せしめたのである。その教育方針の如きも、強制の嫌なく、寛裕以て之を待ち、成るべく自由ならしめた。帝曰。契。百姓不親。五品不遜。汝作司徒。敬敷五教。在

寬とはこれである。當時より名教を基準にして、徒らに空理に走る弊を避け、何人も異議なき所に止まり、生活の規範は過不及なき「中道」を尊重して之を實踐道德の標準とした。

○說命。股肱惟人。良臣惟聖。爾惟調子朕志。若作酒醴。爾惟麴蘖。若作和羹。爾惟鹽梅。爾交修予。罔予弃。予惟克邁。乃調。大禹謨。人心惟危。道心惟微。惟精惟一。允執厥中。

而してこの民衆の自由は、固有の自由意志と、責任觀念より發生するのであつたことは、湯詔に若く有恒性。克綏。厥猷。惟后。とあるによりても堆定するを得べく、又その自由意志は、制限的自由なりしことは、太甲に、欲敗度。縱敗禮。以速戾于厥躬。とあり、大禹謨に、罔哂百姓。以從己之欲。とあるによりて察知される。民衆の平等は、上帝の下にありては、人間は悉皆平等であるとは、支那の傳統的通念である。前已に述ぶる如く、支那の太古時代は、君主政体ながら、そのままに民主政体であつて、民衆の意志を君主の意志とせざる政治は、存立の意義なきものと考へられてゐたのであるが、その民主の自由と平等とを尊重し、苟も專制に流るるを防遏する爲に、帝舜の時代には、特に納言官を設置した、納言官は、民衆の意志を聴取して、之を天子に納ると共に、天子の意志を拜受して、之を民衆に宣ぶるのである。而してこの重職は龍といふ臣に任ぜられた。この民意を取り入るに怠らざりし君主は、聖明の君主として民衆に歡迎せられた。○仲虺之誥。好問則裕。自用則小。盤庚。予不掩爾善。說命。群臣咸諫于

王曰。嗚呼。知^ル之曰明哲。明哲實作^ニ則^ヲ。惟木從^ヘ繩則正。后從^ヘ諫則聖。』
反言すれば、民意を威壓度外して、君主の意志のままに行動せるものには、民衆は歸服せず、その極、民衆の有徳なる者は立つて之に天討を加ふるに至るのであつた。
○盤庚。我^ニ逐^メ纣^ヲ乃命^ス于天。予豈汝威^ヲ。用奉^ス畜汝衆^ヲ。』夏王滅^シ德作^シ威。以敷^ク虐^ヲ于爾。萬方百姓。爾萬方百姓。罹^リ其凶害。弗忍^ニ荼毒。並告^ス無辜于上下神祇。天道福^シ善禍^シ淫。降^シ災于夏。以彰^ス厥罪。』朱子曰。蓋其（刑也）輕重毫釐之間。各^ハ有^レ攸^ハ當^ル者。乃天討不易之定理。而欽恤之意。行^ハ乎其間。則可^シ以見^ル聖人好^ム生^ヲ之本心也。

敘上、民衆の自由と平等との觀念は、深く二帝の時代に萌したことに論及したが、これら自由平等の觀念は、常に必ず協合謙讓の觀念と握手提携して發達したことを觀過されぬのである。この點は東洋道德の特長にして特短ともいへるのである。而してその民衆が協合謙讓を尊重せるは、這種の徳を有する君主を仰慕崇敬せるによりて甚だ明白である。帝堯・帝舜・禹王・湯王は皆この徳にすぐれた人格者であつた。

○堯典。允恭克讓。黎民。時雍。舜典。舜讓于德。弗嗣。』大禹謨。滿招損。謙受^ヲ益。』正德利用。厚生惟和。』和衷哉。』胤征。爾衆士。同^ニ力王室。尙弼^ヲ予。』
欽承^ス天子威命。』

かくの如く自由平等の觀念と助け合ひ譲り合ふ精神とは、道德優越せる天子を中心にして調和發達し、以て後世周代の文化を馴致したものである。

しかし、五帝時代でも堯舜禹湯の光明政治即ち自由平等、協合謙讓の調和發達した政治ありしと共に、その反對に走りし桀紂その他の暗黒政治即ち厭制暴虐、鬭爭反亂が鬱結爆發した政治もあつた。しかし、さうした暗黒政治の君主は、必ず衰運若くは滅亡に歸し、ここに國体の變革を起し、復び民意を尊重する君主の光明政治を惹起するに至つたのである。その狀、宛も石を天に投ずるも、必ず地に落ちて止むが如く、民意に逆行した帝王の專斷する政治の行詰は、國家の滅亡に由りて終焉を告げたのであつた。尤も同じ亡國であつても、自ら時期の長短があつたが、それは帝王の實力又は王室の情力が示す強弱に比例したのであつて、これまた天に投げられた石が、その投げる力の強弱に依りて遠近の差を生ずるが如きものであつた。夏は一十有七世、約四百三十二年にして亡び、殷は三十有一世、約六百二十九年にして亡んだのも、その實證である。夏の亡びしは殷の起りし所以、殷の亡びしは周の起りし所以で、そこには唯民意の集散離合あるのみである。

法律概念發芽時代として、五帝の帝王は、大禮に於て天意即民意を認識せる帝王で殊に帝舜の如きは、帝王たる所以の意志を以て、不文憲法と爲し、その意志の言辭に發露したものを、法律と同一に取扱つたのである。かくして帝王の大權即ち立法權、司法權、行政權の三權が、時代相應に實現され

てゐた。帝王の大權は、時としては直接重臣に、時としては直接民衆に行使せられたが、その重臣に致されたる語も、畢竟民衆の爲であることは言ふまでもない。

◆
當代帝王の國法的地位は、國家統治上の最高機關であつて、所謂天意を承けて統治權を總攬するに止まり、統治權の主体たる觀念に出でたるものとは認識し難いものであつた。元來帝王の意志が即ち民衆の意志であると同時に、帝王の意志は即ち國家の意志で、而して又た民衆の意志は即ち上帝の意志であつたから、結局、民衆の意志を離れて帝王の意志を認め難いことになるので、形体は帝王の意志でも、實質は民衆の意志であつた。これが所謂帝王道で、之に對し、民衆の意志を離れた帝王の意志が政治に現出すれば、反帝王道として民衆より疎外乃至排斥され、その極、天討を加へらるるに至つたものである。

支那の國家起原は、氏族より部落へ、部落より民族へと、漸次發達したのであるが、その氏族は成るべく廣く擴大されて、氏族即部落の觀があつた。堯典の中に九族といふものを示せるは、高祖より玄孫に至るの一族にて、異姓との關係を見るときは、一部落を形造るに足るのである。歴史上に於ては、人間が完全に孤立して生存したる事實なく、人間は必ず家族、氏族、乃至部落、國家の如き社會組織以内に棲息せし故、人間の經濟行爲も特定の社會以内で、その組織に伴つて行はれ、他人と何等かの關係を有することになつてゐる。この經濟的關係から見ても、相互の團結を必要とするを見るに足るのである。かくの如くして年月の經過するまに、自ら民族的結合體が発生し、その一定民族

が協同生活する上に於て、一の統治權を要求すると共に、その大權の支配する地域即ち領土を確定するを必要とするに至つたのである。五帝時代の末を承けた夏の時代に及んで、禹王は外に居る十有三年、家門を過ぐれども入らず、九州を開き九道を通じ九澤に陂し九山を度^{はか}られしは、この領域を確定し國土を經營する爲であつた。殷に民衆と領域とが定まりて、一定の領域に居住する一定の民衆がその意志を代表する人を得、その統治權に甘んずるに及び、支那の國家組織はその基礎を得るに至つたわけであつて。支那建國の根本義も、支那民族の國民性も、共にこの一點より湧き上がったものであると考察する。

◆
かくして支那の國體は醗酵され、主權の實體は民衆の意志に存在する色彩を愈濃厚にしたのであるが、この民衆意志を行使する政體は、後世各時代に由つて、或は君主政體となり、或は民主政體となつた次第である。民衆の意志を民主政體で行使するは、固より當然であるが、君主政體で行使するのも變態でない。よしんば民主政體にしても、之を代表する者に、何等かの名稱を與ふるのであるから、之を大統領といふも將た帝王といふも、それは名義の差たるに過ぎない。立憲政體などといふことは、國民の政治觀念幼稚なるその當時に於て行はるべくもない以上、かくの如きは主權行使の行き方は止むを得ざること、民衆の意志を主權とする點に於ては、恒久不變の實相を有して居るものである。唯君主とするが故に、その君主に任期なく、帝王道の自覺なき君主が、統治權を握る場合は、一變して暴壓苦くは無能の政治となり、國家を亂し社稷を傾け、革命の禍を起すことを免れない。五

帝時代を過ぎ、夏の時代に入りては、人口漸く多く、人心惟れ危く、聖天子たるべき人物の物色も頗る困難を感じ、加之、夏殷以來の君主は、徒らに唯その地位を永續せしめんと欲し、民臣も亦利害心を以てその意志に添はんことを欲し、帝王道の精神は、王位繼承に依りて實現することとなり、その弊や、遂に天意に背馳するに至り、臣民として君主に天討を加ふるの止むなきに至つたのである。

人或は帝王を以て行政權司法權の元首とし、立法權の下に於ては、帝王と雖も民衆と共に遵守する義務ありと主張するものもあるも、かかる主張は、主權を統治權を總攬するものと見ざるもので、天に代つて民衆を統治する根本思想とは正面衝突する思想である。帝王は天下（全國）の元首なることは、虞書にも明記してゐる。

益稷。乃歌曰。股肱喜哉。元首起哉。百工熙哉。

（二）帝舜の刑罰

元首は國家の首腦である。臣民は國家の身体である。身體は首腦を本として動作するやうに、臣民は元首を本として生活した。元首即ち帝王は、職能として政體を採定し、政權を確立するが、その政體と政權の統治下に立つものでない。この意味に於て、君主政體に根據してその政權を行使した所の帝舜は、その立法としては、先づ刑罰法規を制定したのである。

○舜典。象以典刑。流宥五刑。鞭作官刑。扑作教刑。金作賁刑。皆災肆赦。怙終賊刑。欽哉。惟刑之恤哉。

而してこの制定されたる刑罰法規は、西曆紀元前二二〇〇年即ち今より四千年前に現れた支那最古の刑罰法規であるが、それ以前の時代にも、種々の刑法が施行せられたるべき關係を見出さるるも、それは固より一定したものでなく、元首の意志のままに、隨時適宜に施行してゐたものと推定される。故に「象は典刑を以てし」と記載されたものと推定する。

換言すれば、五刑の如きは、從來慣習法として雜然施行せる刑罰中より採定せられたるものと考察する。否らざれば流は五刑を宥しといひたるは、意味を爲さぬこととなるのである。當時の法律は、帝王自身の聰明睿知で、民衆意志の在る所を斟酌し、之に基いて制定せられたるものなれば、固より裁可のあるべきはずなく、單に公然布告するのみであつた。帝舜が刑法を制定した精神は、道德の輔弼として缺くべからざる治國的要具とするに在つて存し、刑法を道德と引離して存置するといふ意味ではなかつた。帝舜の刑罰法規は、簡單ながら東洋刑罰法規の源泉となりて、數千年間流れ來り、時代と共に水量を加へ、水質を變じ、流域は遠く我國に達し、以て今日に及んでゐるが、爰に帝舜の刑罰法規が果して如何なる貢獻を爲したるかと分析的に觀察すれば、大要八種となすことを得るのである。その一は、雜駁の刑罰を統一して、臣民に遵據する所あらしめた點である。刑罰は國法の規定に違背する行爲者に科する制裁たるべきであるが、二帝時代以前は、その國法の規定がない。従つて如何なるものを犯行と見るべきか、如何なる刑罰を科すべきかも明白でないのに、之を君主又は司法官の自由裁量に任ずるは、刑罰をして専斷と慘酷に流れしめ、剩へ政治當局の勢力維持に利用さるる虞がある。帝舜はこの弊竇に對し、刑罰法規を制定して、刑罰權行使に一定の準據あらしめ、刑罰權の

範圍を限定し、之を公然民衆に布告したことは、民衆に對する刑政の一大貢獻であつた。その二は、民意を參酌してその衆望を充足した點である。法律の價值は、民衆の感情と合流する所に見出さるべきであるが、これは特に注目を要する點である。帝舜時代の刑罰法規でも、今日の時勢から見ると、即ち時代を超越して見る時は、如何にも殘刻で且つ理不盡のものあるを見出され得るも、之をその當時の民衆意志より推定すれば、かかる刑罰規定に非ざれば、その感情に於て満足しなかつたことを立證されるのである。即ち這種の刑罰を天討不易の定理とし、犯罪相當の處分とし、民衆は皆之に信服したことは、尙書の各篇に徴して明白である。刑罰は民族性若くは國民性に適合せざれば、結局その存在を亡ふるに至るものであるが、かの肉刑の如き、その種類と方法は時代に由つて一ならざるも、後世數千年間特別なる聖帝時代以外、一般にその必要を認められしは、畢竟より以上功果ある刑罰なきに由れるものといふべく、その廢止の如きも、社會民衆、刑罰觀念の變化發達に基因するものと考えざるを以て妥當とすべきである。その三は、犯罪の動機を重視して、**眚災肆赦**、**怙終賊刑**といひたる點である。あらゆる行爲は動機（意志の動き、又は決意）、動作、結果、別言すれば因、緣、果より成立すとせば、刑罰と犯罪との關係處分は、その何れに重きを置くべきかが問題であるが、動機の善惡正邪を問はずして、その動作若くは結果のみより、一樣に處刑せる前代より覺醒して、深くその動機を重視し、之に由つて赦免すべきものは赦免し、處刑すべきものは處刑し、且つその輕重を定めたること、最も多とすべき點である。その四は、犯罪改悛の價值を認識して、成るべく死刑（大辟）を避け、犯罪者に對して新に寬刑を設け、犯人の改悛を期せる點である。所謂欽恤の心を盡

して、**皋陶の所謂「帝德罔愆」**、**臨下以簡**、**御衆以寬**、（中略）**宥過無大**、**刑故無小**、**罪疑惟輕**、**功疑惟重**、**與其殺不辜**、**寧失不經**、**好生德洽于民心**の實を擧ぐる所にある。しかし、緩和刑としての流刑を認めたりしも、流刑中の改悛によりて之を赦免するまでに至りしや否は明白でないことを遺憾とする。その五は流刑を制定して、肉刑以外一の自由刑を起したる點である。當代の流刑は、終身刑でありし如く、五刑を宥する意味に於て行使された。流は遠方即ち邊徼の地に徙遣して、自由（放）に生活せしめたのである。舜典に**流共工于幽洲**、**放驩兜于崇山**とあるはこれである。その六は、普通刑罰以外、特別刑罰即ち官刑及び教刑を制定した點である。或る身分を有する人に對し、鞭扑の刑罰を判定し、之を適用したことは、法律思想として亦た特筆する價值あるものである。その七は、輕微なる犯罪に對して罰金刑を制定した點である。舜典に**金作賍刑**とはこれである。罰金刑の範圍は、特別刑罰の緩和刑に止まり、範圍頗る狹小なりしも、後世の金刑の基礎觀念として、卓見と謂はざるを得ない。しかし、敍上の七貢獻に比し、類を同じうして語るべからざる貢獻は、五刑を明かにして五教を弱くる點にあつた。これ萬古の聖人、刑罰を制定する本意である。舜典の「欽哉欽哉。惟刑惟恤哉」とは、「刑以弼教」の意志にして、正にこれ徳治主義の要諦であらねばならぬ。

○譯註無刑錄上卷。卷一自一頁至三三頁參照

想安問獄二權するはの考

慰安問題に對する私の考へ

江 藤 惣 六

(一) 刑政九月號誌上の、正木氏の行刑上の二つの問題としての所論の中、慰安に關する部分は、先般の刑務所長會同に於ける諸問事項に關するものであつて、所長の決議を遺憾とせらるゝ反對の御意見であります。そして私は、氏の所謂期待を裏切つた一人であり、殊に氏の意見其儘といつてもよかつたらしいところの、委員會の決議案に對し、一大修正意見を提出した張本人であります。故に正木氏の右意見を見たる以上、私の考へも明かにする義務があるやうに思ふし、そしてそれが更に氏の教示を得る機縁となれば、一層結構な事と信じますから、茲に遠慮のない筆を執ります。

(二) 行刑の實質は勿論教育であります、然し學校教育でもなく、感化院の教育でもなく、矯正院の教育でもなく、實に自由刑の執行方法としての特殊教育であります、抑々教育といふ概念は同じくとも其の教育機關の性質、乃至被教育者の相異によつて、具体的には、その概念から割り出される教育内容が夫々異になければなりません、その異なる特色こそ、實に其の夫々の教育機關の設立せられた所以であり、その立つべき生命であるのです、で諸種の教育機關の教育内容には、互に相共通する部分もあれば、特別の部分もあるはずですから、教育だといふ抽象的論理を推し進めて、彼我混同の弊に

陥入ることあらば、それは取りも直さず、其の教育機關の死滅を招くものであつて、それは其の機關の不必要な時に於てのみ是認すべき事であります。

思ふに輓近平等思想は、各人の意識の有無に拘はらず可なり浸潤し、各自の立つ所以の「らしさ」を喪うて行く傾向にあります、即ち父も母も子も男も女も、各その「らしさ」を喪ひかけ、役人も僧侶も教員も、農民も職工も貧民も、皆その「らしさ」から形式の逃避を企て、或は既に其のらしからざる形式や内容を持つて、一種の誇りとさへする邪道に這りつゝある、而してその必然の陷穽にはまり、自然の實質と現實とに大きい片ちんばをふみながら、互の禍因がそこにあるにきづかず、いたすらにいらだち、人をそしり、世を呪ふの惡世相を現出しつゝあるのであります、我等の仲間にも、刑務所らしくない刑務所を讚美する傾向がありはすまいか、私は刑務所らしくない刑務所は、國家が行刑を捨てた時にのみ認容すべきものと信するのであります、茲に私がいふ刑務所らしいといふのは、形式に於ては、自由刑の執行場所らしいといふことです、實質に於ては、自由刑執行方法としての教育らしいといふ事です、自由刑の觀念をぬきにしたやうな刑務所教育論は、國家に自由刑を廢止させることが前提でなければならぬ、そしてそれは、我々實務家が、當面の受刑者を如何に教育するかについての問題外に逸出し、埒を越えたものでありまして、我々の取るべき態度ではないと思ひます。私のいふ自由刑の執行方法としての教育といふことは、必然に以下二點が重點として私共を拘束する。

(1) 自由刑そのものを教育化せろといふ事、がその第一點であります、蓋し自由刑は申す迄もなく

國民として許されたる自由の法的制度を内容とするものであります、で客觀的にそれが一つの苦痛視せらるゝ處に、他戒の擔保力があり、その客觀的不自由を、修業道程に取入れて、環境の挫折を主觀的に解放し得る人間をこしらへる處に、彼等の欠陥に對する、第一義の教育的價值があるのであります。

申すまでもなく人生は不自由であります、自然と人爲の兩因果は、必然に我等をその因果法中にしぼり、一寸でも一足でもその埒外に出ることが出来ません、即ち我々は生れてから死す迄自己乃至自己以外の万事万象に縛られ通しであるのが實相であります、然るに普通の良民は、或は無意識的にこの不自由を、さして不自由視せざる人となつて居り、或は廣狹の別はあるが、修養により意識的に自覺的に、この不自由のどれ丈かに超越した自己心境を開拓して居るのであります、彼等受刑者は、この不自由界を、自己主觀の働きによつて、解放し去るの道を知らず、不自由界に順應すべき自己完成の道を取らず、徒らに自己の小我に縛られて、求むべからざる自由を求め、越ゆべからざる埒を越えたもの達であります、でより不自由界であるところの、自由刑の執行方法そのものを、彼等の不自由界順應力涵養の道程たらしむることは、取りも直さず彼等の欠陥に對する第一の教育方法となる筋合であります、古來幾多の聖賢は素より、苟くも修養に志した人にして、この不自由界を不自由とせざる方便を取らなかつた人はない、即ち今日の自由刑の内容より數倍の不自由を、自ら服すべく自ら規範して、修養道程として喜び取り入れ、勇んで行つたのであります、斯くて彼等は万法唯心の妙境を開き自己主觀による環境解放の力を獲得し、無碍の白道を猛進し得べき

自己を證見したのであります、進化の原則たる環境の順應力の完成もこの理法に外なりません、故に崇高なる徳の修養者は勿論、大工左官の技の修練に至る迄、この原理を無視して成功すべき何者もないのであります、然れば、我等はこゝに行刑官として、人間改善の職を完ふするには、實にこの刑罰を生かして教育とするの光明と喜びを、實にこの原理に求めなければならぬわけでありす。

思ふに自己主觀の解放力を持たずしては、時に腹をかゝへて笑ひさゞめくとも、それは只お天氣次第のそれであつて、今笑つてゐだかと思ふと、もう泣いてゐる小兒のやうなもので、少しも當にならないのであります。然れば彼等受刑者の小我に投じて、彼等が喜んだ、勇み立つた、その現象を見て、行刑成れりとし、或は改善を易々とするものあらば、そは未だ行刑を共に談ずるに足らない、否々人事を共に語るに足らない人であります、尤も如何なる良法も、ゆとりといふものがないければ、負担過重乃至誤解から、却つて反對の結果を來たす恐れがあるし、殊に受刑者は原則として人間中の道徳的下愚であるから、時に甘へた氣分に生かすことも必要でせうし、時に彼等の小我到した喜びを持たすことも必要でせう、そしてそれは教化の方便的助因を爲しませう、で彼等が腹をかゝへて笑ふやうな機會も與へねばなるまい、私が職員會の一つに愚談會といふを設けて、職員にゆとりの道を教へるのもその爲めであります、恐らく今日の刑務官に、多少なりと、このゆとり、このくだけた處遇を取りこまない人はありますまい、嚴肅な教誨堂でも二度や三度、受刑者が洪笑するやうな場面は、毎教誨どこにも行はれてゐませう、素人の參觀人にして、囚人が生き生

きして、案外の晴々した氣分で働いて居ることに感心せぬ者はないと思ふ、で私は我國最高の刑政の權威者の一人としての正木氏の口から、刑務所は陰鬱のたまり場所だとか、囚人が一度でも腹を抱へて笑つた事があらうか、とかの否定的疑問を發せられた事に晒然たらざるを得ません、思ふに氏は巡閱等で、不平不満のチャンピオン、異常性格者のチャンピオンの、心も顔も荒みきつた標本者に接せられて、かうした誤つた觀察をされてゐるのではないか、といふ氣がしてなりません、と同時に、かうした教化助因として取り入れる處遇は、それが主目的ではなくて、只藥をのみよくする、少量のサツカリンとか砂糖に類するものだといふ事を特に申して置き度い。

(2) 自由刑の實質は、教育方法たる外に、今一つより大きい使命を持つてゐます、それは一般豫防の担保たることであります、凡そ如何なる法令も約束も空文であり、不渡であつては無價値であります、そして刑罰法令は治國の一大方策ですから、天下大衆を相手方とするところに主生命があるのです、従つて刑罰の一般豫防は、特別豫防より大切な使命であつて、養正といふ皇祖建國以來の理想の一つは、國內に於ては、實にこの刑罰法令の實行（起訴不起訴）と其内容（行刑の實際）とが主なる担保であるのです、以て不正を威伏せしめ、以て正者の正義心を満足せしむるところに治國の要道があります、天下は智・仁・勇、三徳を以て完きもので、仁のみでは保てない、これ古來仁者の取つた天下がなく、養正の担保力を見落した人に、大衆統卒の資格がない所以であります、刑務所存在の理由、乃至その行刑の實際は、實に特別豫防作用の外に、この刑罰法令の担保、世道人心保持天下統率の一大担保たる大使命がかけられてゐるのであります、故に若し刑務官が、

この大使命を顧みず、只相接せる受刑者そのものゝみに着眼して、その方針を決定するならば、それは明かに與へられたる使命の大半を濫職するものといはねばなりません、従つて我々は特別豫防策として彼等を處遇する、その處遇を通じて、その事が同時に一般豫防效に支障なきやうに、といふ慎重さを持たねばならぬのであります。

思ふに行刑官の立場からすれば、一般豫防效は、同時に特別豫防效にも共通で、兩者歸一するが原則なる關係を見のがしてはなりません、蓋し今日刑罰法令の一次的担保たる、その實行が甚だ寛に失して、その八割五分内外を起訴猶豫處分に附し、或は刑期の量定甚だ輕きに失し來れる實際が如何に衆愚をして法を蔑視せしめ、其の自制心を喪はしめて、惡の誘惑に抵抗力なき彼等と爲しつあるかは、大正十二年以後の犯罪統計が雄弁に之を物語るのみならず、民衆の自己規律の相場に於て、昔は道にはずれては、といつたものが、法にはずれてはに降下し、更に法にふれてもに下り、今や懲役に行つても、の打算的言行まで見る世の中とならしめた、當今檢事局より許されての歸るさ、檢舉警察の門前に立越して、ことさらに咳嗽して警察を愚弄するの徒輩さへ稀れならずと聞く従つて被害者は素より、世の良民が法の力を疑ひ出した、質朴な田舎人は、法の無力に危惧の念を持ち、怨嗟の聲さへもらすに至りました、皆是れ輓近の誤れる刑事政策が、法の担保力を自ら毀損して、その信用力を失つたのです。

前項の事實は又法の第二次の担保たる行刑の内容に關する結論を見出すべき論理となるものであります、即ち行刑の實際が、その當時の社會人の觀念と、甚しくかけはなれた埒のないものである

場合には、刑罰の威信は地に墜つるや必然の事で、下愚法の恐るゝなきを知つて何の自制心ぞで
す、しかもその第一の蔑視者は釋放者其者であらうことは、不良青少年の團長が、幾度も警察や検
事局の厄介となり、法の恐るゝなき體驗の所持人たることで推認されるであらう、蓋し如何なる事
柄も、體驗者かその味を知る第一人です、然らば埒のない行刑について、行刑蔑視の第一線の者は
釋放者で、そこに何の再犯防止ありやといはねばなるまい、故に刑務官にして一般豫防を顧みる要
なしと思推する人は、この兩面の豫防效の歸一點を見のがしてゐる丈でも、可なり大きい過誤と
いはねばなるまい。

殊に正木氏が、刑務所が樂すぎると（モーダンの方法を取り入れる爲めの意）入所志願者がある
とすれば、危険な人物だから、刑務所に入れて教化するに些の躊躇すべきでない、といふ議論は、
犯罪増加策の提唱の如ききこゆる、何となれば、

(イ) 刑務所が樂な所だと誤解して入所志願をする如き人物ならば、それは正木氏の所論は正しい、
然し問題は教化の爲めと稱して、事實普通民の生活より樂にした、と假定した場合の話である、
私共が一般豫防を顧みなければいけないといふは、此の假定を阻止しようとするのです、蓋しこ
の担保がしつかりしてゐたならば、現に入所してゐる者に比べて、良民として苦しい瀬戸も越し
危い橋も渡つたが、兎に角犯罪人たらずして濟む人間です、その程度の者達が、自製の担保力を
喪うやうでは、改善困難な惡徒一人を救ふべく、事實救へるか否か大きな疑問、二人なり三人な
りの新犯罪種族をつくるわけで、それでは何の意味の刑罰法令やら、何の意味の刑務所やらさつ

ばり無意味で、むしろ行刑を廢止した方が、より賢いことにならねばならない。

(ロ) 事實今日の程度の刑期と、刑務所の實際ですら、刑務所志願者が百中一二の割合は居ります、
二年以下といふ條件附の志願者は二割内外位と思ひますが、かうした人非人に、彼等の社會生活
より、より樂により優遇して、何の再犯防止ぞです、子供の乳を離すのに、乳首に砂糖をつける
母があつたら、誰もが笑ひませう、その笑ふべき道を、我々刑務官は、教化一點張の理論で考へ
てはゐまいか。

要するに行刑は教育ですが、自由刑の執行方法としての教育だといふ條件を無視して、その方法を
決定するわけに行きません、これが私の問題解決の第一の尺度であります。

(三) 次に行刑は教育ですから、如何なる目的の教育かといふことを考へねばなりません、行刑は申す
迄もなく、受刑者を社會の良民として複歸せしむることを目的とした教育であります、故に當然に彼
等が複歸すべき社會は如何なるものかといふこと、其社會の如何なる地位に複歸する彼等かといふ
ことは、その社會の適格者に仕上げる不可缺の條件でありまして、此の條件を考へない教育は河童に
山獵をしこむ以上の非教育であります。

思ふに社會は、今も昔も、世智辛い社會であります、恐らく將來もさうでせう、貧しい者は、善良
で働き手で、世の褒め者ですら、その生活の安定を得る迄には、年少の頃から十數年、或は數十年
の苦闘を要する社會であります、とても人並に遊藝し、人並に音楽し、人並に享樂しつゝ、うだつ
上がる世の中ではないのであります、この世智辛い社會に彼等は前科の重荷を負うて行かねばなりま

せん、而かも彼等の九割内外は、家も屋敷も所有せぬ無産者である事は、我が司統法計の示す處であります、即ち彼等はせち辛い社會に、その下層の民として複歸するものであり、おまけにその大多數者は、親でさへ愛想をつかした者達であります、それが既に立ちおくれて、年齢にも信用にも、大きいハンデキアツプを置かせられた旅に上らねばならぬのであります、とても並大抵の意思や覺悟では、彼等の改心の誓では、反古同然たるべきはすです、實に苦を苦とせず、貧を貧とせぬ人として、はじめて彼等の半生が担保せらるべきであります、で他に恵まれた境遇の人達の教育としては、認容すべき教育内容も、彼等には不適當なことが、多々あるべきはすです、寒帯には、寒帯に適應した生物のみが生育するのです、彼等の行くべき社會と其の地位、これは實に私共が問題を解決する尺度の第二條件でなくてはなりません。

(四) 行刑は教育ですから、第三に被教育者、即ち受刑者は如何なる素質のものか、といふことを考へねばなりません、一座の法を説くさへ座を見よと申します、況んや繼續的の教化事業に於てをやです此の點を考へない教育は、教殺か教乱です、彼等の獸性に投じて、教乱を招いた刑務所は一ヶ所や二ヶ所あつたはすです、それでは改心どころの問題でありますまい、思ふに受刑者は元自由自活の氣中に人と爲つた者で、しかもその生活環境に順應すべき適格者となり得なかつた者です、その因が先天にあるか後天にあるかは別問題として、兎に角自由自活の氣中に、自由自活の民たることの出来ない性格上の欠陥を持つて居る者であります、私共は現代の社會を背景として、その氣圍氣中にかへす彼等として彼等を視、不適格條件を見出して、之が矯正策を講じなければならぬ、そして其の不適格條件は、現に社會の良民たる人と對比して知るべきで、この對照に於て、私は可なり多くの

欠陥を發見するのでありますが、心理學的に歸納すれば意志薄弱といふ一語につきませう、然ればこの欠陥に向つて爲す教育が、行刑教育の本旨でなければならぬ、で問題の慰安條件も亦この條件を通さねばならぬのであります。

(五) 叙上の三點は行刑教育の本質的の要件であります、思ふに教育的見地からのみでなくとも、人間に慰安の必要な事は論する迄ありません、只問題は其の範圍丈であつて、其範圍決定の條件として私は以上の三點を尺度として、更に問題の委員會案に取り入れられた各種の慰安の教育的價值を斟酌しその排斥すべきものを排斥すべく修正意見を提出したのであります、以下私の排斥した慰安事項につき各説明を試みなければなりません。

(1) 音 樂

委員會案に採用すべきものとして列舉せられた音樂は、多數の樂器使用に迄擴張せられたものであります、私共が排斥したのは其音樂ではなくて、その樂器を使用せしむる事です、蓋し音樂が情操教育に相當の價值を有することは申す迄ありません、だから私も先年蓄音器の使用に付可なり強く固執して許可を仰いだのでした、教誨にオルガンを使用し唱歌せしむるも其の爲めです、然し彼等にハーモニカをふかすとか、尺八、琵琶の類までも弄せしむるといふ事は、前述の尺度と音樂の教育的價值の問題から、慎重なる考察を要すると思つたのであります。

抑々音樂の教育的價值は絶体であります、湯原元一氏は東京音樂學校長時代に、教育者達が音樂教育の價值を買ひかぶつて居ることを痛論したり、音樂家に非人格者が多かつたり、異常性格者を出したりすることの多い事を論證されました、私共の觀察範圍に於ても、それを肯定すべき事例

が澤山あるやうに思ふ、殊に音楽好き（素人で自ら楽器を弄ぶ程の人）の知人の多くが薄志弱行の人で、特に異性に對し相當の注意人物が多い、史上に於ても、自ら歌舞音曲に親しんだ王朝の貴紳が、紀綱を馳緩せしめ、遂に野人の武士に天下をせしめられるに至つた事や、その貴紳の仲間入をした武人平氏の末路振りは、顯著に我等へ教育の指針を與へるものと見ねばなりません。思ふにたのしみはふけり易いものですから、音楽も自ら楽器を所持する様になれば、余程几帳面の意思の強い人でない限り、大切な本業の方がお留守となりがちで、仕事嫌ひの習慣をくつり上げる傾向があり、左様にふける結果は、音楽の特長である所の、情操のみが發達して、智と意とが釣合はない片ちんばの性格が出来上ります、湯原氏の論證事實は、この結果の言時だと思ふ、で私は音楽を行刑に取り入れる事は、聴き手としての彼等であることを原則とし、以て其の情操教育の助けとする位が、必要にして又越ゆべからざる埒だと考へたわけであります。

(2) スポーツに就て

委員會案は、スポーツばかりでなく、武道相撲の類から、種々のスポーツまで取入れる案でした、かうした運動競技が体育を兼ねて精神教育の助けを爲すことには異論はないが、それは藥の能書と同じく、書き立てられた程の効果を必然するものではない、武士の種を受け武家の家庭に育ち、その半生を武術の修業につくしても、惡玉はやはり惡玉であり、武術に秀でゝゐる丈、始末に困つた事實は澤山ある、私も看守の武道奨励にかけては人後におちぬつもりだけれど、之を受刑者に取り入るゝの勇斷は、どこを押しても出て來さうにない。

スポーツ殊に野球は私の最も好む一つであり、ナインに對するメンバーの責任が、國家社會に對

する各人の義務なり、責任を教へるに都合よき智的教育だといふ、その教育價值も私は首肯する、然しながら囚人にして自己が國家社會の一員であることも、その惡業が國家社會に害あることも、之を知らない者は、社會主義者以外には一人もゐない、彼等の今日ある欠陥は、かうした智的の欠陥ではないのですから、野球の教育價值の残る處は、体育とか、辛抱力とか、競争心とか、劣情抑制とかの副作用でせう、そしてそれは何も野球乃至其他のスポーツのみが持つ特有價值ではありません、何を苦しんで、社會人の行刑觀念と甚しくかけはなれ、自由刑の他戒力まで犠牲にして之を採用すべき必要がありませう、殊に此の項につき正木氏が特に力説された、性の問題など、まだまた色々研究すべき問題が残されてゐると思ひます、私は氏の所見とは異なる意見を持つてゐること丈を申して論歩をすゝめます。

聽く處によると北米合衆國の刑務所は、殆んど自由刑の實質を喪ふ迄の自由が許され、スポーツも、演劇も取り入れられてゐるらしいが、その行刑成績は如何なる物でせうか、近年全國刑務所の事故で、日本の新聞種子になつた事柄も二三あるやうで、市民が鐵砲かついで應援に出かけたやうな事も耳にしてゐる、又全國の囚人中、眞の人間性に目ざめた者が、所内の自由が、却つて受刑者同志のグレンシアムの法則其まゝの苦驗として顯はれ、百鬼夜行の醜体に、人間としての誇りを捨てた目も耳も掩ふべき事實で充たされて居る事を報告して、國家は良囚を苦しめその改心を妨げるべく自治制をしき、自由をとり入れたのか、との嘆聲と不平を述べた事實や、全國が犯罪の大濤に苦しめられ、人權尊重は其實惡徒尊重であつて、良民の財産も生命までも蹂躪し去られつゝある事實の如き、米國を先進國と見て、その足跡を學ばんとする人達には、如何に映じて居るであらう

か、私にはそれがどうしても理解が出来ません。

(3) 郊外散歩

委員会の決議案の説明では、郊外散歩は旅行とか遠足の如きものでありました、私が是を排斥したのは、余りに教育でふ美名に捕はれ過ぎて、一利十害の結果を見ないにも程があると考へたからです、九月號刑政カットの、チューリゲン刑務所に於ける日曜日の郊外散歩の寫真を見ても、その弊害は一見明瞭でなくてはならぬ、御覽なさいあのカットを、彼等の頭は彼の國に於ける懲役人のシンボルたるジャンギリです、それを無帽で普通市民と色合を異にした服裝で連れ出されてゐます、市民は好奇の視線を彼等にあびせてゐます、こんな残酷な郊外散歩のどこに教育價值や体育價值がありませう、人間としての羞恥心、それは孟子がいふ迄もなく義の端です、この尊といふ羞恥心を、對社會的に蹂躪させ、かうした心の自縛を余儀なくして、何の散歩です、若し彼等受刑者が、それでも嬉々たりとするならば、一度は籠の鳥のぬけ出た喜びでせう、二度三度、その馴れたるが故の羞恥心の喪失現象でせう、或は一步進んで犯罪人たるの誇りを持つに至つて居るかも知れませんが、私共は構外作業にアミ笠をかぶらせる國民性を維持せねばなりません、と同時に斯様なえせ教育を手本とする前に、構内でさへ無戒護で措き得ない現實を反省しなければなりません、構外作業にピストル携帯の役人を連行せしむる現實を反省しなければなりません、冬至と夏至の兩極、それは候の序に順ふ日一日宛の變化がもたらす自然の距離であります、尊といふ人間改造の作家は、新を追ひ奇を追ふ輕薄なる誇りに生きてはならない、正法に奇なしとの古人の金言、それは我等への尊といふ教訓であらねばなりません。

刑事裁判官と行刑官吏(二)

——坂本氏「刑事裁判官」の觀たる刑務所を評す——

常盤敏太

斯くて結論として刑事裁判官が、行刑官との統一的刑罰觀念乃至刑罰執行に對する素養要請の問題が、當然起つて來なければならぬ。すなはち、刑事司法機關の豫備教育について、考察が拂はれなければならぬのである。我國に於ては、寧ろ早く一八九〇年些少ながら行刑官吏については特別の教育が施され來つてゐる(註一)然し乏は無きに優ると謂ふの外、一般の警察教習所、其他官房に於て官吏を特殊的に急造する應急の養成所の一種であつて、何等奇特とすることは出来ないものである、而も一般に専門的科學的知識の獲得については、甚だ遺憾の點なしとせないのである。ゲンツ博士が之を羨望したのは、少しくくすぐつたい感なきにしもあらずであらう、(註二)さうして此の小成に安んじた譯でもあるまいが其後行刑官吏の養成の問題には、方法的に多くの改良が

行はれてゐる、洵に残念なことと謂はねばならぬ。
註一) Freudenthal, Gefängnisrecht u. Recht der Führe-
ferziehung in Kohler-Holtzels court; Encyclo. R. W.
Bd. 52, S. 95.
註二) Gentz, Dr. Werner, Das Japanische Strafvollst-
gesetz. (Ztschr. Jahr 1927 S. 380.)
時田學士「獨逸人の觀たる日本行刑法」(刑政第四十一卷
第二號第三五頁)
然し之にもまして刑事裁判官の豫備教育については、
尙甚だしい遺憾が用意せられてゐるのである。僅々一年
半の試補生活(註一)の中刑事の修習としては檢察の要
領と、刑事判決の形式的構成に、例外なく追ひ廻されて
ゐる。さうして、その習得する檢察事務の要領は、其後
一生の間行ふ形式的の機械作用に過ぎないし、その刑事

判決は、如何にすれば淡々として攻撃的に把み所のないやうになし得るか、又事實證據、適用の複雑不明なところは如何にして繕ろつて行くかの外には出でない現状である。事情斯くの如しとすればあの短日月と、それにも増して、此等形式的に養はれ、其後引續いて形式の權化となつた人々によつて行はるる第二回試験の強迫の爲、自由意志すら有しない試補に對して、若し之以上を求むるものがあるならば、求むる方が無理といはなければならぬのである。斯くては、刑罰の對象が、犯罪と云ふ抽象的概念でなく、犯罪人と云ふ具体的人格者であるとせられ、且つ刑罰の目的がこの犯罪人に對して社會を豫防し、犯罪人を普通の市民にまで教育する所謂教育刑にありとせらるる今日の文化に於ては、此等の判事は犯罪人取扱ひに付て無能力と謂はねばならない。何となれば犯罪人の教育といふことは、この教育としての刑を言渡す者に於て、教育せらるべき犯罪人についての充分なる科學的知識がなくては不可能であるからである（註二）そしてこのことは試補時代に試補自らが感ずる不安不備であらねばならぬ。わたくしも嘗つて滯獨期間中、獨逸の狀態と比較しつつ、このことを法律新報の上に於て述べたことであつた（註三）。

註一、周知の様に獨逸では試補年限は三ヶ年である。
註二、木村學士「刑事司法機關の豫備教育」〔法學志林第三一卷第七號第六〇頁〕參照。
註三、拙稿「司法官養成問題」〔法律新報第六五號〕。
その中に於て私が報告した様にヴォツツケ檢事は、「嗚呼今以て屢々靈なしの筆生たる試補が此處に問題となる」と、長嘆したとである。そして同檢事は論じてゐる。「判事の第二回試験では因習的に踏襲して來てゐる様に、爾く完全に又爾く排他的に、受験者の知的能力が試験されてゐる。頭腦は明晰であるか、事物を論理的に分析綜合し得るか、又流麗の筆あるか、流暢の辭あるか等凡て容易に且つ異議なく、此の試験で決定せられ、而してまた試補の積極的知識に付て迅速に且明瞭に之を知ることを得るのである。然し同人は經濟上に一見識を有してゐるか、國民を識り、それと交際することに長じ、その言渡を解するか、證人訊問の際に自分で之を爲し得るか、人生觀はどの程度に有してゐるか、その性格は如何なるものであるか等、の問題に就ては試験委員は全然知らない……」と（註一）洵にその所説の通りである。さうして我國に於ても之等の點には全然修習や注意の拂はれてゐないのはどうした事であらう、ましてや、犯罪人

といふ具体的人格者に對して、その教育刑の任務を果さうとする刑事裁判官には、更に進んで凡そ人格が包蔵する全部についての科學的知識が必要であるのである。さすれば一九二五年のロンドン國際刑務會議に於ても、第一部第四問として「刑事裁判官をして刑罰の個別主義の原則を適當に適用せしむるについては如何なる方法によるべきか」と詢り、更にその説明として「刑法に關する近代の思想では刑罰は單に犯罪の重さと犯人の有罪性とに比例すべきでなく、更に之の人格とその生活狀態とに適合せしめねばならぬ。この原理が實現せられるが爲めには何事にも先立つて、事實を裁判すべき官憲がその審理を爲すべき本人の人格と、生活狀態とを知りし得べき地位に置かれ、且その點につき知られ得たりし結果を考慮に上し得る權限を與へられることを必要とする云々」とある。洵に刑事裁判官の専門的知識の吸收の必要については、第一部第四問に對する決議の第三に「法律的教育を補定するに犯罪學的教育をもつてせねばならぬ大學の科程及びこれに對する實習（殊に心理學、犯罪社會學、司法精神病學及び刑罰學）は刑事裁判官の職務を行ふにつき必修のものとなすべきである」とあり。同第四に「刑事裁判官は専ら且つ永久に刑事裁判事務に従

事すべきである云々」となし、その第五に「犯罪學に關する裁判官の知識を補完する爲めに特別講義を開始すべきである。裁判官は監獄及びこれに類する施設を能く知らねばならぬ。さうして屢々それを訪問せねばならぬ」と決議したとである（註一）
註一、拙稿、前掲記載
註二、牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」第三八〇頁以下の譯文に依つたのである。
客觀主義に立脚する從來の刑法は犯罪分類をその骨子とする。そして之等の學派に屬する先輩の刑事裁判官達は、民事判事と刑事判事の區別をすら必要としないのである。否寧ろ犯罪をもつて刑法上の法律關係を惹き起す原因たる行爲となし、この點に於て民法商法に於ける法律行爲乃至不法行爲の觀念をもつて、刑法上の考へ方を律せむとするのである。刑法上裁判官又は行刑當局者の自由裁量をできるだけ排斥し、商品が買手によつて代價を異にしてはならぬやうに、刑罰も亦犯人の如何によつてその種類と分量とを異にしてはならぬといふので（註一）あつて、われわれが屢々耳にするやうに民事判事をやるのが専門刑事判事になる先行條件とせられ、刑事判事の經驗が民事判事へ必須的役立ちをなすとのわ

が裁判所内に横行する意見と同一であるのである。換言すれば然く我國の裁判官は、犯罪及び犯罪人に對する客觀主義の舊套を脱し得てゐないと謂ふことが出来る。此等の人々が刑事裁判官に對する特別の教育の必要を否定若しくは默殺するのは當然の歸結と謂ふべく、裁判官は監獄及びこれに類する施設を知ることと必要としないとはでは反對せないにしても先に坂本學士の述べた様に刑事の裁判官が刑務所を餘りに屢々訪問し過ぎたことはないのであるまいか、さうして之が恰も刑務官吏の權限侵害の如く白眼視さるる迄には至つてゐないのである。それとも或は我國の刑事裁判官は、その判決を下した被告人或は既決受刑者を各個別的に識るは更なり。一般的にも監獄及びこれに類する施設を能く識つてゐると、果して主張し得るであらうか。

註一、牧野博士「刑法の改正に關する基本問題」(法學志林第三十一卷第八號第一六頁)。
次に一九二八年九月のザルツブルグの第三十五回ドイツ法曹大會に於ては、われわれの注意を牽き決議があつたことである。劈頭ハイムベルガー Heinberger やグライスバツク Gleispach やフロイデンタール等 Freudenthal から刑事司法機關に對する特別養成に

關する貴重な意見が聞かれた。その三人の主張は全然同一ではない。一は此れを、二は他を、夫々重しとしてゐることを見ないではないが、此處では三人が大聲主張し來つた廣汎の補助科學を記述して、如何に今日迄の刑事裁判官と犯罪及び犯罪人に關する補助科學とが相隔つて放置されてゐたかを注意し度いのである。即ち刑事司法機關に必要な補助科學としてハイムベルガーは刑事人類學、犯罪生物學、犯罪心理學、犯罪精神病學、犯罪方式學、法醫學、及び更に少年裁判官及び刑務官吏に對しての教育學を、グライスバツクは犯罪現象學、犯罪原因學、刑事手續きに關する犯罪心理學、刑罰學、刑事技術學、及び犯罪方式學、法醫學並に司法精神病學を、フロイデンタールは犯罪生物學、犯罪心理學、犯罪精神病學、犯罪社會學、法醫學、犯罪方式學、監獄學及び保護教育方法を擧げてゐるのである(註一)。

註一、木村學士「刑事司法機關の豫備教育」(法學志林第三十一卷第七號第六〇頁以下)に詳細の報告が出てゐる。尙 Gleispach, die Ausbildung der Organe der Strafrechts-
pöge und der Salzburger Deutsche Juristen, Monatschrift, 19 Jahr. 12. Heft, 1926 S. 732 ff. 參照
さうして、ザルツブルグの大會では、結局第一「刑事

學的教育は望ましきや」、第二「教育時期は大學教育中か又は試補試験の後か、又は陪席判事試験の後か」の質問で提起せられ、第一問は全會一致で可決せられた。第二では陪席判事試験後を教育時期となすべしとの説が多數を占めたことである。さうして同時に附帶の決議として「刑事學的教育は、陪席判事試験後に於て爲さるべし、但し大學に於ける普通課程として刑事學的教育を施すを妨げず」と、いふことが可決されたのである(註一)ロンドンの決議と云ひ、ザルツブルグのそれといひ、刑事裁判官吏の特別教育の問題は最早理論討論の時代ではなくて、正に實行の期に入つてゐるのである。

同學士、前掲第六二頁
刑事裁判官吏の豫備教育に關する問題の世論はさもあらばあれ、刑務官吏養成の問題も亦われわれが、若し最近の刑罰執行を論ぜんとするならば、解決せられなければならぬ全ての問題中第一最重要なものであるのである(註一)。

註一、Goldschmidt O. d. 380.
時田學士、前掲 第三五頁
自由刑執行が、教育刑の思想の上に立つものとの前提にしに是認せらるるならば、前述ロンドンの國際刑務會

議、及びザルツブルグの獨逸法曹大會に於ける刑事裁判官教育に對する決議は、直ちに刑務官吏への希望であり得るであらう(註一)何となれば教育刑執行が人と人との問題として考へられる場合に於て、凡そ人格の内容をなす全部に對する知識なくしてその目的を到達し得べくもないからである。唯ここに附加して置き度いことは獨逸に於ける「行刑改正研究會」の刑務官吏養成に關する意見である(註二)一九二四年九月フランクフルト、アム、マインに於て開かれた第二回の會議の第二日には、行刑の教育的事業を司る官吏を何處から得來るべきかが問題とされたことであつた。さうして、グリュンフートは刑務事業の分業を害せぬ程度に於て監督官吏と教育官吏とを分離せずに、兩者併有の官吏として置き、かかる刑務吏員を養成する爲めに社會政策學校を設立すべきものだとしたのである。ついでクルムカー(Krummke)は教育とは技術であるといふ見地から、教育官吏の養成に於て型に嵌つた者を作ることよりも寧ろ優れた者を作ることにより重きが置かるべきであるとした(註三)其の後四ヶ年を経過した一九二八年十月四日に、ドレーズデンで開催された第三回の會議の三個の研究問題中、第一は實に刑務官吏養成の問題であつた、之についてはシムタ

ルケ (Lücke) が報告をなした。それには現代に於ける行刑及び行刑立法の改良が總て教育刑思想の實現といふことに向つて居るのであるが、若しこの教育思想の上から要求せらるる資格が刑務官吏に於て具備せられないならば、行刑の改革といふことは甚だ覺束ないものと化し終るが故に自由刑執行の原則第九條(註四)に相當するが如き規定が、新行刑法案に欠けて居るのは理解し難きことであつてかかる規定を法律として必ず設ける必要ありといふのであつた。さうして、之に關する討論に於ては右の原則の第九條は之の施行以來既に四箇年を経過してゐるのに拘らず、各邦に於ける刑務官吏の根本的科學的教育は殆んど實現せらるるところがなかつたことが指摘せられた。又各邦で刑務官吏の教育の爲めに行はれてゐる演習は餘りにも簡單であつて不充分なるを免れぬ。かかる手段に依つては甚だ皮相な生教育しか與へられぬが故に、反つて危険を生ずることがあり得るとせられたことである(註五)之は亦直ちに我國に於てわれわれの主張せんとするところでもある。さうして此の會議の結果は次のやうな決議となつて現はるに至つたのである。

(イ)自由刑執行の原則第九條に該當する規定を、行刑法

に採用することを要す。
(ロ)行刑官吏、特に刑務所長及び其の他の教育官吏の組織的養成を目的としたる施設を、全國的に確立することを要す。

(ハ)教育及び保護につき指導的地位に立つ官吏に對し、根本的科學的教育を施すことを要す(註六)

さうしてわたくしは同一の希望をわれわれの刑務官吏に向け度いと思ふものである。

註一、ロンドンの國際刑務會議及びザルツブルグの獨逸法曹大會に於ける決議は何れも刑務官吏をその中に包含してゐることである。

註二、「行刑改正研究會」については、木村學士、「刑事司法機關の豫備教育」(法學志林第三一巻第七號第六八頁以下)に詳しい。

註三、木村學士(前掲第六九頁及び七〇頁)。

註四、自由刑執行の原則第九條「專任の刑務官吏は刑務所の事務に付理論上及び實際上の教育を受けたる者のみを以て之に任すべし、但し受刑者の處遇に任ぜざる官吏は此の限りにあらず。

實際上の教育は刑務所事務及び行刑の一切の細目に至りて根本的知識を學ぶべし。理論上の教育は特に受刑者の考查及び處遇に付重要な限度に於ける教育學的及び精神病學

る根本的科學的知識によつて遂げらるることが豫言せらるるであらう。(一九二九、九五)

的問題に及ぶべし。被釋放者に關する事項に付ても、亦特に重要性を置くべし、官吏は右の外刑法及び刑事訴訟法の大綱に付知識を有せざるべからず。(以上は木村學士「刑事司法機關の豫備教育」法學志林第三一第七號第七一頁の邦譯に依る)。

註五、木村學士前掲第七一頁乃至第七二頁。

註六、木村學士前掲第七四頁。

四

かく述べ來ると實に際限のないことであるが、要するに、行刑が人と人との關係であり、行刑の教育的目的がその應報主義と鎮壓主義とを全然壓伏し了れる今日に於ては、刑事裁判官にまれ、刑務官吏にまれ、齊しく之が目的達成の爲に、一丸として、同方向に、刑事司法機關としての最も妥當必須の教育が施されなければならないのである。今日迄自由刑言渡や自由刑執行について、裁判官と行刑官吏とが相離れてゐたことが今更不思議に思はるばかりである。實に兩者は唇齒輔車の關係であらねばならぬ。刑事裁判官の刑務官吏への色々の註文、刑務官吏の刑事裁判官への種々の希望はやがて已に出でて相互に又已に返るものである。さうして教育刑思想への完成が結局兩者の完全なる共力とその上に於け



米國郡刑務所廢止產業園擴張の運動

泉 二 新 熊

米國は刑事政策の要求に基く新しき施設を實現するに付て常に他國に先鞭をつける國である。殊に監獄改良運動に於て先覺者の地位を占めて居ることは歴史の實證する所である。殊に一八一八年に落成した。ペンシルバニア・イースタン・ベニテンシアリーが世界列國の監獄建築に模範を示したことや一八七六年に開設した紐育州エールマイラ感化監が諸國の牢獄制度を着々として教化主義に指導したことの如きは最も注意すべき點である。併し米國の社會現象は幾多の大コントラストを以て充たされて居る。行刑制度の如き亦同様であつてイリノイズ州新ジョリエット刑務所の如き又紐育の新シング／＼の如き最新式の設備があるかと思へば諸州には今尙ほ昔ながらの牢獄で而も Fee system の行はれて居るカウンティ・ジェールが現存して居るのである。此不完全なる制度の改良は目下全米國刑務改良運動の中樞問題と爲つて居るのであるが、今や目覺めたる刑政界では刑事政策の

要求に従つて大々的に農園刑務所 (Industrial Farm) を擴張し新設して此古き牢獄を全廢し刑務上の汚點を拂拭しようとなつて居るのである。本稿は此狀況を明かにしてゐる米國刑務所及刑務作業全國委員會の報告から概要を抄出したものであるが將來我邦に於ても此農園刑務所 (又は刑務產業園) は行刑施設として特に考量すべき問題であるから研究上の參考に資する爲之を本誌に掲載するにした。

一、刑務所及刑務作業全國委員會の決議

米國にては有罪の宣告を受け體刑に處せられたる人を取扱ふ方法未だ統一せず而して郡市刑務所は頗る不完全なるが之が改革運動は現行刑務所制度の無爲無價値に輿論集中せしめ刑務所制度を改造し刑務所をして犯罪撲滅の建設的分子たらしめんとする要求を米國一般に亘りて

發生せしむるに至れり。所謂ハウエスクーパー法案の通過したるは此情勢に基くものにして刑務所請負制度廢止の基を築くに至れり。

米國の刑務所は之を聯邦の刑務所州の刑務所郡及び都市の刑務所の三に區別することを得。

聯邦刑務所制度は刑務所の模範と云ふ可き域に近づく様着々進歩し居れり。州刑務所制度は多くの州に於ては知事又は州議會より任命せる特別委員の手許にて之を調査し居り然らざる州に於ては知名の士が其建設的改造に其時間と其經驗を捧げ居れり。又多くの市に於ける矯正制度も亦同様改善の途に就き居れり。

郡刑務所即ち通常ジェールと稱する郡刑務所は依然として改善の途に就かず極少數の除外例を除きては百年前初めて非難を蒙りしときと同一の状態を繼續し居れり。實に米國社會制度の一汚點なりとす。今や郡刑務所に對する非難の聲は米國至る所に於て聞かれ郡刑務所改革の時機の既に熟せることを指示し居れり。

「刑務所及び刑務所作業全國委員會」(National Committee on Prison and Prison Labor) は「郡刑務所」(County Jail) に關する問題を研究し確乎たる計畫を立てる爲め茲に會議を開くこととなれり。

此會議は本年 (一九二九年) 六月十五日の土曜日午後名譽會長アドルフ・レヴキゾーン氏の別荘に於て之を開らき委員及び郡刑務所問題關係者約三百人に出席せり。

レヴキゾーン氏及びペンシルヴァニア州厚生部復舊課長ドクトル、ビー・エル・スコット氏ヴァージニア州リッチモンド市厚生部理事フランク・ペーン氏紐育州矯正係副長ジョン・エス・ケネヂー氏の演說せる後「刑務所及び刑務作業全國委員會」常務理事ドクトル、イー・スタグ・ホワイチン氏を坐長として討議に移れり。其結果委員の一人にてアメリカン・シチー・マガジン誌の記者たるエツチ・エス・ブツテンハム氏の提出せる左の決議を滿場一致を以て可決せり。

本會は郡刑務所制度の弊害を打破する活潑なる運動の必要を「刑務所及び刑務作業全國委員會」の理事會に痛論し且つ之に従事する特別委員を任命せんことを之に要求することを議決す

理事會は六月十七日の會議にて本決議を考究し左の任務を遂行する爲め直ちに郡刑務所に關する特別委員會を設置することに決定せり。

一、現在の郡刑務所制度を廢止する運動を指導すること

二、州の管轄の下に輕罪囚徒に關するインダストリアル・ファームを設置する様與論を惹起すること
三、インダストリアル・ファーム設置に關する法律の制定に關して州官憲を援助すること

四、色々の場所に立つるファーム收容囚徒用建物の圖案ファームの型式其設備の型式を立て其費用を見積ること
五、模範とす可きファームの結果（成功失敗）及び此種の經驗に關して當局者に意見を述べ且つ之に關する決定を發刊すること」

六、地方官憲に専門的事項に關する情報を供給し便宜を與ふること

「刑務所及び刑務作業全國委員會」は此刑務所改革運動に協力さるることを合衆國の安寧厚生に注意を拂へる國民各位に切に希望するものなることを宣言せり。

二、郡刑務所問題

「刑務所及び刑務作業全國委員會」名譽會長アドルフ・レヅキゾーン氏の演説

「刑務所及び刑務作業全國委員會」は郡刑務所の餘りに雜沓し其狀態が甚しく不良となれりと云ふ報告を米國各地方より入手せる故此會議を開くこととなりました。直に何等か建設的計畫を立てねばならぬと存じます。

く使ふこととなります。

三、農園刑務所（インダストリアル・ファーム）と犯罪學校

ペンシルヴァニア州厚生部復舊課長ドクトル、ビー・エル・スコット氏の演説

米國至る所に散在せる數多の支部を有せる一個の犯罪學校が今尙ほ残つて居ります。公共心を有する國民は最早これに視聽を拂はねばなりません。刑事學研究家は數年來吾が刑事制度に於ける此缺點を認め「國民犯罪委員會」の小委員會は近頃此缺點を指摘せる小冊子を發刊しました。乍然此犯罪學校は依然として繁昌し刑事營造物に於ける犯人更生計畫の基礎を破壊する虞を生ずるに至りました。

此犯罪學校は米國囚徒の約九分の一が年々出入する郡及び都市の刑務所制度であります。

郡及び都市の刑務所は如何に考へて見ても失敗であります。犯罪の減少を計らんとせば他の方法を講ずるよりも先づ第一に之を廢止せねばなりません。其代りとして犯人を更生さする見込もあり且つ費用も少く從て租稅輕減の見込も立つインダストリアル・ファームを設けねば

合衆國全體に亘りて三千の郡刑務所都市刑務所があります。此刑務所は何れも滿員となつて居ます。其多數は犯人の種類に應じて之を隔離することもしなければ囚徒の改悛更生させる方法も講じて居ませぬ。始めて罪を犯した成り立ての罪人も最早惡事に凝り固まつた罪人と接近し斯くて犯罪は之が爲め養成されて居ます。吾々は此弊風を打破せんとするものであります。

「刑務所及び刑務作業全國委員會」は郡刑務所の論理的代物として州の管理せるファームの設置を主張致します。此ファームに於ては囚徒は戶外生活によりて健康となるのみならず産業の練習によつて放免後も正直に働きて世を過し得ると云ふ利益があります。又此ファームに生ぜる產出物は之を囚徒の生活に使用することが出来るので之に依て納稅者の刑務所費用の負擔を輕減することとなります。

從來の郡刑務所は囚徒に仕事もさせず囚徒の種類に應じて區別も立てず醫療も充分ならず釋放者も監視せず加ふるに費用も多く掛ります。

之に反し州立のファームは囚徒に仕事を授け囚徒の種類に應じて區別を設け醫療も充分にし假出獄者を監視し且つ費用も多く掛りませぬ。納稅者の金錢を節約し正しならぬと存じます。

米國各地に散在せる郡及び都市の刑務所は約三千であります。此制度は元來英國より渡來したものであります。尤も英國にては久しき以前に此制度を廢止して居ります。此郡刑務所及び都市刑務所は犯罪學校と呼べる程呼んでよい程惡くなりました。郡刑務所及び都市刑務所は犯人が犯人と接觸する最初の營造物であります。又犯人は初めて獄に投ぜられ在獄生活の日尙ほ淺き時最も永續的印象を胸に印じます。此二つの點を考ふれば郡刑務所及び都市刑務所の重大視す可きことが直ぐ判ります。吾々の所謂郡市刑務所なるものは何でありますか。これは總ての犯人が初めて收容さるる地方的營造物であります。始めて罪を犯した計りのほやほやの罪人たると最早惡事に凝り固つた罪人たるとを問はず又病人たると健康の人たるとを問はず又當り前の人たると低能たるとと精神病者たるとを問はず又男たると女たると又往々小兒たるとを問はず又無罪たると有罪たるとと保證を提供し得ざるが爲め犯人に不利の證言をなす爲め收容されたる證人たるとを問はず又既決囚たると未決囚たるとを問はず此等總ての人が郡市刑務所と稱する一營造物中に家畜の如く一所にほろりこまれて居ります。

此營造物は如何なる設備がありますか。女囚には女看

守を付し男女の區別を立ててあります。花柳病患者や病人を收容する病院の設備があります。精神病者精神衰弱者虚弱者に對する相當の宿所を設け相當の取扱をして居ります。始めて罪を犯した人と惡事に凝り固まつた人を隔離する設備があります。既決囚に職業を授けて居ります。清潔ですか、空氣の流通はよいですか、蚤や虱は發生しませぬか、近代的衛生設備はありますか、私は此等の問題に答ふるを要しませぬ。然るに不幸なる哉我國民の大部分は此真相を知りませぬ。

郡刑務所や都市刑務所は米國內に於ける最も非人道的な且つ犯罪を製造する營造物であります。ラッセル・セージ・ファウンデーションは過去二年間ペンシルヴァニア州郡刑務所の多くを慎重に研究しました。其報告は面白き報告であります。殊に刑務所内の作業の種類と云ふ見地より見て面白き報告であります。此ペンシルヴァニア州の郡刑務所には米國の他の任意の十州の郡刑務所の作業の種類和よりも多種類の作業があると其報告に書いてあります。乍然此等の郡刑務所に前記設備私の質問せる前記設備があるかと云へば夫は一もありませぬ。

初めての犯人と惡事に凝り固まつた犯人は一所に投獄されて居り初めての犯人は間もなく惡事に凝り固まつた犯

人となります。女囚を監督せる看守は男であります。精神の弱き者は斯る弱點を利用する人と一所に收容されて居ります。茲に御話することの出来ぬ不倫行爲が行はれます。衛生設備と換氣設備はありませぬ。怠惰は王者の如き權威を振つて居ます。此郡刑務所の多數に於ては戸外の運動其他保養慰安に關する何等機會が在ませぬ。私は集治監や州刑務所に入獄中の男女囚と幾度も談話せる後郡刑務所や都市刑務所は犯罪生活の始まりたることを知りました。

吾々が郡刑務所都市刑務所に對して加ふる非難は確かに充分であります。而かも米國犯人の大々的部分は此營造物に收容されて居ります。郡及び都市の刑務所を廢止し其代りにインダストリアル・ファームを設くるが犯罪を減少する最良の方法であります。

吾々が茲にインダストリアル・ファームと稱するは耕作やトラックを使用して野菜を作ることや家畜家禽の搾乳飼養やに機會を與へ得る充分の土地を有し且つ斯る仕事に適せざる者の爲に作業場を設けて有る營造物であります。斯る營造物は白耳義和蘭瑞西にあります。インディアナ州はブットナムビルに輕罪囚徒のインダストリアル・ファームがあります。マサチューセツツ州はブリッヂ

ウウォーターにコロンビア・ヂストリクトはラクコークワシにインダストリアル・ファームがあります。輕罪囚徒に關するヴァージニア州のファーム紐育州のエリー郡ウエストチェスター郡に於ける厚生部所管ファームも此種類のものであります。フロリダ州のセント・ジョン郡にも主に婦人三人醫師一人牧師一人より成立せる委員の努力によつて設置せる立派なるファームがあります。

ファームの建物は現代的にて嵩張らず又罪人の種類と男女に従つて之を隔離せるものでなければならませぬ。何れの囚徒に對しても少なくとも數時間の労働を與へねばならませぬ。經費と云ふ問題は第二として先づ人間の幸福と云ふことを第一に考へねばならませぬ。經費と云ふ點に於ては何等利益を生ぜず何等節約とならず單に人間の幸福罪人の更生と云ふ利益だけがあつたとしても經費を節約したと云ふ利益より勝つて居ます。

さり乍らインダストリアル・ファームは復た他の方面よりも之を観察せねばならませぬ。斯る觀察は租税の高く經費節減の聲の高き今日に於て最も適當の觀察であります。刑務所に要する費用の大部分はインダストリアル・ファームに於ては其生産物其牧畜養鶏其仕事より之を支

出します。農場及び菜園の收穫で收容者は生活します。

肉は其飼養せる家畜家禽の肉を用ゐ仕事場は收容者の衣服のみならず租税を以て之を支持せる他の營造物の收容者の衣服の大部分を供給します。

ファームは州で管轄します。此問題を考慮するに當りて郡及び都市を單位とすることを止めねばならませぬ。吾々は郡及び都市を單位とする觀念に餘りに永く執着しました。郡の大部分は現代式且適當の設備を有する營造物の費用を負擔するに餘りに小さ過ぎます。州で管轄することとなる能い計畫も立つて其管理も犯人の監護も宜しきを得ることとなります。

インダストリアル・ファームと共に留置所を置き未決囚や保證のなき爲め留置する證人や十日未滿の拘留に處せられたるものを之に留置することが必要であります。刑の執行豫猶の制度や監視付き假出獄の制度を擴張することも本問題の解決に當りて併せて執る可き手段であります。然し乍ら第一に着手す可き問題最も重要な問題は收容中其健康も損へば其思想も悪くなり其精神も損はれたる男女を日々釋放して居る郡刑務所都市刑務所を廢止することあります。

周圍の事情が如何に能くとも其場所が如何に適當なりとも單に建物のよきだけにては充分に改善の効果を奏す

ることは出来ませぬ。確乎たる罪人改悛更生の計畫を立て罪人の性質を一變改造し男としての品性女としての品性を回復せしむ可き標準を立てねばなりません。米國産業中心地の大部分並に其後方の田舎には教育なき犯人が驚く可き程澤山居ります。小學校を設置せねばなりません。此短所を補ふ可き級を設けねばなりません。米國々民の民性を完成せんとせば米國に共通の一國語を設けねばなりません。此共通の國語を設けると云ふ考へは一般に認められて居ることと存じます。此考へが一般に認められて居るとすれば外國語を話す男女に英語を教へねばならぬと思ひます。

相當長期間の刑に處せられたものに對しては職業的訓練は著しき効果があります。インダストリアル・ファームの仕事場にて教ゆる職業的訓練や土地の耕作や家畜家禽の收穫——此等のものは實際的價值の方法にてなし得る輪廓——單に梗概を示せるに過ぎませぬ。

尙ほ茲に力説せざる可らざる一問題があります。人は完全に發達せば良心をもつて居ります。インダストリアル・ファームに收容さるる人の大部分は道德に關しても精神的問題に關しても殆ど又は全然何等の訓練をもつて居ませぬ。彼等は神の掟を知りませぬ。共同生活の合理

的基準即ち隣人の意見や特權に對して敬意を拂はねばならぬと云ふことは之を重視し之を教へねばなりません。行刑施設を建て又は行刑制度を定むる第一の理由は社會を保護する爲めであります。又行刑營造物に收容さるる人は皆晩かれ早かれ釋放されて社會の一員となりま

す。此二つの點を考ふれば吾々は最も重要な點に於て失策を演じて居ることが明らかであります。社會は保護されて居りませぬ。現在の制度に於ては我郡刑務所都市刑務所より出て来る癡癡墮落せる男女の繼續的渦卷の爲め社會は寧ろ弱められて居ります。

郡刑務所都市刑務所は失敗であります。犯罪製造學校であることが證明されました。之を金錢問題より云うても餘りに浪費であります。人間の價值より云へば一層浪費であります。斯様なものは廢止せねばなりません。其代りに出来るものは

暗黒で、不衛生的で、虱や蚤の繁殖所で、且つ塔のあ

A Deterministic View of
Criminal Responsibility
Willard Waller

定命説より觀たる 犯罪責任能力 [下]

米國ペンシルバニア大學社會學教授

ワイラード・ウォーラー

(五)

ウェーバー氏によつて、一部の論者がそのデータミニズム（定命説）をして依存せしめてゐるとせられる基礎について、彼は次のように述べてゐるのである。「彼等はそのデータミニズムを二個の事實と稱する所のもの、上に置いてゐるのである。即ち、一刑罰と陪審制との失敗の歴史上の證據、二犯罪行爲は豫め定つた法則に従つて生ずるものであるといふ心理學及び精神病學の二つのサイエンスから得られた證據に依據してゐるといふので

ある。しかし、彼等はフィロソフィー（空想的な理窟）は避けると自ら稱しながら、科學上の事實ばかりでなく、隨處に理論上の假定に頼つて平然としてゐるのである。」と、ウェーバー氏は言つてゐるのである。しかし陪審制と刑罰との失敗が、人間の行爲は因果律に従つて豫斷されもし、記述され得るものでもあるといふ學説（定命説）と何の相關する所のもの、ないことを知るには、別に大した辨別力はいらないのである。有責論の觀念に基礎を置く手續法のシステムの失敗が現在の刑事訴訟法を攻撃する場合に一とかどの問題と成つてゐるとい

ふことはある。しかしながら定命論者はこの事をデータミニズムの妥當性の證據であるとして引合に出しはしないのである。只だそれは現在の訴訟法のシステムの攻撃材料としてデータミニズムと關係があるのに過ぎないのである。ウェーバー氏はデータミニズムの第二の基礎として(二)、人間の行爲は實際豫斷と法則とに従つて生ずるものであるといふ心理學及び精神病學の二つの科學から得られた證據を擧げてゐる。然しながら、彼は嚴正な社會學上の研究から得られた證據を擧げること、偶然か故意か知らないが、省略してゐるので、之が爲めに後に至つて、社會學者から見ると、彼の議論は急所を外れてゐることになつてゐるのである。第三の點、即ち、定命論者は科學上の事實のみでなく理論上の假定に頼つてゐるといふ非難は自分も立派に承認し得るのである。しかし、己に言つたやうに、現在の刑事訴訟手續に對する非難を一笑に付し去らんとするのは、データミニズムのドクトリン(學說)にとつては何の痛痒をも感じないのである。然し、此の辯駁を爲すに當つて、ウェーバー氏が定命論者の用ひる論法を用ひてゐるのは頗る面白いのである。予はウェーバー氏が不知不識の間に前後撞着に陥つたことを攻めるのではない。余は單に彼が餘り

に事實によつて證明したがるのを示さうとするのである。彼は曰ふのである。「刑罰が犯罪を防止するや否やは只だ二つの方法で答へる外はないのである。即ち、心理學と統計とに依る外はないのである。若し、ワインズ氏(既出)にして、實際の統計から、犯罪の度數又はその輕重とが刑罰の度數又はその輕重とに全然無關係であることを示し得たならば、然らば刑罰の効力を辯護するために言ふべきものは幾何もないであらう。」(昭和四年一月「刑政」五十八頁)。茲處に、ウェーバー氏は結構定命論の用ひてゐる推理法を受け入れてゐるのである。詮するに、ウェーバー氏は、刑罰の防止的効力の問題は、只だ定命論的研究によつてのみ解決せられ得るのである、と言ふのである。而して、彼の議論がデータミニズムの理論に頼つてゐるものであるとすると、ウェーバー氏は重大なデイレムマに陥ることになるのである。彼はデータミニズムの論據の完からざることを証明する爲めに定命論の驅使してゐる方法を用ひることになるのである。で、若し、彼が自分の論據を證明(科學的に)せんとする時には、彼は自分の論據を妥當ならざるものとし、データミニズムに對する自分の攻撃の効力を無力にすることになるのである。眞實の自由意志論者はその自

由意志説を証明する爲めに定命論の依て以て立つ假定(因果律)を用ひてはならないものである。今日データミニズムに反對するものゝ弱點は、その論理のインコンシステンシー(前後矛盾)に存してゐるのである。彼等は終始一貫して科學的方法の限界の裏に止まつてゐることができず、しかも科學的方法と材料とを使用することによつて、この二つの妥當なることゝ有用なることを承認しなければならなくなつて來るのである。コンシステンシー(論理の終始一貫)を欲てゐるために、ゼスウィット派(ルーテルの宗教改革に對して起つた天主「舊」教の一派)の用ひるようなあいまいな彼等の論理は何等の效果もなくなつてしまふのである。

それから、ウェーバー氏はデータミニズムの第二の根據即ち心理學並びに精神病學上の證據に對して攻撃を試みてゐる。人間といふものは必ずしも精神上の缺陷又は疾患がなくとも、社會的に見て異常な好ましからざる行爲をなすものであるといふ念入の論證は、社會學の見地から犯罪發生の問題を研究するに慣れてゐる人達には直ちに受け入れられるであらう。別に故障は言ひ立てない。しかし、ウェーバー氏が、低能 (feeble-minded) (Jaeger) が犯罪の原因ではないといふことを證據立てた

所で、それで彼の所謂「事實の城砦」から新しいクリミノロジーを驅逐することにはならないのである。たゞ、過去少くも十年間何人によつても占據せられてゐなかつた陣地を只だむちやくちやに砲撃してゐるだけなのである。ウェーバー氏の示し得た所のものは、個人心理學の觀念は特に集團生活の結果である現象を説明するには不十分であるといふことに過ぎないのである。ウェーバー氏の説く所を見ると、彼は、犯罪問題の研究に社會學の研究方法を應用したバーゼス、トーマス、スラツシャー其他の學者の著書の存することを全く知らないやうに見えるのである。彼は、如何なる點でも、社會といふ見地からデータミニズムと戦ふとはしないのである。

よしさらば、定命論的な思想體系も結局或る理論上の假定にその基礎を置いてゐるものである、といふウェーバー氏の非難を、我等をして直ちに承認せしめよ、更にかゝる非難を定命論的な思索方法を攻撃するの一根據となす人が、如何にせば何物をか知り得んかと求めて已まない社會に關する思索の體系、科學的研究の存するのをさへ、全く知らないやうに見える、その不詮索をも深く追窮して攻めることもすまい。自分は直ちに進んで逆襲を試みやうとするのである。自分は、己に前き

に、自由意志説と定命説とは根本から異つた假定の上に立つてゐるもので、全く別な物であることを曰つてをいた。で、茲處では、定命説の假定は自由意志説のそれよりも一層よく攻撃に堪へ得る性質のもので、且つその思索方法が一層有用なものであることを示さうと思ふのである。

(六)

今日の自由意志論者は、あらゆる攻撃に對して、びくともしないような論理上極端な立場を取ることを好まないうで、却て弱點の多い中途半端な立場で押し通して行かうとするのである。彼等は半はサイエンティフィック（科學的）で、半はヴァイタリスティック（生機論的）物理的の力以外に別に生命の力の存することを主張する説である。で、一は他を害なひ、其結果は無に等しいものとなるのである。半はサイエンティフィックであるために、彼等は生涯の大部分デターミニスティックな論理に立たなければならなくなり、しかのみならず、ウェーバー氏のやつたやうに、デターミニスティック（因果律による）及思索方法を攻撃するが營にデターミニスティックな論法を用ひることをさへ敢てするのである。

らである。しかのみならず、同時に亦た、自由意志もデターミニズムの悪い影響を免がれることができないのである。何となれば、若し半ばデターミニズムを認容するならば、其人は先づ自發性の發動に限界を定め、それが何時何處に現はれるか現はれないかを豫斷しようとするにちがいないのである。手取り早く言へば、それを科學的の法則に従はしめようとするにちがいないのである。しかし、かうなればもはや眞に自由ではないのである。で、若し何人もデターミニズムと自由意志とを同時に兩つながら信じようとするれば、兩者いづれをも信ずることができなくなることを見出すのである。デターミニズムとリバータリアニズム（自由意志説）とは、異つた場所から出發し異つた方向に走つて行く二匹の馬である。であるから、哲學者はいかなる曲馬術を以てしても、同時に二匹の双方を乗りこなすことはできないものである。で、實際を曰ふとかういふ事になるのである。吾人の理解のできる限りでは、人間の行爲はデターミニスティック（因果律で定められた）な基礎を有つてゐるものであることを知つてゐるのであるが、さて、一旦理解できなくなると、吾人の或る者は、其處には、自由意志が働いてゐるのだと曰はんとするのである。かうなると、自

これは外でもない、科學的に物を説明する習慣は、何人もこれを廢するところができないまでに深く近代人の心理に浸み込んでゐるといふ單純な理由に過ぎないのである。しかし、これは自由意志論者にとつては尙更悪い事になるのであつて、これが爲に彼等はデターミニスティックな論法を用ひる結果、自ら進んでその論理の假定の妥當なるを是認し而して更らに新にその論法の有用なることをデモンストレート（論證）することになるのである。

しかしながら、どうして定命説と自由意志説とを兩つながら同一の心の中に宿すことができよう。たとへいかに微小なりとも人間の心に自由な自發性が存してゐたならば、デターミニスティックな研究の効用は全く破壊されてしまふのである。何となれば、その謂ふ所のスポンタニティー（自發性）が眞に自由なものであるならば、何時、何んな場合に、幾回どんな度合で、どんな風に、それが生起するものか、何人も決して知ることのできないもので、全く豫知の道なく茫然自失する外はないからである。いつ何時この原因のないスポンタニティーが闖入して來て、折角でき上つてゐる計算をひつくりかへしてしまふか何人も語ることができないので、いかなる法則も、いかなる因果律も、その効力を失つてしまふか

由意志といふことは、明かに我等の知らないものゝ上に築かれたメタフィジックス（形而上學——哲學）で、イデオランス（無智）の教でしかないもので、且つは稍々オプスキュランティズム（排智主義）と其趣を同じうして來るのである。それはデターミニズムの明かな誤謬とか失敗とかの上に築かれたものではなく、その空際に築かれたものとなるのである。

(七)

しかしながら、自分は茲處で單に理論上で議論を闘かはさうとするのではない。單に深遠な學說上の問題を弄ばうとするのではない。自分が歟々を費して憚らないのは、茲處にはまた極めて重大な社會的の實際問題がからんで來るからである。何となれば、ウェーバー氏の思想に存する二元主義と共に、刑罰の理論と實際とに存してゐる二元主義が並び行はれてゐるからである。この二元主義は現在かなり多くの前後撞着に陥つてゐる爲に、彼れの論理の力を弱めてゐるやうに、刑罰によつて相互に矛盾した目的を獲得せんとする二元的な試みも、亦た同じく法律の効果を空しからしめてゐるのである。ウェーバー氏は或る程度までデターミニズムを承認してゐる

のである。しかもまた同時に、或る程度まで犯罪に對する矯正防止の道の講ぜられることを欲してゐるのである。これと並行してゐるのが現在の我々の刑事政策上の防止並びに矯正の方針努力である。しかしながら、ウェーバー氏はまた或る程度まで自由意志の存在してゐるものとも考へてゐるのであつて、それがために或る程度まで犯罪者を處罰せんとするのである。彼は、「余とても、個人自身の力で奈何ともなしがたき避くべからざる犯行の原因の存する場合には、その如何ともなしがたき程度までは恕してやらなければならないことを認めてゐる」(昭和四年二月「刑政」三十二頁七行目)、というてゐるのである。彼の思ふ所を推斷するのは極めて容易で、彼は「しかしながら、その犯行の原因を理解する能はざる限り、吾人をして處罰せしめよ」と曰ふのを省略してゐるのである。法律上の實際も亦た之と同じことをやつてゐるのであつて、法律の効果を無にするような此等の相一致することのできない目的を二つながら獲得しようとしてゐるのである。

ステイツクな主義がどう犯罪を取扱ふものであるか、そのシステムの要素を少しく検討してみたい。定命説の見地からすると、有罪であるとか、有罪の程度とか、報復的な裁判とか、刑罰とか、責任とかいふようなものは、全く意義のないものとなるのである。かういふと、理解のない人達は、直ちに、デターミニスト(定命論者)を以て犯罪については全く何物をも爲すことを欲せざるものゝ如く解して攻撃して已まないのであるが、これほど不當な論斷は想像され得ないのである。若し已にデターミニステイツクな見地が承認せられてゐたならば、現行の制度の特色のあるものゝ多くのものも(それ等は表向きは防止力のあるものとして久しく行はれて來たのであるが、實をいふとそれもとゞ慣習の餘勢で今日に至つたのである)、或は無用なものとせられるに至るかもしれないのである。しかしながら、犯罪並びに犯罪人に對する科學的な態度は、その効果に於て法律を無力なものとするとどころではなく、むしろ却て法律をして首尾一貫した有効なものとなすだらうと思ふのである。

くなつたならば、現在解せられてゐるが如き刑罰はもはや存續し得られまいといふことは假りに之を許しても、これは必ずしも、犯罪者に對しては何事をも爲す必要はない、といふことにはならないのである。何となれば法律の唯一の合理的な目的ともいふべき、社會の防衛(Protection of society)といふ任務が儼として存在してゐるからである。而して、社會の防衛といふ一事に法の目的を限れば、専心この目的のために努力を致すことが出来るために、却て現在よりも一層容易にこの目的を實現するに至るやもしれないのである。是に至れば、常に裁判官の前に横る問題は、「此者は彼の行爲に責任を負ふべきものであつたらうか」といふことではなく、「社會の防衛のために此者を如何に處分すべきだらうか」といふ問題であらう。刑罰が其人につけた前科といふ汚點。受刑者の心に激せしめた社會に對する憎惡。拘禁生活に於ける惡感化。刑罰と抗争するためガング(犯罪團)の如きグループ(黨類)を發達せしむる傾向——刑罰より生ずるかかる影響が益々犯罪の問題を惡化せしむるものなることは、最近の多くの研究から得られた結論であるやうに思はれる。現在我等のピーナル・インステイテュウション(行刑施設)に於て行はるる刑罰と感

化矯正の二つのメソッド(方法)を結びつけようとする試みは、少くもその改善の試みに於ては全く失敗に終つてゐるのである。この事は累犯の統計を看れば一目瞭然である。しかし、若し我等が見地を變へて、定命説の立場から犯罪者を検討するやうになれば、我等はもつと大きな成功を期待し得るのである。

(八)

現行の如何なる感化方法もその感化の手を及ぼすことのできないほどに、全く犯罪生活に没入してしまつた犯罪者の多いといふはと、何人も疑ふものはない。かかる犯人に對しては、これを社會より隔離して、それ相當の處遇方法を講ずるより外に道はないのであるが、若し、我等が從來の立場を棄てて、定命説の立場から彼等を研究したならば、他の如何なる方法で彼等を考慮するよりも、遙かに容易にその目的を達することができようと思ふのである。而して、更らに又た、犯された特殊の所爲といふことよりも、むしろ社會に對する危險性(Dangerousness to society)といふことを裁判の判斷條件としたならば、怖るべき大罪の犯さるる以前に、多くの危險なクリミナル(犯人)を社會から驅逐することがで

きるのである。自由意志論者の立場は之に比べるとまる
で反対である。人か已に改悔したと曰ひ、以來決して罪
は犯すまいと曰へば、自由意志論者はその言通りに信じ
なければならぬのである。而して、單に法律上必要の
期間だけ拘禁してをいた後は、たとへ何人もその受刑者
の以前よりも一層危険になつたことを疑はないものはい
ににしても、其者を社會に歸して遣らなければならぬ
のである。人間の自由意志の假定の上にでき上つた我等
の法律は、是非ともその方向成立から考慮してかからな
ければならない或る特殊の所爲を、いきなり邪惡なもの
と判決を下してしまはなければならぬのである。そし
て、犯人の責任の正確な程度を定め、罪の大小輕重と責
任の程度に比例して豫定の定期刑を科し、而して後、彼
を社會へ復歸せしめなければならぬのである。困まる
のはこの一番終りの「社會へ復歸せしめなければならぬ
」といふことで、わが行刑施設の實際の歸納的研究
によると、殆んど大概の者は其處へ入つて來た時よりも
一層惡化して出て行くやうに見えるからである。
以上論じ來れる所に對して、世には、此等の議論は之
を犯罪者の上にあてはめれば正しいけれども、その刑罰
を無用なりとするがため、犯罪を防止する力は失はれ、

從來は犯罪とは離すことのできなかつた刑罰といふ考へ
の存したため犯罪を敢てしなかつたものが、直ちに犯罪
を行つて憚らざるに至るため、社會組織は忽ちにして崩
壊するであらう、といふ事實を主な理由として、我輩の
議論を非とするものがある。しかしながら、多くは形式
的な社會統制の機構（刑罰法規）よりもむしろ非形式の
それ、といふのは、法律の威力によつてよりもむしろ社
會一般の毀譽褒貶に支配されて、正路の生活を守つて行
くものであるといふ事實は、しばらく措いて問はず、且
つ、刑罰の本質とせられてゐる犯罪の防止力なるものの
甚だ疑はしいものであることも、今暫く言ふまい、茲處
には我輩の説く所を非とするものに對しては、自分は只
だ、定命説の立場からする犯罪者の處遇は現在施さ
れてゐるトリートメントよりも、大多數の場合に於て犯
罪者にとつては、より愉快なものでなく、或る場合には
むしろ却て甚しく不愉快なものであるかもしれない、と
いふことを以て答へれば足りると思ふのである。例へば
其人の人生觀と實際の生活方法とのために危險なりと知
られてゐる其等の人々（職業的常習犯人）の場合では、
現在の制度の下ではただ或る重罪の犯された後にのみ手
をつけることができるのであるが、データミニステイツ

クな論理の上に築かれた制度によれば、そのトリートメ
ントは、犯人にとつては甚だ御氣に召さないものとなら
うと思ふのである。自分は、刑罰の防止力は甚だ疑はし
いものだといつたが、もし實際防止力があるとしたら、
その防止力は徹底的なデータミニステイツな裁判制度
によつては全然得られないと考へなければならぬ理由
はないのである。——（或ものによつては現在のシステ
ムの主たる作用と看做されてゐる報復慾の満足でさへ別
も、にさういふ考へはないが、データミニステイツの
裁判制度によつても、その副産物として得られないこと
はないのである。）

(九)

ウェーバー氏の言ふ所によると、選擇（choice）と
努力（effort）とは意志の自由の争はれぬ證據となつ
てゐるのである。我等は自己の内省でこの事に氣がつく
といふのである。しかし、自由であるやうに見えるから
我々は自由なのであり、自分で自分を指導してゐるもの
と思ふから我々は自己の指導者なのである。とは古くか
ら言はれてゐることである。選擇の場合でも、努力の場
合でも、我々は自由であるとのセンス（感じ）を有つて

ゐるのである。自分でさう感じてゐるのである。しかも
時としては自分ながら心苦しい程イゴ（自我）の念の
交つてゐるのに氣がついてゐるのである。我等は自己の
指導者である處か、選擇や努力やは往々にして自己以外
に在る目的の實現のために左右されてゐるのである。然
らば、どうして此の二つが自由であると言ひ得よう。
此の二つの現象については、多くの別派の心理學者は
それ／＼異かつた解釋を與へてゐるが、根本に於て合
理的な解釋を與へてゐることはいづれも一致してゐる
のである。大多數の心理學者にとつては、選擇といふこ
とは單に相戦ひつつある多くの衝動を調和させる手順に
過ぎないのである。これは、我々が主觀的に選擇を新し
い形の生成だと考へるにしろ、又は、更らに一層客觀的
に、その新しいといふ點で習慣とは異つた一箇のしわざ
だと看做すにせよ、いづれにしても眞理たることを失は
ないのである。

我々の行動（behavior）の原因が往々にして意識に
上つて來ないといふ事實が、自由であるといふ感じを生
ずる理由を説明してゐるのである。我々の經驗が一生を
通して我々に影響しつづけて、我々の嘗つて見た人見た
物が我々の一々の行爲の中に自然にしみ出してゐるとい

ふ風に、我々は自己の経験を消化してしまふといふ事實が、よく發達した人格には自由の存してゐるやうに見える理由を説明してゐるのである。三十才のものも尚ほ三才の時の経験に感應してゐるが故に自由であるやうに見るのである。経験に束縛される力の強さそのものが人をして自ら自由なりと感ぜしむ所以なのである。

然しながら、ウェーバー氏は、選擇と努力の二つのものの實在が分解されてしまうことに故障を申立てるのである。今假りに彼の要求を許容して、此等の二つの現象を實在するものとして、客觀世界の確實な事實であるとして、取扱つて見よう。そして、此の二つのものを改めて検討して見よう。

茲に一人の青年がある。彼は他に好い職業口のあるのも顧みず、結婚もせず、一切外界との縁を絶つて、或るカレヂ（單科大學）へ入つたのである。彼は朝の四時に起きて、四時間急行列車の運轉士をやつて、朝の學校の課業へ出席し、午後には再た急行列車の運轉をするのである。尚ほ其外にも時間を見出して、科外の講義を聴くのである。これが爲めに彼は遊ぶひまも運動するひまもないのである。彼は決して馬鹿な錢は費はないのである。かういふ節制の立つた生活で數年間ぶつ通して、と

う／＼大學を卒業する。かかる實例は決して稀ではないのである。

これはたしかに努力であり、しかも選擇である。確實な、たしかにさう見える事實ではなからうか。實際、外見からばかりでなく眞實に、全然虚無から生れて來るにしては餘りに確實すぎる事實なのである。しかも、ウェーバー氏は、此等のものが何等の原因を有たず、或る不思議な説明のできない我等の内部の深い原理から生ずる結果だと、我々をし考へしめようとするのである。そしてどうしてそうなるか、といふことは彼は語らないのである。彼は只だ、「類は類を生む」といふ格言はまちがつてゐると我等にたしかめるだけなのである。

この大學の學生をもう一ぺんよく検討しよう。彼は邊鄙な田舎の百姓の子息である。幼い時から貧乏と借金と苦しい勞働を知つてゐただけであつた。彼の兩親は勤勉で思ひやりが深かつたので、自分達の經濟上の不安と苦しみ抜いた長い年月に疲れはてて、自分達の子供には自分の受け損なつた教育を受けるように勸めて、自分達のやうなみじめな運命を共にせしめたくないと思つたのである。彼等は、他の百姓と同じやうに、出世するには學問といふ魔術による外はないと信じてゐたのである。そ

の子の教師達も、彼がその苦境を脱するには大學の教育を受けるより外に道はないと話したのである。また其處には教養に對する宗教的な熱情もあつて、この青年は自分の生活の初まつたその泥土の中からぬけ出さうといふ強い慾望に驅られたのである。

この説明は如何にも明白で、何人も異議を挟むものはない。是に至つて、我等はこの青年の選擇と努力とを原因のないものと考へることができようか。しかも、此等の原因は排智主義者すら目を閉づるわけには行かないほどに力強い大きなものではあるまいか。是に至つて如何にして我等は、同じ要因の連續と同じ内外の事情があれば同じ結果が生ずべしといふ定命論の信仰を避けることができる。

假りに選擇と努力との實在を許容し、この二つがもはや更らに分解することのできないものであるといふことさへも許容しても、吾人は此の二つが自己以外の或物に向けられてゐるもので、而して、努力の目的は其人の生活してゐる集團（group）によつて定められてゐる（determined）ことを指摘せずにはゐられないのである。人は或る物を選擇する。彼等は正しいもの、美しいもの、善なるもの、そのいづれなるにせよ或るもののた

めに努力をする。而して、この或るものの何であるかは其人の生活してゐる集團（社會）によつて定めらるるのである。サムナー（Charles Sumner (1811-1874)）——米國の政治家で法律學者——以來、何人も、社會の風尚が如何なるものをも正しくし美しくし善ならしめるを得るといふことを疑ふものはないのである。努力は其自身一つの王國ではあり得ない。何となれば、その目的といふものは社會的にデター・メインされて（定められて）ゐるからである。その性質も、その方向も、そのグループ（社會）によつて承諾されてゐる、何人も争ふことをしない究竟の價值（values）に依存してゐるもので、兩つながら、箇人一己のコントロールする（左右する）ことのできないものである。選擇も同じことで、何等の新しい因縁のないものを引きづり出して來るわけではない。何となれば、例へば、努力の目的の選擇は已にその人の生活する社會のカルチュア・パターン（culture pattern）——社會の有つてゐるそれ／＼の文化の型を云）の中に含まれてゐてちやんと定まつてゐるからである。

（十） 結 論

自分の思ふ所によれば、デターミニズム（定命説）もリバタリアニズム（自由説）も、終に實際の證明以外には何物をも有つことはできないものである。責任能力の問題は、いつまでたつても議論のつきないもので、これが斷案だといふものはないのであらう。何となれば恐らくいつまでたつても、世には、飽くまでも一箇人の内部の経験の特殊性を主張するものがあらうし、また一方には、注意を人間の行爲の合律性といふ一點に集中する頑固な人達が出て来て、議論は干ないからである。で、この一小論文は、單に次の二點について比較的デターミニズム（定命説）の勝つた所を示さうと試みたに過ぎないのである。即ち、その二點とは、

(一) 人間の経験したる事實を理解するため——その事實は自由意志の證據として提出された事實でもかまわなう。

(二) 人間の行動を制^{control}御するため。

とを言ふのである。（了）

Journal of Criminal Law and Criminology,
May, 1929

戸田則素大人選

静岡賤機歌會

團扇

日につのる暑さに去年のやれうちは
とりいだしてもつかひそめけり
其 愚

とるまゝにかよふうちはの風うけて
さながら秋の心地こそすれ
澤 瀧

秋風のはや立そめて手馴たる
うちはもいまは忘れがちなる
蘇 雪

横きたる海つらこえてふけばにや
ならす團扇の風の涼しさ
皓 月

西東きそふすまゐの勝名乗
あぐる團扇のいさまじきかな
蘇 山

水むすぶ身にも暑さの堪へやらで
うちはとる手もせはしかりけり
澤 瀧

刑務所に於ける成人教育 [完]

教化力としての宗教

宗教を教化力として充分重くみることは社會改良家の皆が皆主張する所ではない。刑務所に於ける教誨師の努力は餘りに屢々お役目的であつて、何か立派に爲し遂げようといふ信念を欠いてゐる。多くの教誨師が受刑者の信頼を受けてゐるかどうか、又は絶望的に同情ある友人を求めてゐるやうな受刑者に個人として助力を與へてゐるかどうかも分らない。重大なる機會が打倒れたる男女と最も密接なる關係におかれてゐる人々によつて非常に詰らなく費されてしまつてゐるやうに思はれる。眞に宗教的な、宣教師的精神を有つてゐる者だけが道德上の争に於ては、今日教誨師や教師や看守が有してゐる様な優越な地位を與へらるべきである。眞の刑務所改良は問題の宗教的觀念と、刑務所社會の宗教生活を改良しようとするしつかりした、忍耐的努力とに基くのである。最も

エイ・シー・ヒル

表面的な研究ですら性格の改造を齎すためには心に達しなればならないことを明かにする。神のない世界は、刑務所の内であらうと外であらうと常に邪な無法な人間を作る。神は決して社會を救ふこともできなければ男女を改悛せしめることもできないのである。刑務所で教誨師を任命するについて無用な政党的な考へをいれることは誠に嘆しいことである。

休息の教化價值

精神的、道德的疾病はその根幹が感情にある、さうして又その根淵に於てなら、且つその初期に於てなら最も容易に之を突きとめ且つ治療することができる。喜びと悲しみ、樂しみと苦しみ、働らくことと遊ぶこと、之等は各人間の性格に影響を及ぼす。休息は肉體の健康にと

つても必要であるが如く精神的、道德的健康にとつても必要である。かかるが故に、教化を促進する策としてはその中に労働と同時に休息を、努力緊張と同時に緩和を嚴肅なる省察と同時に諧謔を含まねばならない。

協同の必要

男女受刑者を改悔せしめようといふ努力は收容者、官吏及び刑務所内に存するすべての社會力の心からなる協同を必要とする。救はれることを欲しない人間を救ふことは何人にもできない。救命索を投げ與へても、それを捉へて救はれようと努めない者達に對しては何にもならない。刑務官吏が之れを作るために、加勢するにあらざれば、適當なる雰圍氣を刑務所内に齎することもできない社會一般の公衆がこの教化運動に對するその態度や、之に關するその行動によつて敵意を示すやうでは教化を促進しようとする努力はすべて空に歸してしまふ。すべての社會力が一緒になつて調和して刑務所教育に於て求められてゐる目的を達成するやうにしなければならぬ。此の仕事は障害に遭へば覆つてしまふのであつて、あらゆる社會力の適當なる協同なくしてはとても達成できないのである。

犯罪の胚芽

犯罪の胚芽は人間の性質の中にあるのであつて、すべての人間が之を有つてゐる。刑務所に居る男女が刑務所外の人間と根本的性質に於て異なるやうに考へるのは誤である。犯罪人階級があるのではない、凡ての人間が犯罪人となり得るのである。多くの場合に於ては、適當なる家庭の影響や、早くからの教育や、環境が罪の生活に導くやうな生れ付きの衝動を壓服するのである。或者は自己の利益によつて抑制され、又或者は結果の恐しさから無法な行爲をやめる。生活に於て發達したる性格は多くの者をして犯罪となるやうな行爲や法規の違反をとめしめる。それでも少數の者は罪の法廷に立つやうになる更に惡人中の小部分の者が有罪と決せられ刑罰を課せらるることを理解しなければならぬ。

肉體や心や又は魂はどこか工合が悪い處があるときには病氣である。その病氣は之れを診察して適當なる治療法を講じなければならぬ。肉體的にも精神的にも又は道德的にも病氣である處の、從て刑務所に居る處の受刑者を取扱ふに付いては心理學や醫學や及び宗教が一緒に働かなければならぬ。

恐らく罪人中九十五パーセントは何かしら肉体的原因の結果として罪人となつたものであると云つてもいいであらう。教化的處遇を行ふに付いてはこの事實を考察に入れなければならぬ。經濟上の欠乏が犯罪を生む主たる原因であるといふ考位誤解を招き易いものは恐らくあるまい。「金持だが正直だ」といふ言葉は「貧乏だが正直だ」といふのと同じことを意味するのであつて、どちらも重大な眞理を語つてはゐない。善惡正邪は何も特殊な社會狀態の特徴ではなく、一般人間の有する性質である。カウス博士 Doctor Cowses 曰く「幾重もの人格をもつてゐる者は驚く程多い。今完全に正常な様に見えてゐる人間も次ぎの瞬間には激烈なる、異常なる犯罪人的な人間にさへなることがある。けれども決して本質的に氣狂なものではなく、唯彼のも一つの人格の方がしばらく勝を制するのにすぎない。」と。明かに醫師も科學者も宣教師も各々犯罪病を患つてゐる者を正常な健全な、狀態に復すに付いて働かなければならない。

教育の力

主席教師の大部分は文官である。主席教師は學校全体を鼓舞、主宰、指導する力である。もし彼が失敗するに

於ては、たとへ車輪は廻轉しようとも何等惠ある結果は望まれない。主席教師たる人は稀れなる性質を有つた、教育の廣い、同情のある、才に富んだ人でなければならぬが、就中完全に仕事に専念する人でなければならぬ彼は教育も推理力も種々雑多なすべての者に應じその精神力を正しき道に導いてやる様に用意しなければならぬ。彼は又卓れたる人格の力によつて導き減多には腕力に訴へない様にしなければならぬ。

主席教師の義務は組の教師を選任し之を訓練すること教材を選択し整理すること及び教授法を監督することである。彼が此等の重要な仕事を如何なる精神を以て、又如何なる方法を以て行ふかは直ちに刑務所の氣分を決し、延いては教育の結果を左右する。彼は彼の努力が受刑者の心を、感情を、興味を復興せしむべきものであることも自覺しなければならぬ。

組の教師は大概收容者である。大概の人は一寸考へると之れが教化を促進しようとする制度中の致命的欠點である様に思ふ、併しも少し考へてみるとこのやり方が必ずしも全然悪くはないことを信するやうになる。刑務所の内にも普通以上の知識をもつた者も居れば、また受刑者の全部が惡人なのでもない。中には立派な教授力をも

つた者も居るのであつて適當な状態の下におけば立派な教師となつて仲間の者にいい影響を與へることができ。彼等は文官の教師以上に受刑者を知り之れと親密になることのできる利益をもつてゐる。更に教化の重荷は受刑者自身の上に最も重く存しなければならぬ。彼等は彼等自身の力によつて、且つ他の者を助けることによつて起き上らなければならぬ。教師に選ばれた者は普通に責任觀念を發達せしめる。彼等は他の者を助け上げるためには自分等自らが先づより高い位地に達しなければならぬことに氣が付く。もし彼等が働らきと自己統制を示せば他の受刑者達は彼等と同じ様な努力をしてゐるものとして尊敬する。教師と教へらるる者との間には越すべからざる隔てはない。多くの收容者たる教師は仲間の受刑者をしてより明瞭なる見解とより良き生活を得させる様に刺戟し助けることに著しき成功を収めてゐるし、そう努めることによつて彼等自身をも救つてゐる。

年中無休の學校

刑務所の學校は一年中開いておかねばならない。受刑者に休暇はない。而して學校は單調なる刑務所生活に於

ける明るい場所として絶えず開かれてゐなければならぬ。勿論主席教師は休暇を有たなければならぬ、けれどもその不在中之に代るべきものに付いての規定は設けておかねばならぬ。大學の社會學の學生は夏期の一月間位刑務所の學校に於けるこの代理の仕事をするために之を利用すべきである。之れは大學の學生に對して最も實際的な方法で興味ある問題を研究する機會を與へるであらう。それは又收容者に對して正則なる主席教師の不在中に變化を與へ、また愉快な、有益な仕事の手段を與へるものである。それは又大學の學生をして刑務所の主席教師としての地位を準備することを助けるであらうこの實驗は確かに試みる價值がある。

刑務所學校の將來

刑務所學校の將來は繼續的發達によつて特徴づけらるべきである。その眞の目的は努力と經驗によつて更に明瞭となるべきである。而してそこに達する最善の手段は一層よく知られ、一層充分に授用せられる様になるべきである。

此等の學校の將來は明かにそれが教化に對する道を開くに於て爲す所如何による。その爲す所如何は爲すこと

の數の多寡による。主として成功は學校を管理する者の性質と努力による。學校程眞の宗教的精神を要求するものはない。「學校の觀念」を含んだ刑務所の男女處遇法を有効に活用するには一般公衆及び刑務官吏からの援助が必要である。有りうべき最大の道德的疾患の犠牲となつてゐる男女を救はうとする努力に於ては、凡ての刑務所の活動の心からの協力なくしては殆んど何もできない收容者は彼等自身及び他人を救ふ努力に於て大きな働きを有たねばならない。他の受刑者を救ふことに於て彼等は自分等自らをも救ふことができる。如何なる企てもその將來は過去に根元を有する。爲さるべき仕事の基礎はすでにおかれてゐる。更にその上に築き上げて行くばかりである。如何なる企ても將來どうなるかは多くの偶然にかかつてゐるから、どうなるかを豫言することは危険である。けれども、人道的理想の發達は、成年刑務所をして生活を改造しようと欲してゐる者に對して益々有益ならしめんとする運動に於ては何等後戻り歩調がとられることはないだらうことも暗示してゐる様に見える。

戸田則素大人選

門 泉

岩清水門をながるゝ我いはは
夏は涼しく住みよかりけり

皓 月

子等はみなはだかになりて嬉しげに
門の泉をもてあそびつゝ

甚 愚

さゝやかに流るゝ門の泉にも
螢とびきてすだく涼しさ

蘇 正

夏もなほ我住む宿の涼しきは
かどに泉のあればなりけり

澤 樹

掬ばでも涼しかりけり我門の
いはが根清水音清くして

蘇 雪

往來する人もうれしと掬ぶらむ
かど邊の清水わきもつきせで

機 月

音楽と感化 (二)

高野辰之

三、音楽の害

淫聲の國を害し、風俗を損ふことは、人の熟知する處で、支那に於て古く「鄭衛の音は亂世の音なり、桑濮漢上の音は亡國の音なり（樂記）」といふのも此意であつて今事新しく之を述べるにも及ぶまい。之を最近の流行歌に例を求めていはいはうなら、彼の壯士たちの演歌や、さすらひの歌や又は枯薄の歌乃至はほとんど節に對して官から制裁の手の下つたことでも判じ得られるであらう。古くは宮古路豊後太夫の淨瑠璃が、江戸に於て嚴重に禁止されたなども此のよい例であらう。まことに風俗なるものは破壊することは實に容易であつて、之を矯正することは非常に困難なのである。であれば、爲政當事者が時に禁止を命ずるのも又以て止むを得ないのである。此の豊後節といふは京都で成立した一中節より出たものである。都一中の門人宮古路國太夫の創めたもので、一流

をなしてからは國太夫節と呼ばれ、豊後様を受領してからは豊後節と呼ばれた。江戸へ下つたのは享保十七年であつたが、其の濃艶で、しかも感傷味たつぷりな曲風で加賀の菊酒屋の娘お菊が奉公人と墮落をしたり、金村屋おさんが疊屋伊八と心中する其の道行といった類を語つて聴かせたのである。武勇節義といった事ばかりを語る江戸淨瑠璃に取つては、大いなる驚異、否脅威であつた。元和以來殊に元祿といふ太平時の美酒に酔つて來た江戸の町人、いや武士迄も、絶えず草萌え時の如き異性を慕ふの情を心の底に抱いてゐたのであれば、此の濡れ氣澤山な、さうして人間胸底の琴線に觸れなければ止むまいとする淨瑠璃に引きつけられぬ者はなく、其の擴がる勢は實に恐るべきものであつた。遂に芝居に出ることも禁ぜられ、自宅で教へることも禁ぜられて、

豊後米八斗二升と觸れられて

菰をかぶるか宮こじきめら

といふ落首も出た。此の時豊後米は金一兩に八斗二升といふ高値で、士民が窮したが爲にかういつたのであるが八斗に法度即ち禁止の意がこもつてゐるのである。

しかしながら民の好むものは決して法令だけで禁止し得るものでない。宮古路豊後様は禁止命令に接して、旗

を捲いて京都へ歸つたが、其の門人の位碑屋文右衛門が江戸へ下つて來て、語つた時には、幕府も之に制裁を加へなかつた。これが常磐津節である。彼の富本節や清元節、及び新内節等は一切豊後節から出たもので、其のなまめかしさや、所謂劣情を挑發することは義太夫節や一中節、河東節などと比較にならぬ程に豊後様の風を傳へたが、最早禁止は出来なかつたのである。全く時勢人心の好み、其の禁止を認めさうも無かつたのであらう。

此等の例は其の歌詞及び曲風が淫らであつたが爲に弊害が生じたのであつて、三味線といふ樂器が必ずしも淫らな音ばかりを出すといふのでは無かつた。即ち罪は樂器にあらずして之を使用する者の行ひ、又は曲や歌の上にあつたことは、容易に理解し得られるであらう。之を今行はれるものに例證を取るとしよう、江戸長唄の鶴龜や老松や勸進帳の類を良家の子女が三味線に合せて謡ふのに、何人か之を淫聲だと申しませう、又義太夫を語る場合に於ける、三曲合奏の際に於ても、誰が之を俗を損ふ聲だとして排斥しよう。もしさう考へる者があるなら其の人は、音楽には全く無理解の人であるべく、それではなければ坊主憎さに袈裟までを憎む所の人である。但しこれは消極的に人を墮落せしめさうな場合に就い

ての例であるが、積極的に強烈な刺戟を與へて、容易ならぬ事態を惹き起す場合のあることをも忘れてはならぬ。當今過激な内容を有する労働歌を禁ずるのも此の趣意に他ならぬのである。恐ろしい結果を來した一例を語るであらう。ラ・マルセイエーズの曲がそれである。歌は六節より成り、其の後に兒童唱歌の一節が附屬するのであるが、其の第一節に、

行けや祖國の子、光榮の日ぞ來れる。我等に對して暴虐の血染の旗は擧げられたり、血染の旗は擧げられたり。聞かずや横暴なる兵士は郊野に叫び寄りて、吾等が抱ける子等を屠り、妻女を屠らんとす。武裝せよ國民、陣立を作れ。進め進め。不潔なる血は我等の田園を染めんとす。武裝せよ國民、陣立を作れ。進め進め。不潔なる血は我等の田園を染めんとす。（芳賀・村上兩博士共譯）

とある。第二節以下も亦これに劣らぬ劇烈な内容を有する歌であるが、此の歌曲は一七九二年四月、フランス革命の起り初めに當つて、ストラスブルヒ府の義兵六百人が、ラインの革命軍を赴援しようとして、時の府知事が工兵隊長に囑して作つた一軍歌である。それが日ならずして南方に弘まり、殊にマルセールの人の愛唱する處となり、其處の革命隊は之を奏しながら巴里に侵入した。巴里の人はこれにマルセール隊進軍歌といふ意味で、ラ・マ

ルセイエーズと呼んだが、忽ち全國に擴がつた結果は、古今未曾有の變亂を挑發して、遂に佛蘭西の王政を顛覆してしまつた。そこで佛蘭西ではこれを叛亂を挑發する歌曲として嚴禁してゐた。さうしてこれが、政府の允許の下に佛國の國歌となつたのは、今を去る五十年前即ち西曆一八七八年巴里に萬國博覽會の開設せられた時からである。

進軍歌の恐るべき力を有することは、此の一時にも徴すべきであるが、軍歌必ずしも危険なわけでない。わが明治元年品川彌二郎によつて作られた都風流トコトンヤレ節や、後れては「四百餘州をこぞる十萬餘騎の敵」や「敵は幾萬ありとて」の唱歌や「日清談判破裂して、品川乗り出す吾妻艦」の如き欣舞節の歌が、如何に士氣を引立てたかによつて利の一面も知悉せられるであらう。しかしながら「道は六百八十里」に至つては、何となく歌に悲韻があつて、わが日本精英の軍隊に何等かの影響を與へる處はあるまいかと考へた者のあつたことは事實で、恐らくは今も諸人の耳に此の歌曲に對する記憶は新なるものがあるであらう。

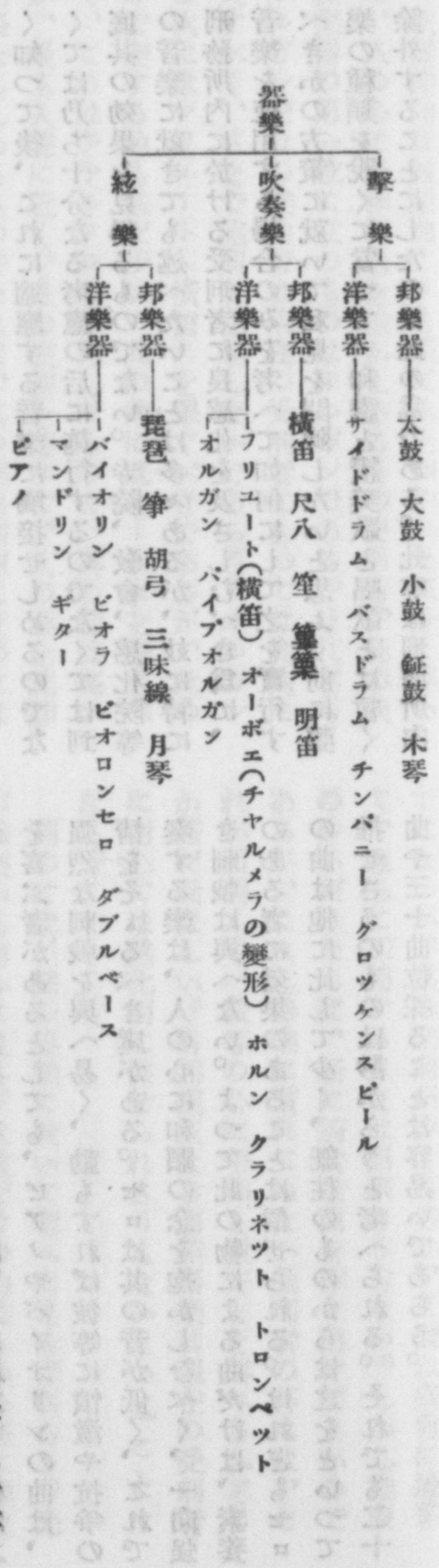
以上述ぶる所によつて音樂の利害の一般は略領得せられたであらう、轉じて音樂の區分と主要な樂器の發する

音の特質等に就いて説くことにする。

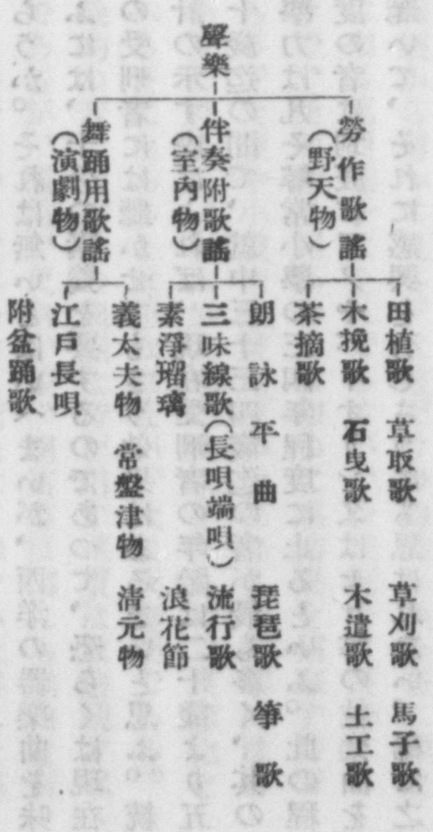
四、音樂の種類

音樂は之を使用する目的の上より分けて宗教樂・軍樂・劇樂・室内娛樂樂・舞踊樂等に分つことも行はれるのであるが、此處には其の性質上よりして器樂と聲樂との二つに分つ類別法に従つて説明するであらう。器樂はいふ迄もなく樂器で奏するもの、聲樂は人の肉聲によるもので、純正の器樂ならば樂器だけで奏すべく、肉聲はこれに加らぬものであり、又純正の聲樂ならば、それに樂器の伴奏がなかるべき筈である。

さて此の純正器樂は外國には少からずあるが、わが國にあつては、上中古以來の雅樂の曲には相當にあるが、近世に入つては尺八や箏の曲に稀に存するだけである。さうして器樂にあつては、各樂器の發する音の性質が、曲全体によつて生ずる効果の上に大關係を有するものである。よつて取りあへず、器樂に使用する樂器を和洋兩樂より拾つて其の主要なものを示せば次の如くである。此等の樂器は固より箇々の樂器を單獨に奏するとは限らず、二三種を合奏する場合も多いのである。



聲樂にも肉聲だけのものがあり、これにピアノ、オルガン又は琵琶、箏、三味線等の伴奏の加るものがある。其の種類からいへば西洋樂曲に模して作つた學校で課する唱歌、教會で唱ふ讃美歌、佛教寺院で稱へる和讃、此の他農工等に従事する者の勞作關係の歌、祝賀又は遊興の用に供する座敷向の歌、踊の歌等にわたつて種類は随分多様多種であるが、便宜上ここには唱歌、讃美歌、和讃の三を除いて、勞作歌謡、伴奏附歌謡、舞踊用歌謡の三種に分けて、我が在來の歌謡を區分して見るであらう。ここでいふ歌謡は極めて廣義で、語り物の淨瑠璃や浪花節までをこめていふのである。讃美歌や唱歌を除く理由は後段に於ていふ。



五、受刑者と音樂

受刑者の感化に音樂を用ひることは、我國に於てはま

だよく考慮されてゐないやうに聞くが、彼等とても其の頑^{かたくな}なること途に横はる石の如く、其の温情を有せざることは氷塊の如くでなく、人間の性情は皆之を備へてゐるのであれば、音楽を聞いて刺戟を感じない道理はない。けれども音楽は兎角觀覽娛樂物に結びつけて考へられ易く、それが爲に贅澤物の如くに思惟せられる傾きがある。勿論之を宗教上に用ひて感化を大ならしめようとしてゐる人たちは既に／＼ある。感化院や養育院あたりにもオルガン位備へつけてあつて、唱歌位は教へてもゐようが、十分なる考察を経てそれが行はれてゐるとはいへさうもない。音楽の人を感動せしむる力の如何に偉大なるかは前述の如くであるが、其の對手の人物如何をよく知つて後、これに適應する音楽に觸接せしめるのでなく、ては乃ち十分なる考慮の後に施行するのでなくては到底其の効果を見得るものでない。寺院、教會、感化院等の音楽に就いても述べたいことは多々あるが、茲に特に刑務所内に於ける受刑者に良感化を及さしむべき爲に、音楽を使用する場合のみを考へて如何にして之を實行すべきかの方策に就いて私見を開陳したいと思ふ。前に聲樂の種類を説くに當つて、和讃と讚美歌と唱歌とは暫く除外することにしたのは此の爲である。此等は刑務所内

で聴かせるのが悪いといふのではない。聴かせても効果が少からうといふのである。後に又述べる。

先づ器樂の方面から検討を試みて行くであらう。西洋器樂中に受刑者の感化用に用ふべき適當の曲があるであらうか。それは無いとはいへまいが、西洋の器樂曲を味ふには、十分の素養を要するのであつて、恐らくは現在の受刑者には聴かせてもさう効果はあるまいと思ふ。統計の示す處によれば、現在受刑者の年齢は二十歳より五十歳迄の間で、就中三十三四歳迄の者が最も多く、其の學力は凡そ尋常小學の三四年程度に止るといふ。此の程度の者は到底ピアノやバイオリン又はセロ等の絃樂曲を聴いて、それに感興を有しさうにも思はれない。稀に之を喜ぶ者があるとしても、ピアノやバイオリンの曲は、強烈な刺戟を與へ易く、動もすれば彼等に憤激や抗争の情をそゝるべき處がある。セロは其の音が低く、これに奏する樂は、人の心に和順の念を抱かしむべく、一向強き刺戟は與へない。よつて此の物による曲だけは、素養のある者に効果のあることは信ぜられる。けれどもセロの曲は他に比して少く、既往のものからは之をといつて推せさうのものは少からうと考へられる。それでも二十曲や三十曲位採ることは容易いであらう。

吹奏樂曲は絃樂曲よりも遙に人を和やかな氣分に導いて、人の心に平和の念を抱かしめるものである。此の吹奏樂器の第一位に立つものはオルガンである。けれどもオルガンだけの樂曲では現在の受刑者にとつては高尚に失すべく、さまで感興を惹起しないであらう。オルガンの次にはフリュート（横笛）を擧ぐべきであるが、此のみで奏する曲も甚だ少い。此の次にはオーボエを擧ぐべく、これはチャルメラの變化したもので、其の音は高いが、最も人聲に近く、且つ哀調を帯びて、人の心を沈靜惆悵たらしめるものであれば、其の樂曲如何によつては採つて以て受刑者に聴かしめるがよいと思ふ。所がこれも其の樂曲は極めて少い。

擊樂には獨立した曲は殆ど無い。よしあつても鼓舞刺戟の用にのみ供すべく、到底刑務所内に生活をなす受刑者に聴かしむべきものでない。

上述の樂器以外にまだ月琴に酷似するマンドリンがあつて、好樂者の遊興用に供せられるが、金屬性の鋭い音を出すので、感化用にはどうだらうかと思ふ。ギターはマンドリンより低い音を出す、獨立させて用ひることは尠く、いはばマンドリンの伴奏樂である。

かくの如くで西洋器樂には利用出來さうなものが無い

ではないが、其の樂曲が少くもあり、又概ね高尚に過ぎず、直ちに採用することは出來さうもない。しかし樂曲の少いだけならば、新に適當な曲を作り出せばよいのであるが、これ迄器樂に慣れてゐない受刑者の耳には、それが面白くて、彼等の心に平和と慰安とを與へるかどうか甚だ疑はしい。自然純正なる西洋器樂は現在の受刑者に對しては感化用に供せられさうもないといふことになる。

翻つて我が國の器樂に就いて考へて見るであらう。先づ擊樂から考へて見る。太鼓だけの曲はかのお祭に雇はれて來る葛西囃子はそれであるが、お祭氣分に鼓舞するだけで、受刑者に聞かせては却つて惡結果を招來するであらう。大鼓や小鼓や鉦鼓だけの曲はなく、木琴にはあるやうに思ふが、これが彼等に興味を抱かせて良感化を與へると思ふが、これは思はれない。次に吹奏樂である。刺戟的の音、抑壓的の強烈な音を出す筆策は危險視すべきであるが、横笛、尺八、笙、明笛等は何れも樂曲を有するものであつて、其の曲は概ね甘く和やかな感じを與へるものである。時に感傷氣分に誘ひ入れる曲調もあるが、それも隨分受刑者に聴かせて効果があるのであるまいか。私は器樂としては管樂器の曲が最も適當である

とを信ずる。昨年東北行の夜行列車に乗つて行つた時、千住の彼方、久喜あたりだと臆氣に記憶するが、數分間すれちがふ汽車を待つ間に、驛長の親切からして附近にある横笛の名手と呼んで置いて、改札口で幾曲か吹奏させてくれた。月明の夜であつた爲でもあらうが、祭禮の時に用ひる道行の曲、宮入の曲、獅子舞の曲といったものが、何れも清涼甘和何ともたまらない好感を抱かせてくれた。同乗の人は何れも一秒も向ふより来る汽車の遅れるのを祈らないものは無く、幾人か之を口に發したが汽車の交替は正確に行はれて、我等は次第／＼に細く遠くなる笛の音に別れたが、それがひどく惜しかつたことを記憶する。尺八で聴いた追分、明笛で聴いた清樂、又はやはり月夜に雅樂師の家の附近を通つて、雅樂の何曲か聴分けかねたが、悽涼無比な音にききとれて、思はず時を過したことが續々と思ひ起される。これは私が音樂に對する感受性が強い爲でなく、恐らくは常人である限りは、笛の音にひきつけられて、平和な念ひを起さないものは無いであらう。次には絃樂である。箏や三味線や月琴には極めて稀に歌の伴はない純正器樂曲がある。けれども其の數は甚だ少く、三味線以外のこんな曲が彼等の興味を呼ばうと思はれない。琵琶には歌のな

い曲が幾つもある。これは雅樂に屬するもので、古調に失して、徒に欠伸を催させるだけであらう。三味線にしても曲だけのものは少くもあり、彼等に取つてはさう面白くも無いであらう。

かう説けば、管即ち笛の類ばかりを擧げて絃樂器を押へるやうにも思はれようが、音樂にあつては甚だ變化を尙ぶものであれば、徹頭徹尾笛による必要はなく、便宜上絃樂器を交へるがよい。さうして變化をつけて、聴く者があきないやうにすべきである。尺八と三味線と箏とは三曲と稱せられて昔より合奏してゐるが、これに横笛を加へて見るもよく、琵琶を交へ胡弓を加へて見るもよく、西洋樂器のセロやフルートを入れて見るもよい。オルガンをも參加させてよい、要は惡感化を與へないもの、即ち他へそれるやうな刺戟を與へるものでなければよいのである。

進んで聲樂の利用に入る。西洋諸國の民謡や聖歌や技巧歌曲等を原語のままて諺つたとて、彼等には之を解すべき力がない。それに歌詞だけを邦語で附けるとしても其の意味だけは理解するであらうが、その曲趣を解してこれによつて良好の感化、即ち心に淨化作用を起さうとは、考へられない。此の洋曲を解し得られない一事は甚

だ緊要なる大問題に觸接するものであり、同時に各種の藝術中、音樂が最も他國のものと融合し易くないことを物語るのである。わが日本人は、模倣の才に於ては優れてゐると稱せられるが、音樂だけに、此の模倣上手の民族も閉口したのであつた。聖徳太子が亞細亞大陸樂の傳習を獎勵された時にも、手厚い保護の下に誘導を試みられたが、一向うまく行かないので、數聲を發して居られ、爾來大陸風の音樂演奏は、永く歸化人系の人々に支配せられた。否今もまだ其の名残を止めてゐるのである。奈良朝時代に盛んに入り込んだ大陸樂は、わが内國樂と融和するには二百年もの年月を要したのであつた。さうして内外樂融和の後に、平曲だの、能樂だの、淨瑠璃だの、箏曲又は長唄、端唄、琵琶歌等が作り出されて明治維新に入つたのである。以上列擧せる歌曲、殊に三味線等の如きは發達が爛熟の極に達してゐたので、何とか轉回の工夫をしなければならぬ處で、歐化主義の明治の世となつたのである。明治の中年迄は政治法律制度文物一切を歐米風に改進するのが國是の如くに考へられた。當然音樂もそれで、先づ以て學校に唱歌科が設けられ、教會では外國の曲に邦語の歌詞を附して唱はせた。けれども彼と我とは全く音樂の組織を異にしてゐるので

一般社會はそれには更に耳を傾けず、兒童と基督教信者とだけは教へ込まれるがままにそれを唱ひもしたが、その曲風は十年たつても二十年たつても、流行歌の如き國民の大多數が口にすべきものの上には影響を及さなかつた。而して近來に至つて、それに自國の音調即ち童謡又は民謡の曲風を加味して作曲する者が出るに及んで、始めて兒童もその歌を謡へば、民衆もそれに耳を傾けて相和するといふことになりかけたのである。明治の初年から政府當事者は、音樂だけに對しては、自國製品保護助長の途を講ぜず、一切成行まかせにしたのである。しかしながら、わが國民性の發露である所の自國音樂は、政府の方針と施設と強制とだけでは、決して永久に引込んでゐるものでなく、國民一般は政府の獎勵する唱歌や唯一の官立東京音樂學校で授ける處の洋樂には背を向けてゐた。それが最近十年此の方になつて、青年子女に喜ばれて、流行歌の上にも其の曲調が混入するとなつた。これは外國歌劇の入り込んだ爲にもよるのだが、と同時に、思想の上に大變動の生じたことは、世人周知のことである。必ずしも政府の獎勵した洋樂が此の變動を起したのでない。世界に於ける新思潮が我が國に流入したのであるが、少くとも之を受け入れて、其の勢を逞しうせ

しめる上には幾分参加してゐたであらうことを悲しまねばならぬ。勿論それは消極的の参加で、其の宣傳や旗持をしたのではない。自國民の性情に合する邦樂を考慮の外に置いたことが、因襲を打破したことであつた。舊型を脱出せしめることであつた。自國を愛する心の基礎ともなるべき國民的説話から離れしめることであつた。藝術に領域なしと考へしめた其の結果は、個人主義より直ちに世界主義人道主義に赴かしめることが當然であつた。此の悲しむべき施設は、近時に及んで漸く緩和せられ、邦樂の棄ておけぬことに社會も政府も考へ直すやうになつたことを喜びとなし得るやうになつた。此の分に進んだなら、恐らくは幾十年かの後には、東西兩洋の融和に成る新音樂が作成せられて、新人と自稱する人達にも満足と與へることであらう。

受刑者は必ずしも新人ではなく、其の思想の貧弱なことに於ては眞に憐むべき人たかも知れないのである。此等の人は洋樂曲に附した難解な歌を聴かせても効果があらうとも思はれない。宜しく差向の處は彼等の胸の小琴に共鳴を呼び起すべき、わが國在來の聲樂曲を以てすべきである。しかして歌の内容と曲調とによりて、彼等の心に和順改悛の念を起さしむべく誘導すべきであ

る。これが感化上に於ける直通大道路であつて、管樂器による吹奏樂の比ではない。

先づ勞働に伴ふ野天に於ける歌を考へるであらう。田植、草刈、馬子、木遣、土工、此等の歌はどうかすると勞働の苦を歌つたもの、例へば、

腰の痛さよ、千町田の長さ、四月五月の日の長さ。

五月が來れば怨めしや、日はくれる、仕事は富士の山ほど。

といった類がないでもないが、大多數のものは樂天的な想を快活な曲で詠ふもので、

娘やるにも木挽にややるな、仲のよい木を引きわける。

色の黒いのおしろい附けて、お母^{かん}見てくれつるし柿。

といった類の軽い滑稽味を含むのが多い。今日日本中より選擇したら面白い曲、面白い歌の五十や百を拾ふのに何の苦痛を感じないことであらう、此等を蓄音機のレコードに收めて置いて、所定の休息時間に適宜之を聴かしめたら、必ずや少からぬ慰安を與へ、改悛悔過への導きとなることであらう。或者は論じて「それもよいが、彼等はそれを聴いて娯樂が戀しくなるであらう。其の結果脱

出を企てる者が生ずるに相違ない。」といふ人もあらう。ひよつとしたら、そんな方面にそれ考へる人もあるであらう。私が音樂を劇樂に譬へたのも實はこれが爲なのである。けれどもそれは百人に一人といった程度に止るべく如何に音樂が人を感動せしめるとて、それ程解面に効果が舉らうとは思はれない。又効果があるなら仕合せで、宜しく其の調節によつて善用の案を立つべきである。ことに刑務官や教誨師の監督輔導の下に聴かしめるのであれば、さうした弊に惱まされるやうなことは萬々あるまいと信ずる。

次は伴奏附の歌謡である。朗詠や平曲の如きものは何の効果もあるまい、箏歌にしても同様であらう。けれども教訓の意を含む筑前琵琶や薩摩琵琶歌の中には聴かせて良感化を及しさうなものがある。必ずしも石童丸や小敦盛には限らない。赤穂義士の事蹟や、楠公父子の誠忠や、日清日露兩戰役に關する歌も尠くなくて、此等は悲愴味に富むが、決して彼等に對して禁物と爲すべき刺戟は與へまい。浪花節にしても、選擇に注意さへすれば、何の危険もないことであらう。義太夫の語り物にしても

太閤記 仙臺萩 寺小屋

の類は、よし之をレコードによつて聴かせたとて、決し

て横道へそれしむることは想像されない。其の選擇上に最もよき参考となるものは徳島縣教育會で調査した義太夫調査書であらう。江戸長唄の鶴龜や勸進帳にしても、何の害もあるまじく、端唄や流行歌にしても、差支ない歌曲はいくらもあつて、これがもうとうにレコードになつてゐる。たゞ壯士連によつて起つた演歌だけはやや考へ物かと思ふが、それにさへ無難な内容を有つ歌がいくらかもある。

此の説明は同時に演劇用の歌謡にも利用すべきものがあるを説明することで、演劇物も亦映畫と共に感化上に利用すべきものである。而して此の舞踊歌の部類に入るべき盆踊歌は、甚だ平明雅亮な曲調に成るものが多く、すぐれた歌詞は各所に於て不足なく見出される。宜しくよきものを選択してレコードに收めて之を聴かしむべきである。

以上縷述する所によつて在來の器樂及び聲樂中に利用すべきものの尠少なうすることは知悉せられたであらう。わが國在來のもので、古い歴史を有する歌や曲は、洗鍊にも洗鍊せられ、適者生存の理法の下に遺存するものであれば、これを聴かせて國民性の涵養を圖ると共に

受刑者の心に淨化作用を起さしむることは、申分のない事業として、賛意を表して戴きたい。而して私はそれだけではまだ満足は出来ない。更に進んで、受刑者に聴かしむべき、はた語はしむべき處の新しき歌、新しき曲を作り出すことが緊要であると思ふ。すなはち消極的に音楽の感化を求めようとせず、積極的に之を利用するがよいと思ふ。

此の事業は決して困難でない。二三萬圓の經費を以て實行し得ることである。當今にあつては、作歌者にも、作曲者にも、適當な人がある。それをレコードに収めることは極めて容易である。蓄音機で不十分だと思ふものは、ほん物を聴かせるがよい。それにしてもさう大した費用をかけずに行ふ方法がある。唯注意すべきは、

一、歌の用語はつとめて平明であるべきこと
二、内容は成人向にして、強烈な刺戟とならぬやうにすること

三、曲は必ず日本民謡に基いて、洋曲の臭味を附けないこと

四、伴奏を附する場合は、笛が最もよく、これに次いで三味線やオルガンやセロを使用すること
の四點であらう。もし幸にして此の事が實行せられて、

受刑者の性情を明るい方に導き得て、再犯の者を減少せしめることになれば、必ずや聖代の美事として永く後代に記念せられるであらう。二萬三萬の金否二十萬や三十萬の金は決して惜しむに足らないのである。重い犯罪者二三名の爲にも、其の位の金はすぐに消費せられてしまふ。

◇熊本刑務所の追弔法會

九月二十三日秋季皇靈祭の日をトし、收容者一同を教誨堂に集めて恒例の死亡者追弔法會を舉行した。當日は特に佛前を莊嚴にし、導師として本派本願寺熊本教區管事下間教證氏出仕し、熊本醫科大學長代理中臺教授及熊本地方裁判所山口判事、大里、瀬戸、片山、吉岡各檢事、其他同所職員列席、先づ教務主任より法會舉行の趣旨を告げ、下間導師、教誨師一同法要の勤修あり、終つて所長の焼香並に弔詞、來賓及幹部職員の焼香、收容者總代三名の焼香、次に所長の訓示、導師の教誨ありて、嚴肅裡に式を終つた。收容者一同に對しては供物饅頭二個宛を配與し、且つ副食物を増給した。



戸位の懺悔 (四)

三水漁夫

○ゼ・バツハの實務視察

第一期監獄官練習所の學期が終了すると第二期の開始までに獨逸より傭聘の教師ゼ・バツハ氏が成るべく廣く我が國の監獄を巡視してその實況を査察し改良の意見も建て且次期の教材に資する、と云ふことを傳聞して居た私は、この學期終了後にも練習所の實況を視察に來た長野縣書記官小野田元瀧氏に對しこのことを語つて、その際は是非同行を許してもらひ彼が事務調査の方法、遇囚に對する當面の意見感想等をも實地に就て見學せば、その効果は練習所に於ける机上學問より大なるものあるべきを切言して、知事に對する出張命令、内務省の許可等の斡旋を請うた、小野田書記官も直に同意されて、それは

良い氣附きである、出張命令はあまり遠い處でなければ差支へないと思ふが内務省へは明日行つて話して見よう、しかしこの試験の成績があまりよくないと駄目だと云ふので、夫れは大丈夫少くとも十番よりは落ちぬ確信がありますと自負して別れた。
この小野田と云ふ人は警視廳二等警視時代に川路大警視に従ひ歐洲を巡廻して、主として監獄制度の取調を爲し後に「泰西監獄問答錄」を著し、又石川嶋監獄署の典獄を兼任したこともあり、その當時では小原重哉先生よりは稍新しい監獄通であつた。
長野縣書記官より兵庫縣書記官となり、間もなく内務省警保局長に進んだ、私はこの人に引き連れられて兵庫縣内務省等へ其の跡を追うたのである。
四五日の後通譯の小河君から、内務次官より聞いたが、君はゼ・バツハの巡視に同行したい希望があるとのことだが、一人二人の同行者ならさしつかへはないが、あまり同じ希望者が多いと六ヶしいゆゑ今のところは秘密にして居てもらひたいとのことであつた、そこで私は私の希望目的を悉く語り同行中はゼ・バツハの一言一句も洩れなく傳へてもらひ、その教を受けるよう頼んで諒解を得た。私が小河博士

の知遇を得たのはこの時からである。

練習所修業式の當日小河君からゼ・バツハ第一次の出張は、福島縣より始め沿道監獄署を視察して北海道を一巡することに決し、出發は多分一週間後である。他に同行志望者はないゆゑ君だけだとのこと、出發の日時の電報を約し福島で落ち會ふことにし、一と先づ任地に歸つて書記官に出張命令を請ふた、書記官は成績表などを見て、獨逸監獄法は最高點だな、これでは君の希望を容れなければならぬが北海道は考へものだ、また北海道ではあまり参考にもなるまい、此度は汽車の通じて居る岩手縣までとして次の出張の際成るべく廣く同行すること、しよう、と云ふ譯で福島、宮城、岩手、三縣の巡視に同行することゝなつた。第二次の出張を期待して。

獨逸人は質素であると云ふことは曾て聞いて居たが、この先生も餘程經濟家であつた、第一その服裝が前年の九月から翌年の五月まで短かなフロックコートの一針張り、教授中も旅行中も一着の着替もなく、ネクタイも一度替たか替えぬ位である。従つて監獄事務も經理上の注意が一番多かつた、殘飯の防止及その利用、帳簿餘白の再用などの細事より購

求品檢收の方法、食糧献立の分量、炊事場に就ては經濟、清潔、滋養、美味を原則として詳述し、獄衣臥具の破綻を見てその保存期限や使用經過日數を調ぶる等、當事者をして答辯に苦しましむることが多かつた、在庫品に就ては會計檢査院の實地檢査よりも精密なる感じがした、破損した物品、汚染の衣類の在庫品は病人に食餌を與へず幽閉するに等しと酷評した。食糧人員表と庶務の人員表と戒護の現在人員と對照して、孰れの表か必ず誤りあることは各監獄一致して居たには驚いた。

「府縣知事の管理ゆる諸般事務の不統一は免かれぬと思つて居たが、人員表の符合せざる點は各縣克く統一して結構だ。」

と皮肉を謂つて居た。

處遇上に就ては獨居房の少き爲め失望して居たが獄則違反者を速かに罰せぬは火災の餘燼に水を注ぐ消防である、少數の獨居房へ懲罰取調中のものや、改善不能者を容れて居るのは銀瓶に瓦礫を盛るのたと云つた。個性處遇の全然手の附けてないにも驚いた、畢竟身分帳の設けがない爲め資料の見るべきものもなく、二三の囚人に就き自ら聞いてこれを當事

者に糺すも何も判明せぬことであつた、この點は最も當惑の様子で我國の行刑が幼稚であることを嘆いたかの如く見えた、一般の規律や工場、監房の秩序は精密に注意を加へ、看守の點檢に臨みて自ら姿勢を直し、佩刀や帽子にまで手を掛けて點檢者を赤面させたり、工場の擔當看守の机の抽出しを調べて不用物や私用品を取出して戒飾し、その内に小鏡のあるのを見て恐縮する看守に、却てその身嗜みのよきを告げたりする、囚人に對しても帶の結び目が横になれるもの、手拭の下げ方一定せぬものには自らこれを直してやるのであつた。凡て看守へでも囚人へでも話しかけるときは自分の手をその者の肩の邊に掛けて、如何にも睦まじさうにして交談する。この點は小河君もすつかり感心して後年巡視の際などはよくこの眞似をしたのである。

病監視察は特に綿密にして、被服臥具の汚染に對しては引替規定日數、消毒の方法、藥餌、滋養食の給與分量より貯藏藥品の購入年月まで調べ、當事者の答辯その當を得ざれば遠慮なく面責を加へ、年月を経て用を爲さぬ藥品あるときは如此ものを萬一與ふることありては、患者を死に導くに至るとて目前

において直に拋棄せしめ、病室の格子器物などは自ら指頭を以て撫で、塵埃の附着を見て細菌學の一端を説示し、病囚の指爪を檢して後一轉監獄醫の爪を檢し、その爪垢ある不注意を詰る等、その頃の監獄醫のこととて頗る狼狽したのであつた。構内の掃除は豫め十分行ひあるを察し、表面のところは看過して押入、書棚の間隙、看守休憩所より小使室等を見てその不潔に就て紀律及清潔に對する根本義を諭して禍は蔽れたるところより起る、支那の古い學者は隠れたるより顯るるはなしと云つて居るとて、暗に俄か掃除の皮肉をも加へ、戒護部の押入や看守長の本箱、机の抽出の亂雜を見て、紀律の範を示す大本營がこの始末ではと終には哄笑するに至つた。

○非常警備の無頓着に驚倒す

非常警備はいづれの監獄署も極めて無頓着で、最初先づ非常召集人名札と現在召集すべき吏員數を對照した、其數が符合せぬ。更にこの人名札と職員名簿と引き合せて見ると、人名札には退職したものもあり、轉勤者もある、そして新に採用したものは入れてない、住所移轉の手入のしてないのは勿論であ

る、恐らく二ヶ年以上は函底に葬られてあつた召集票である、更に消火器に至つては木造函型の手押ポンプ、假令放水しても五間とは達せぬもの、而もホースは汚れ、函は乾割れて唧筒小屋より曳き出すことも出来ぬ、偶々石川島監獄製の鐵函型ポンプがあるも、放水管口には土蜂の巢といふ有様である、看守所備付の提灯の数も定めてない、非常用はどこにあるかと尋ねると、押入より取り出した二つ三つ破れて用を爲さぬもの、或る署では得意らしく皆修繕してありますと云ふ、實物を出せと云へば用度の倉庫にあるのだから出して來ますとて其間一時間もして持つて來る、火災どもなら大半は焼け盡したとき、逃走ならとても間に合ふ筈はない、非常用品を倉庫中に嚴重に收め置く如きは非常識の甚しきものと苦笑して居た、非常開扉用の監房の鍵はどうしてあるかと聞くと、常用の外には無き處もあり又これもあるも數年間使用せぬため錆びてをり定數もない、試みに錆びた鍵で開扉せしむるにその用を爲さぬ。そこで非常警備に就て次のやう説示した。

「我が國には木造の監獄はない、主として煉瓦造であるゆゑ火災の危険は日本の監獄より少ない

夫れでも監房の壁側其他必要の場所には放水装置をして、毎月二回必ず放水練習をして不時の備へをして居る、非常用鍵の如きも定數及保管方を定めて放水演習の際、同時に實地開扉試験をする、其他非常用具に就ては嚴密なる管理規則を設けをり、工場等の餘燼の如きも消火の上構内一定の場所へ地中深く穴を掘り、煉瓦にて圍み其中へ捨てて鐵板の蓋を爲し、その場所には常に一人の看守を立番せしめて居る。監獄の禍害は火災より大なるものはない、之が防備は極めて嚴密でなければならぬ、然るに日本の監獄は木造が多い、定めて防火の設備は完全であらうと期待して居たが、實地を見て日本の監獄に於ける監督官廳及び當事者は申すに及ばず、國民一般が如此ことで安心して居るかと思へばその大膽と無頓着とは驚愕し、且畏怖して居る。完全なる消防器を備ふるは經濟上困難なるが如きも多數貴重なる人命を擁護し、而かも一朝事ありと雖も自由に駆け出すことの出来ぬ老人や幼兒に等しきものを、またこの大家屋幾十萬圓に値するものを保管せんとせば、消防器に

金を惜む如きは病人の爲に藥代を惜むと同じである。もし又假りに新たに經費が要求出来ぬとせば一監獄署自身でも節約せば費用捻出の餘地はある、残飯の防止、器具備品の整理、消耗品の節約利用等をよく按配せば自分が見たところでも手動ポンプの一二臺は求め得ると信ずる、しかしながら完全な消防機を設備したとて既に實見した如く、放水管を蟲の巢くうに任せ、油も差さず、演習もせざるに於ては備へぬも同様である、日本に於ては非常設備の充實演習は特に急務である、監房は鍵でなければ開閉の出来ぬ装置ゆゑ、その鍵は常用の外に適當なる數を非常用として定めて一定の函に封印を施して收め置き、演習の際は必ずこれを使用し、もし不都合なるものあるときは其際直に常用の鍵と取り替へ不都合の品は常用に向ける、さうすると常に用ゆる物が不便なれば自然と修理を速かにすることになる。而してこの非常事變と云ふことに付ては、當局者の從來持ち合せて鈍感なる頭腦を鋭敏なるものに取り替へることが最も必要である、監督官廳も國民も同様だがここでは

先づ當局者に向つて切に警告する。」と頗る興奮して述べ立てたのである。

○ゼ・バツハと永別及彼の遺蹟

私は岩手縣まで同行した、同縣の監獄署は新築後間もなくで典獄は自慢して居たが彼は感心しない、のみならず折角新營するにこんな獨居房も少い舊式ではと云つて居た、周圍及内劃の煉瓦塀は厚さが三尺もあつて其頂上を看守が巡回するやうに出来て居た、これも御自慢の一であつたが、彼は囚人の戒護はその身邊に成るべく接近せねば效がない、こんな處を巡回する看守の餘裕があればこれより必要な配置場所があるとして一々その箇所を指摘して居た。偶々煉瓦塀に銅版を嵌め込み、その中に建築月日や技術者、典獄杯の名が彫刻して記念とでもすべきものを見て「永久不朽の不名譽の記念だ」とて嗤うた。典獄はなほ解し難い模様で不名譽の理由を尋ねると「無用なところへ金を費して、必要なことは打ち捨てある煉瓦塀は倒れぬ程度の厚さでよい、看守に岩手山の雄姿を觀賞せしむるにはよい」とて苦笑した、これが私の聞いた彼の皮肉の終りであつた。

その翌日彼は未開通の軌道をトロツコへ椅子を据ゑそれに腰を卸して青森を経て北海道へ出發した、別るるに際し堅き握手をして再會を約し姿の見ゆるまで帽子を振つて居た、これが永別で彼の容姿態度は今に眼前に髣髴する。彼は北海道巡廻中健康を害し歸來函根に於て永らく治療して居たが、終に同所にて永眠した、知友もなき異境で、横濱の西洋人の墓地へ葬られ、我々門下生も贖金して相當の墓石も安置した、そして私は在京のときは同志者どもと毎年墓参したのである。

私は彼と別れ任地へ歸つてその習得したことを基として事務の整理改良に没頭し、彼の第二次の出張に同行するを喜んで居たが、其機は再び來らず、練習所も第一期だけで一時閉鎖となつた。

彼は前に述べたように事務家であつた、拘禁制度については其時代の應報主義で獨居隔離を高唱して居た。それは彼の師たるクロネ博士の持説に依るのであつた、累進制度などは説かなかつた、職業訓練なども教へなかつた、囚人の健康増進についても衛生保健の缺陷で貴重なる生命を奪うてはならぬ、非常時の救護を過つて自由を拘束されたる國民を瘡

してはならぬとは力説したが、一步進めて健康を増進せしめて活動に堪へる國民として社會へ歸らしめよとか、出獄後の保護に力を盡せと云ふことまでには至らなかつた、所謂應報主義の行刑で罪に値する丈の報ひを覺らしむれば可なりとするに止まつたやうであつた。

事務上については學ぶところが頗る多かつた、第一身分帳を造りて個別處遇の資料とすること、これには最初は直譯もの、御手本であるゆゑ、實際有効ならしむるまでに仕上げるには随分各監獄とも苦心し、競つてこれが完備を急いだ、就中行狀録などは一層頭を悩ましたものである、ところが出來上つて見ると各監獄區々一樣でないため、これを内務省で取纏め長短を取捨して一定したが、なほ不備な點があるため再三改訂して漸く實用に適するものとなつた。其他拘禁上必要なる出入監及び收禁中に關する諸帳簿の如きも同様であつた。また在監人員日表、日課表、作業諸表、献立表、食糧表の如きを主とし現に使用されて居る帳簿諸表は殆んどその全部が、彼の教へに基いて仕組れたものと云つてよい。なほ私は經理經濟の智識も啓發され、質素節約と云ふこ

とは胸裡に込みこんで、在職中はこれを嚴守した積りであるが、年度末に豫算が残ればその本意に背いてこれを遣ひ盡したことを顧みれば國家經濟の上から見て、獨逸氣質に及ばぬことは今更慚愧に堪へぬ次第である。

ことに私は彼に隨つて實地に就て指導を受けたのは前に述べた三縣の監獄本支署だけであつたが、その得るところは極めて多大であつた、私は常に彼の注意し指摘した事項の整理完成を期したが、今日に至るもなほ四十年前のこの古き不始末や缺點が持續され、或は再燃して居るのを見て心外に堪へぬのであつた。現に巡閱官や會計検査院の實地検査に當り注意され指摘さるゝ事柄の多くは、やはり四十年前の缺點と同じである。斯の如きは年々進展改善の域にある行刑政策の瑕瑾である。庭前の松樹も歳々緑り新たに枝葉茂りてその美を添ゆるも、毛蟲の根絶を期すに難しと同様の悲哀を感じる。

○付犬のやうに引き連れられて

小野田書記官が兵庫縣へ榮轉した、出發に際し「君にも來て貰ふ積りだが、先づ典獄を呼ぶから君

はその次にする、二ヶ月間にはその都合になる」とのことであつた。典獄は間もなく轉任したが、私は二ヶ月しても三ヶ月してもその都合にならぬ、聞くところによると一時に二人も引連らふとするのだから知事が承知しない、新任典獄が事務に馴るゝまでとか、適當な私の後任を見附るまでとか云つて。夫れでも漸く交渉が纏つたと見え四ヶ月目位で私も兵庫縣へ行つた。兵庫縣監獄署は現在の建物が出来た間際であつてその建築の一部外塀などを受負にさした爲め、其間不正なことがあつたとて疑獄沙汰にもなりさうであつたが、夫れまでに至らなかつたとのことだつた。後に外塀を毀して見ると中身は石塊を入れてモーターが流し込んであつた。私はこの處ではしみじみ事務を採るまでにならぬ間に腸チブスに罹つて入院した、丁度一ヶ月間。その快復期に典獄が來て「小野田書記官は警保局長に榮轉して四五日の内に赴任する、君に早く全快して貰ひたい、そして内務省に採るからとの傳言だ」とのこと、私は何の爲にこの兵庫縣へ來たか無意味も甚しいと思つた、恰も病氣に罹り入院の爲信州から出て來たやうなものである。

退院すると間もなく東京へ行つた、内務次官に辭令をもらつて、所屬の警保局監獄課へ頭を出す、屬官や雇が四五人ばかり居た、課長は出張、其他は暑中休暇だ、君は員外だから休暇期間中休んでもよいとのことだつた。なんだか張合のない感じだつたが、これ幸ひと直に旅宿に歸り只一人の家族と借家搜索に取り掛つた、三日目に漸く牛込に一戸を構ゆることが出来た、これが私の東京で借家の始めである、三疊、六疊、四疊半、勝手は別としての新築、それで家賃は大枚三四半、今から見ると安い月給も安かつた、即ち家賃の十倍。

夏休中休むもきまりが悪いゆゑ折々出勤して事務の見習ひ傳習をした、夏休が終つて一同出揃ひ事務の分擔をも受けたが、これまで激務に逐れ來つた私には馴れるまでは暇で氣拔けのしたやうであつた。暇にも拘らず上官が退廳せぬとて夜遅くまで居残ることの常であるに頗る閉口した、アミダ籤で菓子を買はせたり、蠟燭の灯を鼻息で消す競争をしたりして。しかし忙しいときは無暗に忙しく連日連夜頭を机に押し付けて、時間の經つのも腹の減るのも感ぜぬことも多かつた、またその頃は莖蕪版が唯一の騰

寫機で、小倉の袴は紫インキでいつもベタ／＼になつて居た。その後また身分帳及びこれに關聯する一切の帳簿等の改訂が企てられた、他の同僚はみな机上の空論で實際運用の便不便はお構ひなしである、私は隨分論難したが多數に制せられ實用に不便なものに決定せんとするときは、先き廻りをして局長に説き附けて置くのであつた。夫れで事務上は助かつたことだが、私は同僚によくは思はれなかつた。現に使用する放免曆簿の如きは種々の様式があつたが、私が等外三等出仕時代から使用して確實且便利として居たものゝその儘である。

都市細民と特殊兒童

東京市靈岸 椎名龍徳氏
小學校校長

私の唯今奉職致して居ります學校は東京市が明治三十六年に皇室の御下賜金を以て始めて貧兒教育所として建てました學校であります、隨つて東京市の細民の子供を取扱つて居るのであります。今まで東京市或は警視廳の細民標準及窮貧救護法に於ける細民標準といふものは區々まち／＼でありまして、東京市の標準としてどうも不適當なことが多かつた、そこで二三年前に始めて東京市が細民標準を設定しようといふことになりましたそこで細民兒童教育調査會といふ會を東京市の中に擡へました、私共は學校側を代表して其會に列席しましたが、其結果東京市が細民の標準を決めたのであります、色々學理的に調査をして或は公設市

場の物價表、或は勞働者の日給などを詳しく調査致しました結果始めて設定せられましたのが、極く常識的に申しますと一人當りの生活費が一日四十錢以下のものを東京市は細民として取扱ふことになつたのであります、然るに四十錢以下の者を細民として東京市が救助致すことになると其範圍が廣汎になつて、到底僅かな資金を以て救済が出来ない、茲に其當時の細民標準といふものは人間生活の最低を律するものであるといふことから、バット一個位計上しなければならぬ、一週間に一度酒一合を計上しよう、活動寫眞も一遍位見られるものとして、それを市費の上から計上したものが四十錢當りになつた譯であります、然るにさういふ

ことであると、東京市がそれを救済對照に致しますと甚だ細民の數が多くなりまして、そこで更に煙草を飲ませる、酒も飲ませる、娛樂として活動寫眞も見せるといふのは考へものだといふやうな極めて微細な調査になりました、最後に一日一人當り三十錢以下の生活費の者を先づ第一に細民の標準として救済對象とすることになつたのであります、其後私共の細民兒童調査會に於て東京市が二つの仕事を考へた、其一つは家庭に於て學費の出來ない貧困な子供に對しては東京市は學費の補助をしなければならぬ、就學費の補助をやらなければならぬといふことで東京市が就學費補助規定といふものを作りました、其標準を大体申上げて見ると一人一ヶ月の生活費が九圓以下の細民に對しては東京市が學用品だけを呉れてやらう、七圓以下には學用品と被服とを呉れよう。五圓以下、最も極貧者には學用品と被服と食糧を學校で呉れてやらうではないかといふことが、東京市の細民兒

童に對する補助規定であります、斯ういふ風にして大体東京市が今まで特殊小學校に使つて居る金が十萬八千圓程あります、此費用を其標準に依つて是から支給するやうにしようではないかといふのが大体の方針であります。

△

さういふ風でありますから私の方の學校に收容します子供がありましたならばそれは詳しい家庭調査をして、其結果一人一日當り三十錢以下の生活を致して居るものであれば、それは普通小學校に送りませぬ、どうしても救済しなければならぬ、東京市の細民標準に該當した者であれば之を私共の學校に收容致します、現在收容して居るのは三百八十世帯であります、東京市は一体保護對照とすべき細民兒童の数が果して幾人居るかといふことを大體調べて見た、昨年來或は區長或は警察署の方に御依頼をして大體調査を致したものが、移動の激しい所であるから正確なことは申し上げられませぬが、

略九圓以下の學用品を支給しなければならぬ子供が約五千、被服又は食料まで補給しなければならぬのが約三千といふ豫算で進んで居ります、斯ういふことで東京市が大体細民の數をそれ位の程度に見込んで居ります、然るに私の方の學校に收容致して居ります子供達の家庭を調べ

△

て見ますれば實に其生活費は東京市の細民標準より遙に低いのであります、一ヶ月働くと申しましても労働者の一ヶ月の就職率は最近に於ては約五割の失業であります、一人の一人前の労働者が實際十五日しか働くことが出来ない、東京市の全部の凡その仕事を東京市の社會局、職業紹介所で登録されました労働者に割當すると一人の労働者が十五日しか働くだけの仕事しかない、自然失業者の非常に多い譯であります、是等の収入を家族數に割當すると一人の子供一日の生活費が實に二十錢であります、二十錢の生活費で水まで買はなければ生きて行かれない東京の眞中に私共の學校だけで三百八十

世帯、家族數が千七百數十人でありましてだけの人達が僅か深川の一角だけで東京市の細民標準よりも更に低い二十錢の生活をして居るといふことを考へる時に實に労働者の生活の悲惨なることを考へるのであります、

勿論十二三錢の生活をして居る者も澤山あります、私の學校だけで此十二三錢の——毎日學校で晝飯を補給して保護しなければならぬ子供が二百七十人あります、即ち家庭に於て食事を取ることの出来ない悲惨な子供達であります、私達は労働者の家庭の子供に食料を給與する場合に一日十錢の食料を給與して居ります、所が労働者の家庭に一日十錢の献立などは夢にも見られないこととあります、一人が十錢の食事を取るといふやうなことは空想であります、私共の研究の一つとしては一日六錢乃至七錢を以て十分の榮養價を取り得る献立が果してあるかないか、是が一つの研究問題であります、

現在の労働者に於ては七錢以上を一般の食事に取るといふとは到底出来兼ねる榮養研究所の献立が一日十二錢である、私共の献立が二飯十錢の献立を取つて居るといふとは細民の献立より遙かに高い。

△

次に住宅の様子を簡単に申上げて見ますと、私の方の家族數を全部疊數を平均致して見ますと一軒の住宅割當といふものが四疊半であります、震災前には小さな四疊半、六疊の住宅が澤山ありました、現在に於てはありませぬ、自然一軒の家を借りて幾つもの家族が生活をして居る様な變則的な生活をして居ります、之を全部使用する疊數を計算して見ると二百八十軒の疊數が四疊半である、東京市の平均家族數は三人五分であるが、私共の家庭を調べて見ると四人五分の家族數を有つて居る、上流家庭に於ては盛に産兒制限を致して居りますが、細民の家庭に於ては全く是等の知識もなし力もない、生れるに委して居る、上流の家庭に

於て産兒の調節をして居るのに細民の家庭に於ては生れるに委して居るといふやうな實に悲しむべき民族の逆淘汰を致して居ります、私共は若し國家が斯かる細民兒童の養育費を負担することが出来ないならば、あれ等の家庭に對して産兒制限をすべき何等かの知識を授けることが適當ではないかと考へて居る次第であります、併し國法が禁じて居りますから今以て之に對する對策を講ずることが出来ない、細民家庭は全く生れるに委して居る、是も將來の問題としては専門家であります皆様方に御研究を願ひ度い一つであります、私共は常に集つてあれ等の家庭に育てることの出来ない様なあゝいふ澤山の子供を生んで、最高の者は十人も八人も生むやうなことをして、結局將來は社會施設の厄介になることであるから、どうか産兒調節をする知識を授けてやりたいものである、私の友人である専門家を連れて来て、斯ういふやうにすれば子供が出来ないから斯ういふこと

をしてはいかないぞといふやうな宣傳をして見ようではないかといふ所まで考へた、併ながら國法に反對するやうな行爲をやることは吾々の立場から言つても不穩當であるといふので今日に至るまでまださういふことを着手致して居りませぬ斯ういふ風に一般東京市の平均人口が三人五分であるのに私の方の平均人口が四人五分といふ多數の家族を抱へて居るといふことは細民をして一層細民たらしむる有力なる原因であります、疊一枚の中に人間が一人生活をして居る割合であります、最低のものに於きましては三疊の間に八人生活して居るといふやうな家庭を私の方には見出すことが出来る、三疊の間に八人生活して居るといふやうなことは恐らく皆様が想像しても想像することとが出来ない悲惨事でありまして、子供達は押入の中に寝せられるといふ状態を見ますと洵に私共は住宅改良の必要を常に感じさせられて居る次第であります。

右申しましたやうな生活状態でありま
すから、其他の状態は推して知るべきで
あります、最近雨季に際して先日來天氣
労働者が九日間の雨天の爲に殆ど食へな
くなつてしまつた、私共の方の三百八十
世帯の中で定職のある者は僅に一刻であ
る、あとは全部定職の無い天氣労働者で
ありますから、九日間の雨天といふもの
は殆ど累々として食へない人間が出来た
私共は學校にあるだけの金を全部叩いて
施米を致しました、毎日雨の降る間だけ
一日一升の施米を致した、家族数の多い
者には更に一升を加へるといふとで施米
を致し辛うじて私共の家族は雨の時に
お粥でも吸ふことが出来た、今日又此雨
でありますから此方に來る前に施米を終
つて此方に參つた次第であります。

雨傘が無いといふやうな子供を調べた
所が五百人の統計を取つた中で家庭に雨
傘が無い者が百四十六人も居る、試みに
家庭に机があるか無いかといふことを調
べて見た所が、私の方の尋常夜學校、補
習科まで加へて約五百人の家庭を調べて

見ると僅に三十九人しか持つて居ない、
あとはさういふものは持つて居ない、勉
強したかつたならば寝をべるか或は密柑
箱を臺にして勉強しなければならぬ、自
己の所有する机を有つて居る者は三十九
といふ悲惨な有様であります。

斯ういふことで飲食の子供に對しては
學校が食事を與へて居りますが一体斯
ういふ細民が何處から出て來て居るか
いふことを考へて見ることは私共の参考
になることだと思ひます、東京市が細民
地區改善事業の爲に莫大な費用を掛けて
居ります、社會局並に教育局は莫大な費
用を掛けて居る、さうして漸く子供の代
に細民窟といふものが除け出されると地
方の敗弱者が東京市に來て、地方の細民
を皆拾ひ込んで居る、五百人の家庭を調
べた中で先代から東京に居る者は僅に七
十人であり、あとは全國から集つて
居る地方の失敗者であります、私共は常
に感じて居ります、東京市が如何に細民

地區改善事業に金を掛けても、若しも地
方の教育が進んで居らなかつたならば、
東京市の細民地區改善事業といふものは
何時までやつても成功するものではあり
ませぬ、先程も一寸御話が出たのであり
ますが、労働者の大部分が子供の代にな
りますと必ず親よりも立派な生活をして
皆抜け出して居る、所が漸く抜け出して
も後から々々細民が入て來る、さうし
て東京市の厄介になるといふ状態であり
ます。此點から地方改善の事業に當れる
皆様はどうか無意味に東京市に集つて來
るといふ様なとは出來るだけ堪きとめて
戴き度いといふことが希望の一つでありま
す、貧乏の原因を簡単に申しますと、貧乏
の原因として私共が保護者を調べて見ま
すと其一つは定職を有つて居ないといふ
ことである、言換へれば地方で小作農を
して居つて失敗して東京に出て來たとい
ふやうな者が大部分であります、一人前
の大工といふやうな者があの細民窟に陥
る者は一人もありません、左官といふや

に參ります、さうして卒業後の奉公の見
習を致します、他所の家庭の子供達が或
は海岸に行つたり山に行つたりして樂ん
だりして居る矢先に私共の方の子供は男
も女も風呂敷包一箇を抱へて外に出ると
云ふやうな所を見ると涙が出る場合が多
いのであります、然乍ら子供達は仕事を
持たなければ生活が立たぬのであります
から一面から見れば慘酷であると思はれ
る様な事をやつて居るのであります。

其次に貧乏の原因として數ふべきこと
は無教育と云ふことであります、細民地
區の大部分の労働者は殆ど無教育者であ
ります、尤も東亞同文書院を出て居るや
うな立派な才能を有つて居る人間も陥ち
て居りますが之は阿片の密輸入で引掛つ
た前科者であります、もう一つ佐賀中學
を出たとか或は香川縣の中学校の卒業生
とか云ふ者が相當澤山ありますが、之は
所謂危険思想を有つて居りまして社會に
容れられない危険人物で職業のない人達
である、其他の人達は悉く無教育であり
ます、尋常小學を卒業した労働者であ
り、云ふ所に陥込んで居るものは殆どない
云うても宜ろしいと云ふ私は曾つて労働

者の中から義務教育を修了した労働者だ
け百人を選び出して一日工賃の平均を取
ると一圓五十一銭になる、所が無教育の
労働者だけ引抜いて是の平均を取ると一
圓三十一銭になつて居る、實に僅か義務
教育を修了したとしないといふ一日に二十
銭の開きがある、年額七十二圓の相違を
發見した時に實に教育の偉大なることに感
じた譯であります、私の方の卒業生で徴
兵検査が過ぎて、義務教育が終つた者で
徴兵検査をして木賃宿生活をして居る者
は一人もありません、かう云ふことから
考へて見ると細民地區の改善と云ふこと
は職業から教育から救済をしなければな
らないと云ふことを私共は痛感して居る
一人であります。

△ 私共は細民の原因を二つに分けて居り
ます、其の一つは社會の欠陥から來て居
る社會貧と、もう一つは個人に欠陥があ
る細民として個人貧に分れます、個人貧
の方から申しますと所謂不品行であります、
酒の狂亂の結果であります富川町の
一角に行つて御覽なさい、一日働いて一
圓數十銭を握つた労働者はあの酒場で皆

強い焼酎を飯み喰何を切つて皆一日働いた金を棒に振つて失ふ、富川町の労働者街、豊岸町の労働者街に行つて見ると夕方お腹の大きい細君達が四人も五人も待つて居る、それは多くの労働者の家庭の主婦と云ふものが酒を飲まれない前に酒代を取上げようと云ふ必死の出迎へであります、雨の降る時でも何時でも立つて待つて居ると云ふ有様であります、私の方の平均を取つて見ると一圓三十銭の生活者に於て一日二十五銭の平均の酒代を拂つて居ります、私共はどうか此の酒を労働者から節酒させよう、酒を奪つたならば労働者の生活はもう少し向上するに違ひないと考へまして、富川町に於ける食堂を借りて毎晩禁酒の演説をした、所が私共の演説をよく聴いて居るが、御説は御尤だがどうも止められませんかと云ふことである、無理ありません、住宅は一人に疊一枚、労働状態は一日十二時間も働かねばならぬ労働であります、趣味と云ふものは一つもありませぬ、眼には残忍な殺風景な社會ばかりを見て居る、彼等には酒の狂亂に依らなければ何で心理状態を慰めることが出来ませう、私達

は此の人達から酒を奪ふと云ふことは到底出来ないといふと匙を投げてしまつた、富川町の酒場で一日一石以上賣れると云ふことは能くその眞理を穿つて居るのであります、此頃では子供又は青年に酒の習慣を付けない訓練をした方が宜いと云ふことで多少の努力を致して居る位であります、個人貧として申上げますのは右申しましたやうな酒又は賭博、賭博の如きは實に氣毒な位であります、富川町の三十一番地附近又は古市場の附近に行つて見ると盛に行はれる、檢舉して見た所が仕方がない、監獄に入れて見た所が此の頃の刑務所は居心地の良い氣持の良い場所でありまして、労働者から見れば別に苦しい所とも思つて居ない、一番辛いのが留置場でありまして、實際所轄警察署でも困るであります、さうして娛樂と認めた場合に於ては檢舉しないといふやうな方針を執つて居られるやうであります、一銭、二銭の賭博をやつて居るのであります、洵に警察の御盡力、御苦心といふものを私共は常に御察しを致して、どうか子供に賭博の習慣を付けたくない、成るべくならば實力を以て闘ふ

といふ訓練で養成しようといふことで私共は實力主義の競争といふことに重きを置いて居るのであります、綱引であるとか、棒押であるとか、角力であるとか、兎も角實力主義を以て勝つた者でなければ本當の勝ではないといふことに出来るだけ骨折つて居る譯であります。

△

貧乏の原因といふ様なことを申し上げますと非常に澤山あります、併ながら右申しました様な定職の無いといふと、無教育であるといふと、もう一つは自己の品性が完成されて居らないといふやうなことが細民地區の共通原因であることを考へる時に、私共皆様と共に教化事業に携つて居ります者は餘程將來の教化の上に考へなければならぬと思ふのであります、斯ういふやうな子供を多數に集めて居りますから、何と申しまして一番多いのは病弱兒童であります、細民地區の病弱兒と申しますと、是は住宅の缺陷又は榮養の不足といふやうな洵に氣の毒なことが原因になつて居ります、一例を申し上げますならばトラホームの如きは山手小学校の兒童に比べると十倍から十七倍の

多數に上つて居ります、學校には専門の衛生婦が居つて毎日手當を加へて居りますけれども、家庭に於て一本の手拭を使ふやうな不衛生な生活をして居るのでどうしても根本的に治療することが出来ない、ひどい子供になると甚だしきは五つ位の病氣を有つて居ります、トラホーム扁桃腺肥大、排泄器不良、皮膚病が出来て居るといふやうな色々な種類の病氣を五つ位有つて居る、それで抵抗力も弱く吾々階級の生な身体でありますならば直きに斃れるやうな病氣を有つて平氣で居る、横部といふ子供の父親などは死んだ時に調べて見ると癌があり、結核があり其他どうしても不治の病氣と云はれるものが四つもあつて、能く今まで續いたものであるというて驚いた、病氣に對する抵抗力も割合に強いのであります、一例の笑話を附加して見ますと労働合宿所に居ります一人の労働者の如きは酒の爲に咽喉が塞がつて食物が入らない、水一滴通らない、仕方なくて北海道の函館病院に行つて胃袋に穴を開けて榮養を入れた

詰り胃袋にゴム管を突込んで外から入れるのです、それも残飯を能く噛みまして土瓶で搗ぶつて入れてしまふ、其ゴム管を買ふには二十五銭要るのですが、それを買はないで半分だけ買つて胴巻に入れて居る、それが又酒を飲む、どうして飲むのかといふと口で含味をしてゴム管の中に入れて飲む、あんな生活をして居るながら付いた習慣ならば、それだけの酒を尙且飲まなければ生きて居られないといふ状態である、吾々ならば斃れるのであるが芥捨場の金屑など拾つて生きて居る、又生き様と努力して居る、病弱兒などを調べて見ると實に可愛想な子供が多い、山手學校の榮養不良と申しますと是は美味しい物を食べて胃腸疾患がある爲に榮養分を吸収しない子供であります、所が私共の學校の子供は健全な胃腸を有つて居るけれども榮養分を取れないといふ本當の榮養不良であります、雨が一週間も降ると働く元氣がないやうな顔をして居る、それ等の人は水を飲んで生活をして居る、斯ういふやうな人達が皆青くなつて元氣がなくなつて居るので學校で

榮養分を補給しますと、しまひには窓の上に駈け上るやうな元氣になる、夏になるとさういふ榮養不良の兒童に對して砂町の牛乳が安くなるので牛乳の補給を致して居ります、冬になると十二月から二月まで肝油を飲まして居る、夜目の見えない兒童が非常に多いから肝油を飲ませる夏は胃腸を害するといけないと思ひまして飲ませぬから鹽煎餅を配るかさなれば梅干を與へるかして、命令で強制的にそれを實行して居ります、是等の兒童は藥を飲み付けない爲めでありまして大變良く利く、斯ういふことをして私共の學校では榮養の補給をして居ります、それから毎日七十人ばかりの子供には先程申しましたやうな單價十銭の榮養食を食べさせて居る、何でも入つた五目飯のやうなもの、要するに食事が片寄つてしまつた榮養不良でありますから成べくそれ等に對しては大根も、人蔘も肉も魚も入れてかき廻して食はせる、斯ういふ方式で榮養を補給して居る者が毎日七十人程あります。

刑務界時感

近藤生

自治制と信用制

收容者の處遇に自治制を用ひるとは、可なり以前から唱道され又これを實施されてゐるのであるが、我國では、これがある形式によつて試みられてゐるところもある、しかし一般にこれを採用することはまだまだ問題であるのであつた。

ところがこの頃になつて、長崎刑務所に於て、江藤所長發案の收容者相互修養會とも云ふべきものが企てられてゐると云ふと、及小田原少年刑務所で累進處遇の一法として信用制自治制が採用されると云ふ話をきいて、吾人は行刑上の一のニュースとして注意せずにはゐられないのである。

江藤所長の發案は議論としては今迄に唱へられてゐたので、つまり刑務所に於ける教化の方法がどうも今までは受刑者にとつては受動的であつて、自發的に反省し、自覺して奮勵すると云ふ方面が欠けてゐた。そこに欠陥があつたのだから、これからは刑務官や教誨師側からの

受身でなく受刑者自ら能動的に出る様にしたいと云ふ意見らしいのである。その具体的方法としては座談會を開いて彼等の意見開陳をさせて相互に修養するのである。この方法は傳統的な教誨方法から離れて一つの新しい試みとして行はれるのであるから、彼等の興味をさそうものであらうが、實際の問題として、眞に自覺奮勵するのは何と云つても個人教誨にあるのであるから、どこまで効果があるかは問題であるが、とにかく「仲間の言葉」が收容者たちには可なり利くとも事實であるから、友人の改心談や經驗談によつてショックをうけることもあらうと思ふし、相互修養會と云ふ趣旨が確に時代思潮に根ざした企てであるを慶び、その實現と成功を祈るものである。

今一つ小田原の試みは班組制の完全な自治制度で班長及組長が責任指導者となり、相戒めて向上を計るもので特別處遇をなしてゐる。又信用制は無戒護の好遇であつて餘程進んだものである。これらの諸制度は改善刑の理想的表現で小田原では大變良好な成績をおさめつつあると云ふことは喜ばしい。がかうした企ては弊害が伴ふものであるから徒に新しき試みに奔つて實を失ふとなき樣眞の目的達成を望んで止まない。

刑法一部の改正

刑法の改正は今や委員會に於て審議中であるが、それに先ちて「盜犯防止に關する法律案」が今期議會に提出されるやうである。この法案は正當防衛の範圍を擴張したものであるが、この改正に當りて不定期制度が採用され、刑務委員會が設けられると云ふとは我等の見のがし

てはならぬとである。云ふまでもなく現行法律では少年法にだけ不定期制度が採用されてゐるが、成年者には採用されたのはこれが始めてであり、又刑務委員會は從來の會議には決議されてはゐるが實施されるのは今度が始めてである。

かくの如くして新しい刑事思潮に棹さした實施が我等の眼前に展開されて來ることは刑政の進歩の上から見て結構なことである。

詳細は公表されてゐないので論評をさし控へるが、とにかく司法當局がかうした一部の改正にてさへ新しい刑事思潮を盛るとに腐心されてゐることは吾人の感謝するところである。

近來の犯罪情勢殊に都會に於ける犯罪の中強盜犯の形式が多く、市民生活を不安に陥らしむる實例があるのでかうした改正があらはれて來たのであるが、かのシカゴ

邊りの物凄いやり方を漸次模倣する手合が増えて來る情勢よりしても、防衛の上から正當防衛の範圍が擴張され不定期刑制度が設けられたのであるが、吾人はひとり防衛の方面ばかりでなく、より進んで犯人の改善の上にこれらの新しい制度が施かれるやうにならんとを希望するものである。

公人の犯罪

やかましい疑獄が世間をさわがしてゐるが、そのためにいはゆる「吞舟の魚」に對しても、ブラツクリストを作る必要があると云ふ説をなすものがある。犯罪豫防の上から見ると、現在紙上に噂されてゐるやうな社會的地位のある公人の疑獄事件は、その影響するところ大であつて、社會風教の上から見ても寒心に堪へないのである。殊に今日の如き思想傾向では、あゝ云ふ人々でもこんなとをするのだから」と云ふ感じが、社會一般はもとより年少者の腦裏にも自然に響いて來て、憂慮に堪へない次第である。

その原因が同情すべき點があるのならばともかくも、知識判別ありてしかもなほ平然唾棄すべき行爲をなすに至つては、情狀惡むべきものがあると云はねばならぬ。一般防犯の上からリストを製作することは現にやつて

ゐるとであるが、かうした方面のリストも今日の有様では取締上必要でもあらうが、しかし司法権の發動が今日の如く厳正にはたらかけてゐるのであるから、摘發檢舉そのものが「正義公正」の尊さを裏書するもので、紙上掲載の各種の反響から見ても、正義すたれたり矣の嘆は決して洩してはならぬ。

がリストを作れと云ふ聲は、正しい社會を理想とすればこそそのことで、社會的地位あるが故に法の制裁を寛大にすることがあつては大變であるから、その地位の如何に拘はらず、「正義」は動かねばならぬと云ふ意味で社會の得心するやうに、徹底的な取締が必要である。それだけでなく思想の動搖する今日、司法官憲の眼は社會の上層部にも向けて「吞舟の魚」をも制裁し、社會公正の實を擧ぐるやうにしたいものである。



東京在住前支部長招待會

十月六日午後一時から郊外中野壽々木家で、東京在住前支部長會の招待會を催す。岡辰之氏を先頭に、藤澤老を初め、和田千松郎、森元祐、伊集院藤七、島田鐵太郎、永田包雄、小松數馬、芋川正義、四王天數馬、寺崎勝治、大野數枝、秋山要、長谷川喜一、富樫源治、福村太三郎、佐瀬庄三郎、松山爲治の諸氏續々會合。(外に豊野紉珍、香川又二郎、上田孫三郎氏缺席)

之に本會側からは、松井會長、岡部副會長、森山、正木兩書記官、根本、吉田椎名(佐藤理事缺席)住江各理事、島田赤田の主事出席。烏鷲の戦がはじまる、謠曲が出る、漫談に花がさく、追憶談が交される。百五十余疊の大廣間は、すつかり在官時代のいかめしい典獄様の氣分をふるひ拭うて、秋にふさはしいのどかさみちる。

多くの方が、年齢から云へば、八十の藤澤老を筆頭に、みんなお老年だが、流

高松刑務所の合葬と追弔會

明治三十五年一月以降昭和元年十二月迄の間に於ける收容中死亡せる百五十名に對する遺骨を集收して市外御坊川の刑務所墓地へ新に墓石を建立し、九月二十二日牛島所長以下幹部職員一同參列、大演教務主任以下教誨師及眞宗本願寺派の僧侶の讀經に依り最も莊嚴裡に合葬式を行ひ參列者及收容者總代は焼香した。續いて二十三日の秋季皇靈祭當日には、全所開廳以來の在所中死亡者一千六百三十六名に對し追弔法會を教誨堂にて行なつた。藤澤文書主任の開會の辭、牛島所長の告示、前本願寺派執行長今里游玄老師を導師に大演教務主任以下各教誨師並に本願寺派の僧侶に依り阿彌陀經念佛回向の順序にて讀經慰靈も懇に、牛島所長の焼香に次で來賓代表宮重檢事正、石井裁判所長、井上元刑務所長、職員代表として辻醫務主任、三木保健技師、香椎戒護主任の焼香、收容者總代の焼香あり、牛島所長と宮重檢事正の弔辭、大演教務主任の教誨、今里導師の教誨、午前十一時三十分香椎戒護主任の閉會の辭によつて終つた。收容者一同には供物の麵麴、葡萄、ラムネを分與した。來賓の主なるものは前記諸氏の他三好高松地方裁判所刑事部長、梅田高松郵便局長、岡田坂出專賣局高松出張所長、司法保護事業關係者酒見、細溪等の諸氏であつた。

石劇職に練へられたゞけ、まだ青年の意氣をゆく元氣。

「はア、あれが四王天さん。これは」と膝をすゝめられたのは富樫さん、

「お相互にかはりましたな」

「でもあんたは、ちつとも變らないなさうだ三十年位もうあはんだらう」といふ大久の遭遇もあつた。

國華はどなたが横綱か知らないが、一寸見る所大した力量に差違ないところらしい。

謠曲は、住江敬義、小松數馬、松山爲治、長谷川喜一、福村太三郎、根本仙三郎の諸氏の顔がみえた。

追憶談は、ふい所では、藤澤老あたりを中心、種々な問題に及んだが、やがて五百號がくるから、そのときの或る記事の中に織り込みこゝには省略するがその一節、新しい様式の監獄を建築した

最初のものは、鍛冶橋監獄であるが、これは國事犯が收容され、獄内の有様をしてみんゝ味はつた小原直哉が、大隈さんに建言し香港に行つて親しくあちらの監獄をみて來て、つくられたものである。

明治十八年ころ罪人は非常にふえた、八萬人にも及んだ。巡查をみて泥棒やるといふ様なものが續出した、これは、捕へられることを覺悟と云ふよりも、監獄に這入ればくつてゆけると云ふ考へからだ。

だから、それに對する防壁の手段として八貫目もある罪石を科した。關西方面だつたが……

「だがあれで減少したことは、事實だつた、僕もやつたよ」

「僕は、非常に反對した、人間を扱ふ道でない」と

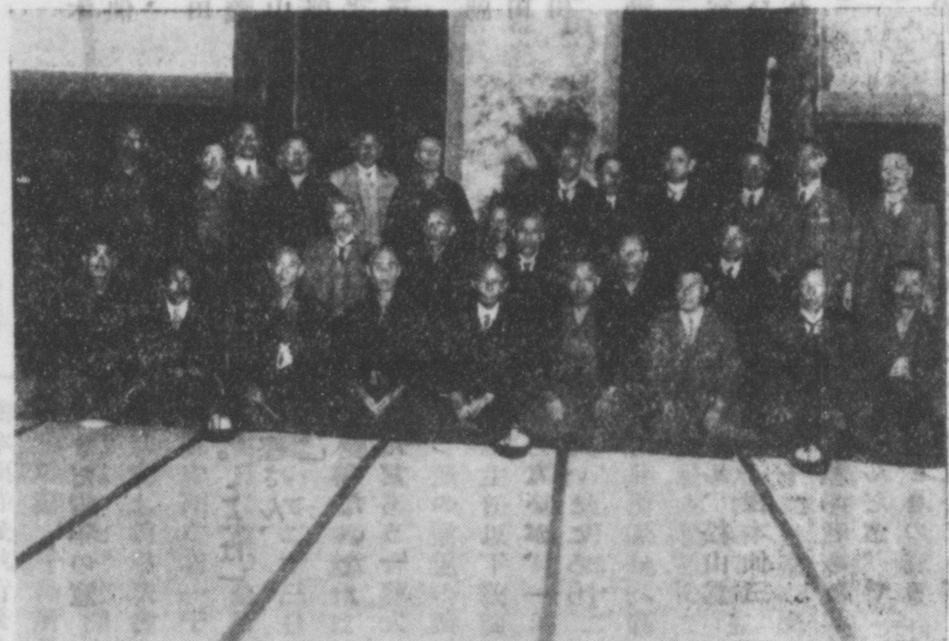
「そらさうですな。ことに今から考へると、随分乱暴だ」

「最近、強盜が多くなつたから、刑を重くせよとか、ひどいのになると殺して終へといふ議論があるが、罪石に關聯

して考へさせられる」「さうですな、重くしたつて減少はしないでせう」

×
廣島で火災があつたとき、(室内から放火)監房の扉を當直の看守長があけなかつたので、重大な問題がおこつた。ところが、實は、あのころは、鍵が無茶苦茶で、入口がせまく突嗟の場合あけるにもあけられなかつたのだつた。鍵が一定する様になつたのは、あの事變からだつた。

×
佐賀に居るとき(藤澤氏)囚人の馬車をつくることにして、豫算をとつたところ、議員たちは、囚人を馬車にのせる、そんな馬鹿なことがあるか、常人さへ多くが歩いてゐるのに、けしからぬと排撃、そこで、囚人中には、罪なきものもあり、戒護上のこともあることなどを縣會で説明して、やつと承諾させた。



後岩手縣の知事になつた本多さんが

はきがよく非常な好成绩だつた。監獄の名稱が變更されるとき、門札を銅を以て作つてゐるから、つくりかへることは困るといつて反對したものがあつた。

×
小川平吉、河野廣中の首謀の日比谷焼打事件で首になり、北海道、朝鮮等々に流泊、辛苦をなめたあの當時の署長とこの間偶然あつたが、やつと今溜飲がさがつたと言つてゐたが、縁といふものは種々な方面に響くものだ。

×
道路知事の渾名のあつた三島通庸の経費は、監獄の囚徒の工錢をどいぐ徴發してつくつたものだ。

×
午後六時松井會長の挨拶、藤澤正啓氏の謝辭があつて晚餐を共にし、各自の自己照會が松井會長の發議で順次なされ、十時歡談裡に散會した。

秋思と行刑時感

一
血の色をしたダリヤが監房の窓邊に咲き出した。

色氣の枯れた監房生活に、紅いダリヤがどんなに豊かな思索の素材を提供することが、この花を繞つて、かれらは如何に思ひの感慨に耽ることであらうか。

ある者は若い時代の追憶の色に紅いダリヤを聯想し、ある者は宗教的な純情の上にこの花を眺めるだらう。また晴れた日など、紅い襟をかけて野に働く若い女の姿に見立てるに相應はしく、他の者は黒ずんでゆく花の色に死刑囚の斷末魔や病囚の最後を聯想すると言つたやうに、一輪の花が、かうして次から次へと思索の機會を與へて行く。

草の間で

同じ様に、意義ふかく愛に満ちた刑務官の言葉も、亦深く受刑者を考へ込ませるに充分である。想へば、言葉の花も、たとへ一輪でも無意識に咲かせてならぬのではないか。

實に言葉の花ほど、複雑に多角的に受感を送るものはない。恐しい破滅もそれによつて招き、頼もしい美果もそれによつておさめ得るのである。

自由を失つた受刑者、かれを看守る刑務官、心から兩者を結ぶ爲のよき言葉、これほど心して用ひねばならぬものが何處あろうか。その間最も心すべきは、言葉に二重人格を持たせないために、すべての野心的

なる文飾を除くべし、と言ふ事でなかろうか。

三
「自由の奪はれた受刑者は、ともすれば刑務官から非常に制引きされて(悪く弱く)見られ勝である。それだけ刑務官は自らを(正しく偉く強い者と)高あがりさせ、評價過重をやつてゐる事になる。そんな馬鹿氣な誤謬を犯す刑務官が、今時何處にゐるか、と言ひきる人こそ先づ第一に自己清算を試むべきでなかろうか。

刑務官も自らを正當に認識するため、又他人を見誤らない爲に、つねに透徹した宗教的な自己批判をやつてゐることだ。自分を有頂天に置いて、自己の何たるかを追究することもなく生きてゐるところこそ、不思議な盲目だ。

四
人は天使でもなく野獸でもない。米盜癖を持つた娘がゐた。かの安藤氏の

本を盗み、金を盗んだ。私はかの女を憎々しく思つてゐた。ある寒い冬の夜、私は件の小娘に三匹の小猫を捨てさせにやつた。處が、夜更けてから小娘は蒼白い顔をして歸つて來た。小娘の懷には尙ほ三四の小猫が快さうに眠つてゐた。

小娘の眼には涙が満ちられてゐた。私は小娘の前に跪かずにはゐられない感じがした。

これは確か結二郎氏のもので讀んだ話だ。私はいま隨感の筆を進めながら、この挿話を私の体験としても深く味はつて置きたい。

五

監舎前にある銀杏の實が濃く色づいて來た。やがてその群葉も、あの實の色に枯れて、ひら／＼と散り布く事であらう。それが掃除夫に犯則をさせる機會を與へるものだとは、なんと刑務所臭い題材ではないか。寺の境内へしのび込んで、銀杏の實を盗み、こつ酷く院主になぐら

れた幼い日の事も聯想される。その男が、今掃除夫の犯則に眼を光らせてゐる、まことに堪らない皮肉だ。去年の秋、病囚が苦しきまぎれに破獄して、首をつつたのもこの銀杏だ。秋になれば思ひ出すことが多い。

六

この程米國視察から歸つた人に、米墨國境のチワナ附近の興味ある出來事を聞いた。

と言ふのは、米人がメキシコからうまい酒を瓶に入れて飲みながら、米墨國境の關門まで歸つて來た。しかし酒はまだ幾らか残つてゐる。さうして其處には、嚴めしい米國、墨國の移民官や、米國の禁酒官が列をなして、一々監視をやつてゐる。件の男、この瓶を一步國境から持つて入るとすぐに引つ捕へられる。しかし一步國境の外に立つて飲むのは平氣なものだ。

其處で、酒瓶を國境の關門から一步ほど墨國の方へ置いて、一寸一口のんで又

米國領に入る。一寸休んで又、墨國領に入つて、一口飲んで米國へ歸る。禁酒官はそれを見て、どうにも手の下し様がなくて切りに笑つてゐたと。馬鹿氣な話だが、やりさうな事だ。

讀つて行刑の畑にも、多數受刑者の中には刑務官の眼をくらまして、二重人格的態度を執る者が少くない。まさに「國境に跨る惡戯」を敢てする不徳漢である。さうした受刑者に限つて、戒護者の前には極めて善良なる受刑者である。其處ではかれの爲め、禁酒官同様に、愚弄された刑務官を見出す譯である。

われわれは絶對にかゝる二重人格者に間隙を與へてはならない。さうした惡戯の片鱗だに見逃さない、徹底した行刑整序によつて、かれらの魂を正しい自覺の眞諦に引戻さねばならない。受刑者から「愚弄さるゝ刑務官」たらざらむが爲に心すべきである。

七

獨居囚の運動場に金網が張られてある

ので、ある囚人は自分を栗鼠に見立て、放たれざる者の悲哀を歎いてゐた。

一間餘りの高さのコンクリート塀で仕切つた幾條かの運動場で、一人々々幾回となく往復を繰返す。看守見張台の反對側に金網を張つてあるのだが、それが如何にも殺風景なのである。戒護上、その金網は止むを得ないにしても、それを掩ふやうに植込みを造るとか、蔓草を這はせるとか、何とか柔らかな味が出せさうである。

何處でもいゝ、歩かして置けば運動になると言ふのでは甚だ物足りない。からだの運動に伴つて、太陽の光に接し、緑の植込みを眺め、放たれた空氣の味を知る事によつて、心の運動をも試むべきではなからうか。それでこそ心身のための全き運動である。

野の空氣の漂ふ草の上で、本を讀み、神を讀へ、歌を聴きたい、自然に對する人間本然の欲求を、受刑者に對しても及ぶ限り味はせる設備が欲しいものである。

受刑者に、金網に入れられた栗鼠率性を持たせたくないものだ。

八

餘りに暗過ぎる監獄を、もつと明るいものにして教化を効果的ならしむるために、今少し受刑者を戶外に放り出さねばならないと思ふ。戶外でやる事の出来る教育方法を、もつと多分に應用して、國体的訓練の如きも充分にし、心から太陽の光りと空氣の有難さを体感させることだ。

今日の行刑で改むべき重點の一つは、この戶外教育を如何に取入れるか、そのプランとシステムを如何に見出すかにあるのではなからうか。空氣の腐つた暗い牢屋の中で教育して、どれだけ明るい人間が生れて來るだらうか。

われわれは土牢の底から受刑者を救ひ出さねばならない。

X X X

◆青森刑務所
新築落成式

經費五十萬圓を以て大正九年八月中新築の工を起した青森刑務所は、本年七月三十一日竣工、仍て九月十四日落成式を舉行し、渡邊司法大臣の告示、宮城控訴院長、青森市長の各祝辭あり、頗る盛大であつた。尙當日は午後の所定時間中所内の一部を一般の觀覽を許可し、また製作品の即賣を催した。在所者に對しては祝意を表せしむる爲め繰替休業を與へたる上、晝と夕との献立を優良にし、夜間は活動寫眞をなし、大に落成式の意義をあらしめた。

同所の敷地は三萬八千八百五十一坪、新築建物三十七棟三千三百六十七坪で、主要建物は近世式鐵筋混凝土の耐震耐火的構造を以てし、通風、採光、保溫等には最も意を用ひてある。

秋に求むる詩觀 [上]

月、風、空、蟲、もみぢ
秋草など

風の音の秋めいたのに驚きながら
新秋の氣分をよるこんでゐると、も
う秋も深くなつた。二三日降りつゞ
いた秋雨が遂に暴風雨となつて、一
夜のうちに庭の花壇をすつかり荒し
てしまつた。倒された大蓼の花の上
に降りやまぬ雨をみれば、秋も酣と
いふ感じがする。
木々の葉が黄に紅にそまつて、そ
れがやがて朝夕の風にハラ／＼と散
りこぼれるのも、遠いものではな
い。その頃を昔の支那の人は、

橋田東聲

秋風起兮白雲飛
草木黃落兮雁南歸
などとよんでゐる。恐く一年中の好
季節であるとおもふ。
佛蘭西の近代の詩人は鐘の音に昔
をしのび、うらぶれた我が身を散り
ゆく落葉にたとへた。詩にいふ
秋の日の
オロンの
ためいきの
身にしみて
ひたぶるに
うらがなし
鐘のおとに

胸ふたぎ
色かへて
涙ぐむ
過ぎし日の
おもひでや
げにわれは
うらぶれて
こゝかしこ
さだめなく
とび散らふ
落葉かな
(エムレエ原詩・上田敏譯)

秋が來ると對照的に春のことを思
ひ起す。秋の紅葉に對して春の花を
いひ、春の感傷となやましさに對し
て、秋の冷靜とおちつきをいふので
ある。或は鶯と郭公とを對照せしめ
る。そしてこの二つの即ち春秋の優
劣を争ふ。これは古くから支那に行
はれた詩人文人間の遊びであるが、

日本につたへられ、すでに萬葉集に
見えてゐる。

すなはち、天智天皇が或時大津の
宮に於て、群臣を召し、春山萬葉の
花と秋山千樹の紅葉とは、はたして
何れが勝れるかにつき御下問があつ
た。その時額田女王は長歌をつくつ
て、秋山の美しさを讃頌した。歌に
曰く――

冬ごもり 春さりくれば 鳴かざ
りし 鳥も來鳴きぬ 咲かざりし
花も咲けれど 山を茂み 入りて
もとらず 草深み 取りても見ず
秋山の 木の葉をみては 黄葉を
ば 取りてぞしめふ 青きをば
おきてぞなげく そこしたぬし
秋山我は。

(春になると、これまで鳴かなかつ
た鳥も鳴きだし、花も咲きはする
が、併しとかく木々が繁つて山に
登ることも出來ず、又草が深いの
で、花を取ることも出來ない。然

るに秋山の紅葉はこれを手にして
賞することも出來、まだ青い葉は
枝ながら眺めても美しい。それゆ
ゑ私には秋の山が好ましい。それゆ
といふのである。額田女王は後に天
智天皇の皇后になられた方で、萬葉
集有数の女流歌人である。

この春秋の争といふことは、降つ
て平安朝に及び、それが歌や物語の
上に残つてゐる。即ち伊勢物語には
雁なきて菊の花さく秋はあれど春
の海へにすみよしの濱

とあり、春をとるやうであるが、選
擇の主旨は明かでない。貫之はまた
春秋に思ひ亂れてわきかねつ時に
つけつゝ、移る心は

と、あいまいな歌をよんでゐる。然
るにこゝに讀人不知の一首があつて
はつきりと秋をよしと斷定した。

春はたゞ花の一重にさくばかり物
のあはれは秋ぞまされる
尤もこの歌は全體的に秋をよいとい

ふのではない。「物のあはれ」は秋が
よいといふ限定的の斷定である。し
かしながら「物のあはれ」といふか
らには、人の心は春よりも秋に於て
餘計に動かされるといふ意であら
う。即ち、これを詩的に、美的に、
藝術的にいへば、春よりも秋が面白
いといふのであつて、私も至極賛成
である。額田女王の長歌の意、おも
ふに後世並に現代に於ても、多くの
日本人の心はこれであらうとおもは
れる。秋は人を詩人にするといふが
やはり、これである。

さて春より秋をよしとし、あはれ
深いとして、そのいかなる所が然る
のであるか。これを私は秋のくさぐ
さの自然並に風物から引き出して見
ようとおもふのである。

先づ風だ。秋の風だ。
飄然として來り、飄然として去る。
秋風はその來るところを知らず、又

行方を知らぬ。

燈火の下、机に向つて書を読んでゐた歐陽修の耳に、ふとこの聲が聞えた。「初メハ析瀝トシテ以テ蕭颯タリ、忽奔騰而碎汨リタ、或ハ波濤夜驚キ風雨驟ニ至ル」といふやうに聞えた。或は「人馬蕭々トシテ敵ニ向フ如ク」にも聞えたのである。そこで歐陽修召使の童子に謂つて曰く

此何聲也、汝出視之

童子答て曰く

星月皎潔、明河在天、
四無人聲、聲在樹間。

曰く

噫、悲哉、此秋之聲也、

胡爲乎來哉、

これは有名な歐陽修の秋聲賦であるが、「聲樹間に在リ」はうまいではありませんか。この童子はたしかに詩人である。

秋風や白木の弓に弦はらん

これは元祿の俳人向井去來の句である。去來は弓の名人であつた。そこでこの句が生れたのであらう。併し弓の名人でなくともこの句に盛られた秋風の音はきくことが出来る。蕭々として草木をわたる風、木の葉をちらす風、夜の窓をうつ風、裏山の竹やぶをすぎる風！秋の來るのを第一に告げるものは風であり、最もよく詩人の胸をうつのも風である。

よもすがら秋風きくや裏の山

これは曾良の句であるが、この味がわからねば、俳諧はわからぬと正岡子規は言つたさうだ。

徳富蘆花が「自然と人生」中にうたへる、次の一節も忘れ難い。今の青年は知らぬであらうが、私共は學生時代に愛讀したものである。

雨は人を慰む。人の心を醫す。人の氣を和平ならしむ。眞に人を哀

しむるものは雨にあらざして風なり。飄然としていづこよりともなく來り、飄然としていづこへともなく去る。始めなく、終を知らず。蕭々として過ぐれば人の腸を斷つ。風は過ぎゆく人生の聲なり。いづこより來りていづくに去るを知らず。「人」はこの聲を聴いて哀しむ。

三

秋の水はきよく、秋の氣は爽かだ。空はあくまで高く、紺碧の色に澄み湛へてをる。所謂天高く馬肥ゆる季節となつた。

秋のよろこびは收穫のよろこびである。見渡すかぎり黄金色に波うつところの稻田。盛んに伸び肥つた畑のもの。漸く色づきそめた果物のいろ／＼。「みのる秋」のいろは今や野にも山にもみちてゐるのである。この頃、郊外をあるくのも秋の行

樂の一だ。武藏野の秋はその最もよいところであらう。古人がいかにか此

野にあそぶことをよろこんだかは江戸名所圖繪などを見ても分るが、それは今の時代でも同じことで、たゞその位置が著しく外へ外へと廣がつたゞけの相違である。この廣がりは大正十二年の大震災によつて急速に進められ、今日では震災前に郊外であつたところ、例へば代々木、柏木池袋、巢鴨といったやうな場所がすっかり賑やかな町になつてしまつた。

國木田獨歩がその名著「武藏野」のなかに描いてをる澁谷道玄坂も、昔の古驛といふ傳は跡方もなく滅び、今では青山につづく山手の盛り場となつてしまつた。

それで、今では武藏野の情趣を味はふとするには、遠く多摩川や調布や小金井あまりまでも出掛けなくてはならない。しかし郊外電車の發達

は何の苦もなく吾々をそこに運んでくれる。さうしてそこには雜木林の丘がつづき、丘にはまんじゆさげの華が咲き、又遠くには秋の山脈がのぞまれ、晴れわたつた空の下には、鳶が輪をかいてをるといふやうな光景を見出す。それは獨歩の「武藏野」に描いたとそっくり同じ野山の秋である。

殆んど一年の間、汗水ながして粒々辛苦した農夫達は、今やその勞苦の結果收穫すべく、田に畑に立ち働いてゐる。遠い野良、青い空を背景にして、一家うち揃ひ働いてゐる彼等の幸福と平和！それは羨むべく、たふとぶべく實にこの世の天國である。かのミレーはかゝる農人の生活をしば／＼描いてをることは申すまでもない。

太陽が西の山に傾いて、働く手元が小暗くなるまでも、彼等は仕事を

やめやうとはしない。それほど彼等にはよく働く。そしてよく眠る。かくて彼等は健康であり幸福である。

四

秋の自然の美しさは野にある。野の秋草にある。「秋の野に咲きたる花をよび折りかきかぞふれば七草の花」と山上の憶良はよんだ。七草とは即ち、

萩が花尾花くず花撫子の花女郎花

また藤袴あさがほの花

とやはり彼のうたつてをる七種の秋草である。とりどりに美しく、風情ある草花であるが、中にも、萩と尾花はその代表的のものであらう。

かの清少納言は枕草紙の中で、

秋の野のおしなべたるをかしさは

薄にこそあれ。穂さきの蘇枋にい

と濃きが、朝霧にぬれて打ち靡き

たるは、さばかりのものやはある

また

萩はいと色ふかく枝たをやかに咲きたるが、朝露にぬれてなよ／＼とひろがり伏したる、さを鹿の分きて立ちならすらんと心ことなり云々

といつてをるが、さすがに一代の才女の觀察であり、筆致である。まづ歌では、萬葉集から萩の歌を二三拾つて見よう。

秋づけば尾花が上に置く露の消ぬべくも吾はおもほゆるかも
日置長枝娘子の作である。哀怨誦すべし。夏目漱石はこの歌を「草枕」の中に引用してゐる。

萩が花さけるをみれば君にあはずまことに久になりけるかも
平明順直、いかにも感情の深い作である。萬葉の歌は難解だといふ人につしんでこの一首を送る。なほやはり萬葉で、

乙女らが行相ひの早稲を刈る時になりけらしも萩が花咲く
などもいゝではないか。萩の歌はとくに萬葉には多いやうに思はれる。

夕されば野べの萩萩うちわかみ露にぬれつゝ秋まぢがたし
わが宿の萩のうれ長し秋風の吹きなむ時に咲かむと思ひて

この二首もいゝではないか。「秋まぢ難し」と据ゑ、「咲かむと思ひて」といひ据ゑる。この結句は萬葉獨特のものである。

大伴家持にも萩の歌は多いやうである。例へば
秋の野にさける萩萩秋風になびけるが上に秋の露おけり
は「秋」の字を繰返して、一種の調をなしてゐる。

宮人の袖つけごろも萩萩に匂ひよろしき高田の宮
高田の宮は聖武帝の離宮のあつた所で、今の奈良市外白毫寺村の邊である。歌の作者はやはり家持である。

さを鹿の渡りすぎたる山水にちりて流るゝ秋萩の花
すつと降つて徳川の時代、中島廣足の歌である。屏風繪を思はせる作

である。

落合直文は自ら萩酒舎と號してゐるだけあつて、最も、を好んだ。

萩寺の萩おもしろし露の身のおくつきどころ此處と定めむ
萩寺は江東黒戸にある。今も毎年こゝで命日に故人をしのぶ集りなどが催される。

俳句では、
白露もこぼさぬ萩のうねりかな
芭蕉である。萩の風情はそのなやかな紆りにある。露を配して、そこを捉へたる手腕、さすがに芭蕉である。

萩の葉のもののいひ顔や今朝の秋が加賀の千代女の句、いかにも可憐な句。
足の立つうれしさに萩の芽を檢す
「病間あり」と題する子規の句である。明治三十年の作であるが、子規はその前年あたりから、カリエスのために殆ど歩くことが出来なくなつてゐた。あはれにも氣毒な句である。

感化船の功績

之は本誌に連載して頗る好評の「戸位の懺悔」の筆者三水漁夫氏より寄せられたもの、我國最初の試みたる感化船鎮邊に收容し海員教育を施したる懲治人の成績である。その修業者七十名の内二十年を経過したる今日に於て尙二十七名の船長以下の海員と十名の自立者を見るもの出来るのは三水漁夫氏の言ふが如く寔に快事と云ふべきであらう。尙、三水漁夫氏の言ふ所によれば、此の調書は當時鎮邊の教師として、現壽樂園主事松茂智勇氏への時々文通、又は訪問等に依るものであるとのことである。

一、鎮邊收容者七十名 修業期間満二ケ年 明治四十年四月リヨ
明治四十二年三月マデ

内、現今海員たる者二十七名 海員タリシモ業務轉換者
十名

一、現在海員タルモノ、職名	
甲種一等運轉士 (郵船乗組)	一名
乙種船長 (商船)	一名
ニ種船長 (尼ヶ崎汽船)	一名
一等運轉士 (石崎汽船)	一名
二等運轉士 (商船)	二名
二等運轉士 (商船)	二名
三等運轉士 (社外船乗組)	一名
三等運轉士 (商船)	三名
三等運轉士 (明石汽船)	一名

一等機關士 (商船)	二名
二等機關士 (郵船)	一名
ニ種船長 (石崎汽船)	一名
ニ種船長 (尼ヶ崎汽船)	一名
以上十九名高級海員 (大阪府船)	一名
水夫長 (商船乗組)	二名
火夫長 (尼ヶ崎汽船)	二名
火夫長 (明石汽船)	一名
火夫長 (商船)	二名
火夫長 (大阪府船)	一名
以上八名下級船員 (大阪府船)	一名
一海員タリシモ業務轉換者ノ職名	
海軍機關中尉 (吳)	一名
海運業兼旅館	一名
同店支配人	一名
佛國貿易商 (テグス)	一名
船舶行商 (ウロ／＼船商)	二名
新聞記者	一名
玩具商	一名
パン製造業	一名
料理店業	一名

右は皆一戸を構、妻子ありて生活の安定、就中テグス貿易商は高等海員として外國航路に従事中この事業の有利なるを知り淡路へ工場を設け三十人内外の職工と五六人の店員を使用し主としてフランス國へ輸出す第一の成功者なり。これに次ぐは海運業兼旅館にして六七人の使用人ありて隆盛を極む。



海外異聞録

◇歐洲を震駭させた

「ハンガリー」判明
「の青髭」

最近のことであるが、ルーミアのアラッド刑務所内に服役中の終身刑の犯人フランズ・ウイマーと稱する男こそ二十年間歐洲を震駭させた彼の有名な「ハンガリーの青髭」と云はれた殺人鬼であることが計らずも判明した。本名はベラ・キツスと云ふのであるが、かく偽名してゐたのである。

話は世界大戦前、即ち遠く二十年も前に溯るのであるが

このベラ・キツスはハンガリーの首都ブダペストに近いエインコタ村に居住してゐたのである。處でこの男、不思議にも妻君を貰つても同一人とは九一ヶ月を暮したことがない、彼と同棲するのは、毎月變つた美しい妻君だつた。これは附近の人々に大に不審の種とされて、時折り前の妻君のことを尋ねられた。これに對してベラはたゞ薄氣味悪い笑ひを洩らしながら「どうも女とは一緒に暮し悪くいもんですよ、だがね別れるのにも骨が折れるよ」と、何時も不可解な不氣味な意味を含めて云

つてゐた。しかし附近の人々は常には柔和なベラをさして怪しみもしなかつたのである處が世界大戦勃發直前にベラは突如として家を捨賣にしてその姿を晦して了つた。そして一年後のこと、新しい持主がその家を建直さうとして工事に取かゝつたところ、床下深くに嚴重に鍵のかゝつた鐵の長持を十三個發見したのである。持主は早速これを警察に届け出た。この薄氣味の悪い届け出に署長以下妙からずぞつとしたが、怖はくならず、その長持を開いて見るとこれはまた想像以上であるその中味は妙齡の婦人の痛々しい慘殺死体なのであつた。しかもその美しい肉体は見るも無慙に切りさいなまれてゐるといふ酷たらしさであつたこの報が一度ハンガリーに傳はるや、ために全土は震駭し

歐洲各國にまでも一大センセーションを惹き起したのである。其處でハンガリー當局は勿論のこと、歐洲各國の警察も全力を擧げて、この人道の敵ともいふべき犯人の逮捕に努めたが、遂にその功を奏するに至らず、かくて年を経るうちに、犯人はアフリカの蠻地で、マリア熱のために倒れたといふことが傳はつて來たので、世間でもテツキリ犯人ベラは死んでしまつたものと思つてゐたのであつた。ところが、天網は疎にして洩らさずで、過去二十ヶ年の永い間嚴重な警戒網を物の見事に切り抜けては來たが、前記アラッド刑務所に稀代の大強賊としてフランズ・ウイマーと云ふ偽名を以て終身刑に處せられてゐるうちに判明して來たのである。尤も始めは仲々その恐るべき犯行を白狀

◇「愛すればこそ」

この始末

方裁判所の検事エルヴィン・エドワーズ氏は、最近飛行機でハロルド、及びアーサー・ボイスといふ兩探偵をニューヨーク州のトロイ市に派遣して、ナツソー區裁判所の執行狀で取押へられて居た犯人を飛行機で難なく檢舉した。犯人の名をアレクザンダー・ネルソンと言ふ黒ン坊で落下傘飛降り名人、ルーズヴェルト飛行場所屬の落下傘をちよるまかした廉で檢舉されたのである、さて兩探偵がルーズヴェルト・フィールド飛行場を出發したのが午前十時十五分それから百數十哩を一氣に飛んで目的地から、手錠をかけた犯人を伴れ歸つたのが三時間十分の後である。

一分間の辯論一千圓

米國はロスアンゼルス興業師で千万長者たるアレキサンダー・バンテージスの妻ロイスにかゝる日本人植木師の六本十郎過失殺傷事件はロスアンゼルス裁判所で審理中のところ、ロイス夫人に對し殺人罪の決定を與へた事件といふは去る六月十六日のことであつたが、ロイス夫人の自働車が六本の自働車と衝突し、六本は負傷の結果死亡したのであるが、夫人はあられもなく泥酔して自働車を驅り、この衝突事件を起すまでに、すでに三台の自働車と衝突してゐた事實も明白となつたのである。ところで被告側ではこの事件のためにニューヨーク法曹界屈指の名辯護士で、一分間の辯論實に一千圓といふマクス・スチュニア氏を依頼したのであつたが、その効もなく遂にこの決定となつたのである。流石のドル國でもドル必ずしも物言はぬことが立證された。

「愛すればこそ」も斯うなつては始末が悪いところかしまひである。所はフランス・ラ・ヌヴエールといふ町、その町に住んでゐる六十三歳の老民謡詩人をレイノウといふさてこの民謡詩人にはマリー・ローズといふ娘があるが、あまり美し過ぎるので第三者の異性に委ねるのが惜しくてたまらず、妙齡の頃から今日まで納屋の薄暗い室に幽閉して置いて、獨りで我が子の法悦に浸つてゐた。全く災難なのは娘である。幽閉の上にくく食事と與へられぬところから、ローズ嬢の花の美はだん／＼衰へて、哀れや遂に此の夏三十歳を一期として死んでしまつた。そして、盲目愛のこの老詩人はつひにカルカソンの検事局送りとなつたといふこと。

◇飛行機、犯人檢舉

しなかつたが、文身や筆蹟や指紋等によつて、もう逃れぬ所と觀念し遂に犯行の全部を白狀した。そして、流石の大惡漢「ハンガリーの青髭」ももう寄る年波に加へて、最近では非常に犯した過去の大罪惡に日夜苦しめられてをつたが、いよいよハンガリーに送還され、改めて公判に附せられると聞いた時は眞蒼になつて慄へ出し、果ては氣が狂つてしまひ、鎖で動脈を掻き切り自殺を圖つたが死切れなかつたので、目下刑務所内の病院において嚴重なる監視裡に治療中であると云ふ。これで過去二十ヶ年間大きな謎となつてゐた「ハンガリーの青髭」事件も、二十ヶ年を経た今日やつと解決したのである。

米國ロングアイランドのルーズヴェルト・フィールド地

◇月の行事◇

七五三の話

なるんご生

東京の十一月には色々な行事がある、まづ類見世月とて、観もので歌舞伎の類見世狂言に興がらせ。神事は大鷲神社の酉の市に熊手とおかめの縁喜で悠深い男女を迷はせ、佛は眞宗の報恩講で善男善女の隨喜の涙を絞りとる。

この月の中をとつた十五日が七五三の祝日で、三界の首伽になる子供の無恙成長を、氏神、産土神に祈念して祝宴を張るのである。

この月十五日、神社の境内には小屋がかゝつて、子供相手の菓子、玩具を商ふ露店が並ぶ、その菓子店は必ず紐の付いた縦長の紙袋に萬歳飴を入れて商う。袋

の表面は紅青黄の單色木版刷の繪がついて子供向に出来て居る。この日氏神に詣でる子供は、三歳、五歳、七歳に限られその両親の何れかに伴はれ、神前で神樂を納め、歸りの土産にこの萬歳飴は忘れられない買物である。この神詣が即ち七五三の祝を神に報告し、其の子の息災延命を請ふことになる。

七五三とは、三歳になつた男女子の髪置の儀式。五歳の男子の袴着の儀式。七歳の女子の帯直しの儀式を、ひつくるめた唱呼である。

三歳、五歳、七歳の子供を盛装させて神詣でをして家に歸ると親族故舊を集め

て祝宴を催ふのであるが、この儀式は昔はむづかしかつた、元、堂上方から始まつたのが、民間にまで擴がつて、普く行はれることになると式は略を尊ぶやうになり、服装も今日は洋装が用ゐられるに至つた。

こんなことが何時の頃から始まつたかそれは明確を缺く、けれども一千年前の延喜の朝には既に公卿の間に行はれて居たことが分る。降つて鎌倉時代には武士の間にも行はれることになつた。それが室町時代を過ぎ、江戸時代となると一般町人の間にも行ふことになつたのである。享保二十年版の「江府年中行事」。寛政四年版の「江都年中行事」。享和三年版の「増補江戸年中行事」などには次のやうに書いてある。

「十一月十五日子供髪置、はかま着、帯解の祝ひ、諸所氏神へ参詣あり、とりわけ赤坂山王社、神田明神、芝明神、深川八幡等は参詣多し。」

昔は男女何れも出生六日目に産髪（うぶかみ）を剃落す。三歳になると髪置（かみおき）といひ、髪を長くした。これを又生髪又は髪立の儀ともいつた。

元、公卿の家では二歳の子供に行ひ、武家は男子三歳、女子二歳に行ふを常としたが、それが一般に三歳の男女に行ふやうになつて來たのである。

この儀式は眞の親の外に祝の親を頼み眞綿、苧で杓子形のものを作り、更に之れに熨斗、鮑、昆布藻、松の枝、簾柑子等を体裁よく配合して、之れを祝ひ親の手で子供の頭に載せるので、これを白髪と稱へ長壽を表象した。これが済むと産土神に参詣する。この式作法を今少し委しく述べる。前日先づ髪置親（祝の親）から長壽を意味する白髪と唱へる綿帽子を廣蓋に据え、小松と山橋とを紙に包んで添へて進め、當日になれば髪置親が祝儀を述べて、白髪を子供の頭に冠らせ、櫛をとつて左の髪を三度、右の髪を三度

中を三度（女子のときは右から始める）搔く眞似をして後、式三献の祝儀を行うて式を終り、産土神にお詣りしたのである。

室町時代はこの男女兒に白粉を塗り白髪をいたゞかせたが、江戸時代となると男兒は白粉を塗らぬことゝなつた。蓼太の句に「髪置やひと花咲いて肩車」といふがある。

五歳の祝は男兒の祝であつて袴着の式といふ、始めて袴を穿くのである、字音で袴袴とよびもする。これも昔は五歳に限らず三四歳から六七歳、遅れるのは十四歳にこの祝を行ふた、江戸時代になつて大体五歳ときまつたやうで、又公卿等の間では女兒にもこの儀を行ふたので其角の句に「袴着は娘の子にも袴かな」がある。

或は袴着親といふのがあつて、子供を基盤の上に立たせ、これに新調の袴をはかせるのであつて、鎌倉室町の頃、將軍

家のこの式には大名からお祝に、弓矢とか馬匹を献上した、江戸將軍の時代は大名から鮮鯛を献じ、猿樂の催し等もあつた。一般は式後、産土神に詣で、から、親族知己を招き宴を張る。「袴着や蒲の冠者の幼な顔」といふ瀾水の句は、武家の子息の袴着を偲ばれる。

七歳の女兒は帯直し、又帯解（おびとき）、或は紐落しの式といふ。從來紐付きの着物を着せて居たものを、これから紐のない小袖を着せ、繻帶（ぬいおび）を締めさせる式で、帯解といふのは附紐と附帯をいつたからである。この始めは男兒は五歳から九歳迄の間、女兒は七歳のとき行ふた、また男女共九歳で行ふたこともあるが、江戸時代に入つて女兒丈の儀式となつた。

帯は普通龜甲の模様のあるのを用ひ、子供を吉方に向はせて立たせ、帯直親が紐のない小袖と帯とを取つて、從來の袖付小袖を脱がせて着かへさせる。式を終

へるとその子供から帯直親へ杯を遣り、引出物を贈り、一般家庭では産土神へ参詣をした。「帯解やうしろくを筒井筒」の句がある。

帯直親は子とか孫の多い夫婦者がその選に當つて、紐のない小袖と帯を廣蓋にのせて持出し、男兒なれば男親、女兒なれば女親が着かへさせる。杯の式は三献である。

この七五三の式日は昔は十一月のうち吉日を選んで行ふたのであるが、それが江戸時代に専ら十五日ときまつた。この十五日を選ばれた理由は、この日が恰も鬼宿といつて、古來吉日とされて居たからであらうが、これは太陰暦の十一月十五日である。それが今日に至つては太陽暦の十一月の十五日に行はれて居る。

やはりこの日の参詣の多いは昔とかはらず、麴町區で日枝神社、神田區で神田明神、深川區で深川八幡、芝區で芝太神

宮である。けれどもこの他の社とても相當に参詣はある。

發句の季題に「懐初」(かつぎぞめ)といふがある、これも同じく七五三のうちの祝で、これは五歳又は七歳の女兒に初めて懐衣を蒙らしめる式である。懐衣を平常に用ひた時代のこと、後世はこの式は廢れ、帯直し丈になつた様である。

天保九年版「東都歳時記」十一月十五日の條にもこの記事がある。がこれは略する。總じてこの儀式は子供の將來を幸福に、榮達をと神に祈願する神聖なる親の發露である。それがこの眞意を誤つて兩親の虚榮を飾る具となり、巨額の財をこれにかけることゝなつた。これは是非共子供のために虚飾を去り、神聖な元の意味に立歸つて行ひ、永續させたいと思ふ。

第四區第五回武道會

盛秋の風そよぐ十月七日第四區聯合刑務所第五回武道大會を午前八時半より松江刑務所に於て開催したが、來賓としては國枝檢事正、辻野警察部長、谷川警務課長、百五田高等課長、彌山岡山刑務所長等を初め其他數十名を迎へて盛會を極め、先づ定刻大原所長の開會の挨拶あり次で前年優勝せる岡山刑務所より兩部の優勝旗返還式あり、終つて菅田、櫻井兩氏の劍道形あつて後大久、松田教士、蘆田、櫻井、切山氏等審判のもとに劍道試合に移つたが、劍道は午前中に終了し午後は落合教士、富田兩氏の柔道形あつて後富田、落合教士、松下教士、兒玉氏等の各審判にて柔道部の試合を開始し、勇壯極まる戦ひぶりを觀せて午後五時劍柔兩部優勝試合共岡山刑務所側凱歌を奏して終了し、直に優勝旗賞品の授與式を舉げ、大原支部長閉會を宣し、次で直に別席演武場に於て各支部出場選手役員等の慰勞宴を開催した。

※ 初心者 の 爲 に ※

句 評 其十一

冬花居士

先々號にゆきかへのつく句のことを述べたが、本月分には特にそれが多く目についたから、その内を掲げて参考に供する。

秋日和案山子走れり汽車の窓

見るからに秋めきて來し物の色

眼に映る物皆秋となりけり

秋風や疊を走る筆の鞘

これ等は●印の字をおきかゆると四季に通ずる、第一の句は、春日和櫻走れり汽車の窓とするが如き。又第二、第三句は、秋の字を、春夏冬何れに代ゆるも可となる。第四句は春風でもよく、殊に涼風とすれば原句に戻るのではないかとさへ思はれる。

日曜の列車満員紅葉狩
豫定にはなき一泊や月の宿

每月 刑政俳壇

題 當季隨意
用紙官私製ハガキ

◆ 椎廻本冬花先生選 ◆

遠乗の鐵蹄輕し秋の風	山口	藤園
茸狩や知る人まで覗く籠	秋田	愚峰
穂芭に秋雨寒き野道哉	三重	月峰
遷宮や白木の材の香も高く	岡山	雪村
大嵐青柿半ば落しけり	水戸	香峰
好物の芋も供へて魂祭り	松山	辰月
菊咲くや常には出さぬ金屏風	鎮南浦	梅舎
山寺は落葉に嘆く小僧かな	福岡	雪舎
菊活けて今日のよき日を祝しけり	三重	岳鈴
遠足の兒童蝗に噪ぎけり	新潟	静湖
秋の月雁はへの字に渡りけり	宜蘭	馨秋
秋祭角力がすめば踊けり	三池	川花
姥捨や臨時列車は月の客	長野	玉光
朝寒や牛乳瓶の温かみ	金泉	花光
負角力士俵の眞中凹むかな	八王子	波山
秋風や古着重ねて豆腐賣	松江	千枝
貧村に錦をかざる紅葉哉	三池	子代

これ亦櫻狩、花の宿として結構である。かく普通一般向、八方美人的ではその句に獨立價值はない。

朝夕に納豆賣る聲初秋かな
しつとりと露にぬれたる落し文

納豆は、主に朝早く賣りに来る、「ナツトーナツト」それに一種の節づけして呼ぶ、この聲が初秋の情緒に恰當するかの問題である。納豆は四季に通ずるもので、特に特殊の表現法がないと句は活きない、納豆商ふ寒さ哉の方がまだ上々であらう。次の露の題の落し文、文だけ見ると如何にもとも思はれるが、露を本尊とすれば、しつとりぬれるものは等々々々数へ得る、こゝに落し文を活かさうとすれば、平凡な落し文では駄目、天下一品の落し文を出さないと買ふ譯には参らぬ。

明月や汀に立てる人の群
犬連れて松原歩く月夜哉

これも言を要せぬ。●印の題を假りに種々に置きかへて見なさい、恰當する題は餘程あるであらう。以上は句體を成すが駄句といつてよい。よく考究して、首、胴、足

を誤魔化されない句を作らなければならぬ。選句の内にもこれに類するものはある。よく翫味して欲しい。重複をいとはず重ねて述べておく。

● 本月の選句は句作研究の上から特異のものを多く採つた。表現法にも變つたものが交つて居る。

五客の玻璃戸の蜻蛉は、室内である。遠砧は「弦月の傾くころから淋しく聞えて来る砧の音」であつて、遠砧かなと二字を添へて見るべき十九格の句である。小春の句は秋季の柿が材料になつて居る、けれどもこれはあり得べきことであるから差支へない。木の實の句も實景であらう。黄菊に至つては小豆刈ねるによつて手入をせぬ菊の咲いた里の家を想像させ得ると思ふ。

◇ 八位の句は一寸狂體めいて居る、けれども、狂體のもの狂體に表現した方が殊更面白味がある分けである。地位の句花野を歩行くにしても秋草の野といったのに趣深く夕心が特によいこれを朝心とすれば春の情になるであらう。天位の句は變つたとした點が變つて居るのでよい。

老僧も出て掃く庭の落葉哉	市谷	雀
豊作に人氣引立つ花火かな	三池	清
蜘蛛の集の片々切れて秋の風	北海	翠
鳴くや峠越し行く秋刀魚賣	水戸	光
井戸端に唇寒し女ども	秋田	村
茸の踏みつけて行く妻きのこ	静岡	水
秋の空高くして馬太りげり	京都	心
霜解や荷馬のこる田舎道	宇都宮	堂
威勢よき神輿の聲や秋祭	三池	草
勤儉のピラ撒く村や豊の秋	新潟	雲
破れ寺の壁を綴るや萬紅葉	水戸	龍
川端の茶屋は寂れて秋の風	三池	光
秋晴や不二と筑波を右左	水戸	堂
里へ入る支那人や今年米	徳島	幸
月の座の後ろから夜の明けに鳧	三池	一
陽の庭に一つ舞ひ込む秋の蝶	徳島	旭
草の實のバチリとはねる日和哉	平壤	砲
閨縫ふて雁の一と群渡りけり	三池	皆
豊年に賑ふ村の角力かな	小倉	久
栗飯に招かれて行く月夜哉	三池	得
二つ三つ蚊の来る蚊帳の別れ哉	三池	銀
白挽の片手仕事や鳴子番	金泉	雲
時雨るゝや厨を覗く迷ひ犬	全泉	草

徒然に柿の皮むく夜長哉	三池	鶴
脊戸畑の小畝に芋の太る哉	馬山	石
秋晴れて響く青訓喇叭哉	清州	緑
田舎女の慣れぬ化粧や秋祭	小池	瑤
町内の揃ひ目に立つ祭かな	濱松	水
庭石をかゝゑて萩の盛り哉	三池	志
庭柿や寝た子の手から離さるゝ	宮城	東
鹿の聲するや三笠の夕月夜	全泉	山
椽下に舞込む庭の落葉哉	全泉	光
行秋や傘をかたげし僧の行く	金泉	園
露踏むや裏参道を願詣で	金泉	仙

五客 迷ひ来て玻璃戸に狂ふ蜻蛉哉
弦月の傾いて聞く遠砧
柿落ちて小蟻のたかる小春哉
時化後の森の静けさ木の實飛ぶ
小豆刈ねる草家の軒の黄菊哉
洋服に案山子も變るモダン振
(人) 夕心秋艸の野を歩みけり
(地) 氷屋が芋に變つた街の秋
(天) 常夜灯十月の闇照しけり

晋州	大邱	八王子	岡山	神戶	盛岡	神戶	青森
あたら	岸の人	狂人	原水	堂月	台雪	露堂	蛙聲
た	た	た	た	た	た	た	た



改善の第一歩

市谷 小久 保生

「刑罰は教育なり。」「刑務官は牢番であつてはならぬ。」さうした言葉は屢々私達の耳にするところである。この數十年が程にわが行刑の思想並に實際は、非常な勢ひで進化の道程を辿つて來たことは今更多言を要しないことである。茲に於て私達下級刑務官吏は大いに覺醒するところがなくてはならぬと思ふ。然しながら翻つて私達の現狀を顧みる時、轉た惶怩たるものがないであらうか。

「受刑者をして如何にして良民に復歸せしむべきか。」さうしたことは今日迄

可成りに論議されもし研究もされて來たことであつた。曰く作業振作、曰く教誨教育、曰く職業訓練、等々。然し行政改善の第一歩は、先づ刑務官吏の改善よりと號されたことに對しては、殆ど顧みられてゐないといふことはどうした譯か。

法や刑事訴訟法をもつて、犯罪者は決して善導することは出來ない。善良なる一般の學生の教養すら容易のことではない。まして情操の缺けた、廉恥心の乏しい、其の上教養のない犯罪者を、一人前の人間にしようとするのがどうして現在の刑務官吏に爲し得られ様か。只收容者を逃走せしむべからず。自殺せしむべからずといふのであれば私は茲に何事をも言ふ必要はない。だが牢番であつてはならぬと謂はるゝ以上、牢番をもつて終らしめざる程度の教育のある者を之に當てなくてはならぬことは當然のことであると思ふ。否牢番を以て終らしめざる程度の教育を施したる後、始めて斯くは謂はるべきものであると思ふ。

これは今夏の刑務所長會同に於て協議事項として出た問題であつた。けれ共これは重大な問題らしくもなしあまりにもあつさり片附けられてしまつてゐるではないか。洵に遺憾なことである。實務家であり、且つ看守の多數を部下に持つ刑務所長に於てすら尙斯くの如くんば、將して誰が下級刑務官吏の改善を高めるべく努力してくれよう。

「刑罰は應報でなく教育である。」如何に斯く典獄が日々刻示を爲さうとも、それはあまりに下級刑務官吏の現狀とかけ離れた高遠の理想論であるとしか思はれぬ。何故に刑罰は應報でなく教育であり、且つ又刑罰の執行が如何に實際化さ

れたる場合に教育としての効果を收め得べきものであるか、私達は其處まで具体化された指針を望んでゐるのである。

尙私達は今毎月「刑政」を一冊宛與へられてゐる。しかしその内容はあまりに私達には不可解の文字のみである。殆ど大部分の人は貰つても直ちに戸棚の中に押し込んで、引越しの時に屑屋に賣拂つてしまふ位が關の山である。勿体ない。

しかし理解出來なければこれも致し方ないことである。私達の唯一の研究材料である「刑政」に於て斯の如しとせば、私達は何に依つて國家の期待に副ふべく研究を爲すことが出來るであらうか。

要之、専任教官を各刑務所に置いて、諸種の講座の擔任を爲さしむるとか、時に碩學の招聘を爲すとか、或は「刑政」の平易化を計り、或は既に述べた圖書館の設置を爲す等、かうして具体案によつて行刑改善の第一歩は下級官吏より着手せらるべきものであり、然して始めて「刑罰は應報に非らずして教育なり。」

の理想は漸次實現せらるべきものであると思ふ。

強くならねばならぬ

練習生 中村 紫園

私は元來、口不調法である、腹の中に一ぱいになつて居ることもすらくといへない。云へば必ず心にも無い事が口から出る。たまには好意で云つた事が却つて惡意に取られる事がある。或は言葉の足らぬため言ひ方の拙い爲めに飛んでもない誤解を受ける事がある。それもよい方に誤解される事はめつたになくして殆んど十が十まで悪い方に誤解されるのが例である。そんな時には私は胸を掻きむしりたい様な氣持がする。何うして是れが解らないのだらうと齒痒くもなる時がある。斯くして辛うじて發した一言が直ぐに後悔となり悲觀の種となる。あれ之と思ひ直し考へ直しては見るが「天我

が心を知る焉んぞ人の知るを求めん」といふ様な心にはどうてもなれない。私の口不調法は延いては私の心を弱くさせる。其の結果は云ひたいことも云へない様になり、當然云はねばならぬ事も云はないでしまふやうになる。私は減多に人に逆らはない、又人の厭がることを云はないが、外面に發しただけそれだけ心中で相手を冷笑するものが度々ある。若しその心が活動寫眞にでも映さるものなら隨分取組合の喧嘩になるであらうが無事を欲する心から、じつと忍耐して居る、「忍耐は美德である」と云ふことで自分から自分を慰めて居るのである。然しながら忍耐は自ら二種あることであらう、それは强者の忍耐と弱者の忍耐とである。强者の忍耐とは意志が強い爲めに忍ぶべきを忍ぶので聖人君子の忍耐がそれである。弱者の忍耐は氣が弱い爲めに出るべき場合にも引込み、云ふべき場合にも黙するので臆病者や小人の消極

的行爲である。而して私の忍耐は弱者の忍従忍黙である。無論私は平生思うて居る役に立たぬ小事には黙つて居る。之は悪いことではなからう。而して大事に當つて云ふべき時には口角泡を飛して云つて却けやう、反對すべき場合には大いに反對論を闘はせようと、かうは思ふて居るが私は三十才の今年まで、まだ一度も口角泡を飛すやうな議論をしたことがない。それなら今まで論ずるに足る様なことが無かつたかと言ふに、勿論聖人の目から見れば無かつたかも知れんが、普通人としては大いに争はねばならぬ事が幾度もあつた。而して私はその都度忍耐の名の蔭に隠れて黙従して來たのである。併しこれでは仕様がな、私は何うしても強くならねばならぬと思ふ。

私は先づ何よりも自我を確立して擴充せねばならぬ。従つて漫りに寡黙忍従の態度を取るべきではない。言ふべき時には敢て明かに云ひ戦ふべき時には進んで勇敢に戦はねばならぬ。心が強くなれば

徒らに狐疑逡巡の日陰心がなくなるであらう。だから私は何うしても強くならねばならぬ。強くなるのは今の自分に取つて唯一の活くる道であると信ずるのである。

◇看守部長の監督

天 海 生

凡そ監督は其の事柄又は立場によりて種々觀念は異にされるであらう。然し私は今看守部長對看守についてのみ、聊か愚見をも憚らず一稿を投じて賢明なる諸彦の御批判を仰がんとするのである。

抑々看守部長が看守の監督には其の觀念は一樣なるべくも、事實なかなか然るものとは考へられぬ。今之を大別するに次の如くである。

(イ) 機械的に頻繁に巡回すれば足れりとする人。

(ロ) 看守の落度をあばくが責務なりとする人。

(ハ) 看守に落度なからしむるを責務なりとする人。

此處に於て(イ)は深き思慮なく頻繁に巡回するを以て、上司の歡心を得んとするもので價値なきものである。次に(ロ)は被監督者の落度をのみ規つて巡回し若し之あらば嬉々として責め而して之を誇とするものなれば被監督者は自己の欠點をあげられぬ事のみ、汲々として職務觀念を疎する者あるに至るは、否定すべからざる處であらう。されど部長以上の人中には或は看守の落度を多くあげる者を、しつかりした部長なりと讃められる人はないと言へぬが斯くあれば部長にして看守の落度を捉ふるに孜々として努むるに至るは自然の理かも知れぬ。けれども之では監督の意義も没却された事といふべきでなからうか。亦ハは被監督者の不正確な勤務は監督者の指導よろしきを得ざる爲なりとして愧とするものなれば常に熱誠を以て任にあたることが故に被監督者も誠心誠意事にあたらざるを得なく

なるに至るのである。

叙上の意味に於て(イ)、(ロ)は私の欲せざる處であるが(ハ)は私の歡迎する處である。

要するに、部長としての監督には私情の蟬りがあつてはならぬ事は言ふまでもないが、尙ほ確乎たる信念のなきもの又は權威的即ち處分や制裁によりて勤務の正確を期せしめんとする等のものではならぬ。被監督者が誠をもつて勤務を爲さしむる様にする監督でなくてはならぬのである。

◇試験の前夜

沖繩 田 中 逸 水

鉛筆の心をコツコツと削つてゐると、チンチンと十一時が鳴つた。オヤもう十一時かしらん、まだ手帳の半分も覺えてゐないのに、とうとう十一時になつてしまつたと、思ひながら本をペラペラ繰つて、眼を本にうつした。然し、どろんと

眠たい眼は、中々本の文字を見て呉れない。

どうかすると、眼瞼が伸善くなつて、くつつきさう、これではいけぬと、一生懸命本を凝視すると、ぼんやりと白いものに、黒いものが列んでゐるのみで、何が書いてあるのか、全く分らない、少しあせり出して眼が痛くなる程見ると、漸く文字が見え出した。

「地上權とは他人の土地に於て、ヨシ、他人の土地に於て、土地に於て、アラ何んだつたかしらん、何が土地に於てだつたか忘れてしまつた。愈々あせり出して尖つた鉛筆を強く机に叩いた、處が机に痛ましい鉛筆の痕が七ツ八ツびかびかと附いた。其の痕を指の先で、撫でながら、又本に眼を轉じた、が同じ處ばかり見てゐて、一字一句も進まない。其れと反比例に、眠い目と時計の刻むタイムは刻々と進んで行く、頭はカンカンと鳴つて覺えられない。顔はぼてる、蚊は耳のそばで、ブンブン唸る。何時になつた

ら、手帳が覺えられるだらう。夜は次第に更けて行く。

◇人は多く 優遇を斷る

廣島 下田 龜太郎

凡て俸給生活する者は勿論、其他人に使はれ又は自ら働いて世に立つ者も、皆少しでも待遇をよくせられ、僅かに一時の座席を上につられても之を喜ぶは誰しも異りは無い一般の人情である。然るに生きた實社會に即して好く考へて見れば、世間多くの人は日々此優遇を吾から辭しつゝあるのではなからうか。給料を増されようとする機會に之を斷り、優遇されようとする前之を避けると云ふ鹽梅に。

しかもそれが謙讓の美德から出て居るのなら感心とも云はれようが、謙讓の心からでは無いのみか、其實常に不平を言ひ不足をならべつゝあるのであるから、

實に平仄の合はない譯である。少し他の人より多くの仕事でもあてがはれるとすぐ不平を言ひ、チョット面倒な事など言ひ付けられると直ちに小言を言うて其上司の人を悪しざまに恨んだり、又はよい加減に其仕事を誤魔化したる。

此の事實、これが即ち優遇を辭しつゝ、あると云ふのである。他より多くの仕事をまかされ又は面倒な仕事を命ぜられるのは是れ事務習熟の機会を與へ、やがては増給優遇の鍵を與へらるる所以で、即ち口を以て言はず事實を以て與へられる其優遇の辭令である。それを不平小言で之を返却しつゝ、自から冷遇を招き不利不幸の地に陥る譯合である。

勿論命ぜられる事務が直ちに優遇の辭令ではないが、之れを生きた優遇の辭令とすると否とは其之を受ける人の心得一つによることで、人並より多くの仕事を爲さねば人より多くの俸給を受くべき道理はなく、人より以上の難題もさばいて出ねば人より多く尊重せられる譯合がな

い。骨を惜まず面倒を厭はず、職務の爲めに忠實を盡す。此精神此努力が即ち人をして進歩向上せしめるのである。然るに此處に心を注がず力を奮はずして不平を言ひつ小言を吐きつ、人並よりもなまけて而かも人並以上に優遇を望むは、是望む者の心得違ひで誠に無理とも申すべきか。

◇ 社會の刑務所

小菅 鼎 二

行刑の存在乃至價值が應報や、畏嚇の鐵柵の中に消極的に沈黙し、因襲に終始した時代は己に消滅して、新しい明るい行刑が黎明の鐘の音と共に輝かしい産聲を日本の隅々に放ち始めました。

この時に於て收容者の社會復歸、即ち行刑の眞の價値を合理的に社會に發現して居るかを考へる時不安の感が湧くのであります。

監獄法第五條や第五十條はこの社會復歸の準備を阻止して居ないであります。

か。處遇に作業に教育に訓練に、そして設備に刑務所のすべては内に充實されつゝ、社會風潮を外に象牙の塔にこれ以上惰眠をむさぼつてゐる必要のないばかりでなく、反社會的なその事自体が行刑の障害となつてゐることに目覺めて來ました。

又刑務の仕事が刑務職員に限られたことが行刑の効果を薄弱ならしめたことを發見したことは一つの革命であるとも言へませう。

刑務所が社會復歸の通用門であるならばその門扉は收容者の意志と努力によつて容易に開かるゝとが必要であります。然して收容者はいまその扉外に出る爲に社會適格者としての明るい行刑のもとに準備を受け立派に巢立とうとしてゐるのであります。この社會へ復歸して行くものに對して社會の人達は未だ冷靜であり無理解であることは悲慘なことではありませんが。この爲に再びこの門扉を逆に通過せしむる様になり第二のジャンバルジャンを生み出すことや還境犯罪の多くが社會制度の缺陷にあることを何故考へ

つかぬのでせうか。

この事は刑務の無理解にも依るでせう。又罪と人にと對する淺はかな先入觀にもあるでせう。がもつと根強い力は古き應報や懲戒制のもとに社會から全然隔離されたことにあつた事は明らかであります。

社會復歸を行刑の目的として進みつゝある今、刑務所と社會との接近を計ることの必要を生じるのも當然の結果であります。刑務所を社會に知らしめることの必要であることは獨乙や米國の新らしい制度に認められ、又釋放者の保護に於ても刑務の理解が最も肝要であり効果を擧ぐる點からしても知ることが出來ます。刑務所を社會に知らしめる方法として近時行はれる博覽會への出品や即賣會も一部の理解は與へることが出來ませう。しかし偏した理解は多く誤解に陥る事を免れません。

かゝる點よりして監獄法の教育刑に適應する様調和され社會の人々の眞實の理解と愛とに目醒め再犯防止の實をあげ、又收容者自身に於ても社會の推移を知り

力強くこの門の外に歩み出ださしむる爲に刑務所の因襲と姑息に閉鎖された扉を社會の刑務所としての効果を保持し行かんがために開かれんことを願ふのであります。

◇ 現在の自己

市谷 桑 の 弓 生

受刑者が現在の自己を知つたなら、假令一切れの香の物にも決して不平は起らない筈である。若し一切れの香の物に不足が言ひたかつたら再び悪い心を起さねばよいのだ。

過去の自己のみを知つて、眼の前に現はれてゐる自己を認め得ぬ人は、常に不平の日を送る哀れな人である。現在の自己、それが本當の自分の姿なのである。

現在の私は看守である、今私の力一杯の努力は看守以外には出ないのである。假令過去にどんな歴史を持つてゐても將來どんな人間になるとしても、現在が看守である以上、さうでないとは言張れない。

秀吉が草履取りから關白にまでなつた然し當時の彼れとしては主君信長の草履を運ぶ下郎姿が彼れ秀吉の精一杯の努力の現れなのだ。人は時に與へられた不快のため往々現在の自分と言ふ者を忘れる事がある。

過去に多くの人を使つても、現在が使はれてゐる自己である事を知つたなら、決して不平や愚痴は起らない筈である。現在が苦痛であり、過去の華かさが戀しかつたなら不平や愚痴を滾す前、進んで現狀を打ち破るべく努力する事が必要である。

現在の自己を知る人に不平はない。ただ將來の希望あるのみだ。

過去を懐ふのもよい。將來の自己を描くのもよい。たゞいつも現在の自己を忘れなかつたなら……

◇ 戒護看守の數へ歌

廣島 林 學 治

一ツトヤ 人も嫌がる刑務所に、志願して來る看守さん是も國家の爲ぢやもの

二ツトヤ 二日に一夜の明番も、武道練習に引出され面小手調で責められる
三ツトヤ 皆さん御承知休憩は、僅か二十分が三十分辨當喰ふのも命がけ
四ツトヤ 夜は舍房でねずの番、偶々居眠り始末書百分比例の罰俸よ
五ツトヤ 何時も受刑者の前に立つ、四角四面な顔をして規律々々で苦勞する
六ツトヤ むごい心の罪人を、情で導き理で責めて眞面目に歸れと教化する
七ツトヤ 七日々々の日曜も、第一三に定められ臨休なんぞ月一ツ
八ツトヤ やけで休んだ其時は、御用があると呼出され醫務所で定まる匙加減
九ツトヤ 此處の規則は能く出來た、寝るも起るも皆號令作業は勿論食事まで
十ツトヤ 戸ごと出入りに施錠して、人員調べて報告す鍵と囚徒は大切よ
十一ツトヤ 一番よいのは事務看守、妻や子供と散歩して日曜に活動と洒落て居る
十二ツトヤ 似たよ可愛ひと云ふ事も、朝は早いし夜は遅く子供は寝顔を見る計り

十三ツトヤ さても大事な奉職を、輕きに見たなら事故が出る細大漏れなく注意せよ
十四ツトヤ 眞に服せの命令も、疲た足の行もどり偶々缺禮で青くなる
十五ツトヤ 號で呼ばれた刑務所も、今は改め番と云ふ居残番とはひらけのない
十六ツトヤ ろくな勤もせぬ中に、拾年の秋にと差かゝり萬感交々胸せまる
十七ツトヤ 質屋の規則でないけれど、期限で流さる老の身は額面僅かに二百圓
十八ツトヤ 花も盛を過去りて、戴く帽子佩剣もエツキス腰ではつまらない
十九ツトヤ 隅なく勤めて依頼免、長々御世話になりました皆様御身を大切に
二十ツトヤ ニコニコ歸れば妻や子は、長々御苦勞懸けました娘が御酌の爛徳利

◇釋放者の頭髮

福岡 緒 方 生

收容者の理髪は原則として監獄法施行

規則第百三條に「收容者の頭髮は少くとも一ヶ月毎に一回鬚髥は少くとも十日毎に一回剪剃せしむ可し但し特別の事情ある者に付いては此の限りに在らず」と規定せり。即ち釋放者の頭髮は願に依り相當伸す事を得。現に我が刑務所に於ては頭髮は二十日毎に一回鬚髥は十日毎に剪剃し居るも釋放者は願に依り髪伸しは三十日間には許し居れり。此等の釋放者を見るに多くは作業の關係上日光に接すると少き爲め自然青白く成りれるに、髪は一寸餘も伸び鬚髥は眞黒にして如何にも牢獄生活をなし居りたる者の如く感じられ、斯の如き模様で釋放せしむると云ふ事は社會の人に如何なる感想を浮べさせるか。

處遇法も漸次改善せられつゝある今日頭髮は特別の事情ある者と認めたる場合（即ち髪伸を許可したる者）は普通社會で云ふ角摘位の程度に許し其の他の者は釋放前三日以内在房せしむるに依り其の時頭髮は五分刈にし鬚髥は剪剃せしめて男らしき顔で釋放せしむると云ふ事は今日の明るい社會的行刑の一と思料する。

刑政歌壇

流浪寂人

監房に囚人入りて靜かなり庭木に來鳴く夕蟬の聲
刑務所の鐵門^{もん}開けあれば子等の來て何か話しつゝ内をのぞくも

勤めより夜遅く歸り飯終へて疲れ寂しも足もみながら
勤めより夜遅く歸り熟睡^{うまひ}する子の顔見つゝ飯食しにけり
刑務所の墓地は深草^{みくさ}に埋もれつ草の根にこもり晝の虫鳴く

（評） 相變らず佳作です。

永井すみ夫

久々に歸り來につゝふる里の石ころ路の懐しきかな
ふる里の細谷川にかけられし水車は今も廻りをりたり
ふる里の友の親しさ田の畔の草に坐りて語らひにけり

簑かげの小暗き道を馬引きて藪賣りに行く友に會ひたり

札幌 來 生 香 雪

たのむべきつま失ひて何しとて世にながらふるたのしみやある（寺内あや子夫人）

亡きつまの手にとりすがり行く旅は世にあるよりもうれしからまし

あはれにも雄々しかりけり亡きつまの後を慕ひて逝ける此の君

松江 麓の 抗 兒

新しき服を着たればよろこびて吾子は見せにと馳けて來にけり

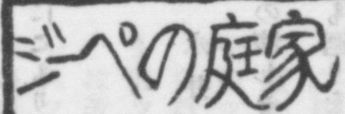
淑 百 枝

朝飯を食ひつゝ見れば柿の實の鈴成りに赤し河の向ふに

札幌 片 岡 好 月

わが宿の前川の水に秋の夜の月影うつる眺めよろしも

◎募集 毎月募集することに致します、奮つて御投稿下さい。



日本から

歐米まで

×

法隆寺

といふがあります、奈良は

柿の産地として名高いところですが、奈良ばかりでなく、各地に分布されて居り、更に近頃では南洋の爪哇、印度、比律賓方面でも栽培し、米國や佛蘭西、伊太利邊でも、日本から種や苗木を輸入して、その栽培を圖つてゐます。殊に米國の柿は嘉永六年、水師提督ペルリが來朝した時、種子を持ち歸つて、ワシントンに試みたのが元であると申ます、今日では加州地方でも盛んに栽培され伊太利でもネーブルスの市街などでは、往々水菓子屋の店頭に紅い柿の姿

を見せ漫遊の日本人など食指を動かすさうであります。

扱日本では、前にも記した通り大和の國は御所柿の產地で有名ですが、この外にも美濃の蜂屋、安藝の西條などは昔から聞えて居り、信濃、甲斐、山城、尾張、伊豫方面あたりからも盛んに産出し近頃は磐城、岩代の方面でもこの産額を誇り、一年全國の生産額望千萬貫に達し干柿も四百五十萬貫に達する有様です。

次に柿の種類ですが、柿には随分澤山の種類がありま
す、併し大別すれば甘柿と澁
柿で、甘柿は生のまゝ喰べら
れるもの、澁柿の方は、白柿
にするか、樽柿にするか、何
れにしても加工しなければな
らぬのです、甘柿の中では大
和の御所柿が一番有名です。

専門家の説に従ひますと、

柿の型を分類して御所柿型と御所柿以外の型と二つに分けられるさうです、御所柿は大和の御所村が本場ですが、今では御所村ばかりではなく、岐阜、奈良、京都府下、山梨和歌山の各府縣で盛んに栽培してゐます、その特徴は丁度トマトを見るやうにや、扁平で「へた」に近い所が極めて肉付豊かです、青い中は濃いのですが、紅くなるに伴れて甘味が豊かになり、柿の第一位とされ、長くも供御に召されたほどで、御所の名もそれから出たので、遂には村の名までこれを冠するやうになりました。

×

その品種の中には、

富有、晚御所、天神御所
次郎花御所

などがあり、御所柿の外の型では長形、方形、圓形、扁形といふ風に分けられ、長形では「鶴の子」「八島」「甘富士」

「豊岡」などがあり、方形では「生霊」「大スバル」圓形では「久保」「八王子」「黒熊」「伽

など、扁形では「正月」「水鳥」
「四谷」「蓮台寺」「養生丸」「蓮
座」などといふ種類がありま
す、その喰べ方は、生のまゝ
や、羊羹に掬へたり、白柿、
串柿にしたり、更に料理にも
使はれます。

柿の葉は又鹽魚の鹽出しに
使ふと、よく鹽を出すといひ
ます、唯、鹽魚を水につける
時、柿の葉を五六枚入れ、ば
それでよいのであります。

好きな

子供の心

私共が童書を描いてゐる児童の好惡について研究して見ると、幼年児童の何より好むものは動くものです、たとへば電車であるとか自動車

であるとか汽車、汽船、飛行機、飛行船等をはじめ身邊で觸目する動物類を好むものです。兒童にとつては動くといふ事はどんなにか驚異であり興味であるか判らないので、この事は何でもないやうですが試みに繪畫なり玩具なりに就て兒童の好惡とその永續性を御覽になれば判りますが、幼小兒童の場合には必ず先づ乗物そして次に動物といふ順序で要するに動くものでないと愛玩の永續性がないやうです、この事は玩具を與へる場合、繪本を與へる場合考慮に入れる必要があるでせう。

珈琲の

入
れ
方

コーヒーを入れますのには
コーヒー豆の生を求めて、自
分でほうろくを用ゐて茶褐色
になるまで炒るのが一番宜し
いですが、随分煙が出ます
から臺所でなく屋外でやらな
ければなりません。しかしこ

れほとんどの事をしなくても、既に炒つたコーヒ―豆を西洋食料品店から求めても結構です。これを入れる直ぐ前にコーヒ―挽でなるべく細かく挽きます。挽いてから長くおいたのは味が劣ります。

一方で湯を沸騰させてこの湯をコーヒ―を入れた入れ物の中にそゝぎます。これは数分間おいてコーヒ―こしでこして茶わんに入れます。火に掛けて煮たり、沸した湯の中に逆にコーヒ―を入れては味はいけません。そして砂糖を加へます。なほコーヒ―を作るのに、先づコーヒ―を入れる物に澤山入れて、これに沸騰させた湯をコーヒ―と同じ分量位に、ちようどコーヒ―がやつと隠れる位にそゝいでふたをしてそのまゝにしておくのです。それは極々濃い珈琲ですが、飲みたい時には湯の中に適當な分量だけ入れて飲むのです。これなら一日二位おいてもあまり味が變らず便利です。飲む時にはコーヒ―茶わんの肉の厚手なものは感心しません。薄手に限ります。

冷ご飯の
利用法

す。そして小さい茶わんで少しづつ飲む方が味はひがあります。

冷ご飯の利用法

△これから涼しくなると冷御飯をますくけざらひする様になります。

△冷御飯もいたゞき方一つでずる分美味しいものになります。

△お冷の量の同量位の薪さつ
まいものの皮をとり、栗位の大
きさに揃へて切り水に五分ば
かりつけます。ひきあげて御
飯むしに冷御飯と切つたおさ
つを入れ約十分間位むします。
△それに焼鹽をふりかけてい
たぐくと栗御飯の様に美味し
くいただけます。

△冷御飯にキヤベツのきざみ
くづを加へて、バターでいため
ます。
△それにトマトソースを少々

ふりかけて赤く色づけ鹽味をつけます。
△お紅茶の一杯もそゆれば、すばらしいおやつとしてよろこばれます。

菊やその他の

水揚げ法

菊やダリヤを筆頭に、しほらしい秋の草花が、こゝ暫くはいけて楽しめる。たゞし適當な水揚げ法と、一日に一回づゝの水を取かへる手當とで、いけた花も壽命が伸びる。菊ダリヤの外に、おそまきのグラジオラス、香り高い純白なシキシャ、これも眞白なはまぎく、可憐その物のコスモス、さては上品にひなびたりんだうなどが普通にさされる花として今盛りに店頭を飾つてゐる。水揚げをよくすると同時に花を保たせたいならば菊は切り口を焼く。これはたれでも知つてゐる事ながら

焼いたらばまだ火のついてゐる位のを直ぐ花いけにさすので、焼いたまゝ時をおいては何にもならない。グラジオラスやコスモスは別に水揚げ法を施さないでもよいが、ダリヤとはまぎくとはお湯につけると、シキシャとりんだうとは純粹な薄荷油を切り口につけること等をまづ心得ておくべきであらう。

和洋の服

藏ひ方

洋服は吊すが一番折角虫乾したりクリーニングしても藏ひ方が悪いと形をくづしてしまひます、殊に洋服類は藏ひ方が大切で洋服は何と云つても吊るして置くのが一番よろしいです、洋服箆がなければ押入を利用するもよろしい、室の一隅をカーテンで仕切つて洋服吊りを作るのもよいと思ひます、先づ洋服掛に洋服をかけ

それですつぽり包める大きさに作つた白木綿の袋（袋は上部を捲げる様に作る）を被せて埃のかからぬ様に吊るして置きます、その袋を更に新聞紙の袋で包めば一層完全です、虫類は印刷インクの臭を非常に嫌ひますので、新聞紙はその點で防虫上なかく有効です、若し吊る設備がなく畳んでおく場合は肩から腕の邊りへ綿なり軟かい綿布を丸めて當て軽く畳んで一枚づゝ白布に包み更に新聞紙に包んで一着づゝしまひます行李等へ幾組も重ねて押込む事は禁物です、和服は大抵箆にしまひますが、成るべく一枚づゝ布に包んで重いものを下に軽いものを上に重ねて入れます、紋服は紋部に眞綿を當て模様どころへは白紙を當てます、衿、袖口等にも白紙を當て畳み目にも眞綿を挟みます、帯等もやはり折目に眞綿をはさみまして折たゝみます。

きのこ類の 榮養價

きのこ類はその香氣や風味がよいので日本ばかりでなく、西洋でも珍重されて「植物性のビフテキ」などと叫ばれてゐるさうです、けれどもきのこの類の榮養價を見ますと一般に水分が多く、窒素化合物は多分にもつておりますがたん白質の含有量は少く、それに不消化なフンギンとかキチンなどといふ物質を多量にふくんでおりますから、吸収される榮養分は案外に少いのです、西洋でも日本でもやはりあの風味によつて賞味されてゐるわけですが、なほきのこ類の中毒は種類によつて違ひますが、食後すぐに中毒症狀を起すこともあり、あるひは四時間から八九時間後、長いものになると三四十時間後に起ることもあります。

練習所見學記

- (1) 小管刑務所
- (2) 明治神宮參拜
- (3) 武藏野學院

S 生

雨降りを豫想して居た小管刑務所見學の日は、頗る以上の好天氣で、實際嬉しかった。一同の面々孰れも喜顔満面破顔微笑と云ふ有様で……境遇が變ると歳は三十になつても氣分は、全く子供と異ならないものだ。午前九時迄に、小管刑務所に集合す可しとの御命なりしも、地の利に暗い私達には、恰かも彌次喜太の東下りに髣髴たる滑稽を演じつゝ、二時間も懸つて漸やく規定の時間に到着したのである。刑務所の見學だからと高を括つて居た處が、豈計らんや表門の壯麗なるのには實に呆然たらざるを得なかつた。暫し立止まり恍惚爲めに吾れを忘れ

て居た。豫想が違つたから……、驚ろいたのだ。爰に益々ドンキホーテを發揮して看守教習所に誘導されたのである。其處で暫時の休憩をなし茶菓の饗應を受けつゝある中に、間も無く吉田所長殿がオ出でになつて極めて冷靜なる態度にて、處遇方針や現制度に對する改良意見を發表された。耳新らしき理想的なオ話に一同は謹重して拜聴した。

參觀は全部を二等分されて一方は南区、一方は北区に、導かれた。私達は南区の方であつたが全てが理想的にて教へられた拘禁分類や果進處遇も一目瞭然として納得出來た。實に「百分は一見に如

かず」とは此のことだらう。最初は監房の見學であつたが建物も勿論新しいが俗に謂ふ監獄臭の無きことに非常に好感を齎らした。夫れは其の筈にて、監房の設備が違つて居る、洗面所と便所が余程考慮されてある。夫れから晝夜獨居拘禁者を收容するに監房が鋸齒形とされて通謀交談が防止され併せて視察に便利に出來て居るのには感服した。又運動場が屋上にあるとが振つて居る。エレベーターに據り製素品の運搬されて居ることに一驚した。工場に在つては、電動力に因る製材及び機械工の大仕掛けであることや自動車製造等は流石は帝都のちかくの大刑務所だ。構内に牛の飼つてあることに一驚した。恐らく他には其類例は無からう……、夫れから私達は美しい事務室を通り抜けて高臺に上つて、備付けの望遠鏡にて、怖々乍ら四方を見渡したのである。眺望千里北海道や九州の果て迄見ええれに思はれた。否さう言つて一同は笑つたのである。暫くすると向ひの高臺に

當つて喇叭は高らかに吹奏されて晝食の令を報じたのである。規律的に彼等を教養する上に好適な方法だと痛感した。爰に一同は豫定の料程は終了なし食堂に集合し晝食を御馳走になり解散したのである。私は此の見學に因り受刑者を人らしく取扱ふことの行刑教化に至大の効果を齎らすことを實見した。小菅の受刑者は孰れも氣分に裕取りがあり、人間味の多分に含まれて居ることを視知するに付けて非常に教えられる所があつた。實に有意義な一日であつた。

◆明治神宮參拜記

T 生

昨夜から更に一段の猛威を加へた雨は、今朝になつても尙衰へず、珍らしくも豫報の天氣を裏切りさる大風雨である。横なぐりに降りしきる雨しぶきに、あたりは白濛々として恰もけづつてゐるかの様、

「とても此雨では……」と一時は躊躇する氣にもなつて見たが「雨が降つても槍が降つても決行する」と云ふ、掛りの方の御托宣だつたことを思ひ出し、いや／＼ながらも甲種外套を目深にかぶり家を出た。一丁、二丁、近くに在る省線驛のホームに着いたときは、たださへ重き甲種外套は、ズツシリと雨氣を含んで更に重たく、グツチャリと濡れてしまつて糊氣のある白ズボンに、氣持ち悪くもバサ／＼と私の腰に纏ひついてゐた。私は見すばらしい濡れシヨボれた姿を……看守の姿を……二十分間も電車の片隅にチヂコマラセテいなければならなかつた。

原宿驛を降りて右に廻れば、神宮橋がある。流石に美しく敷きつめられた玉砂利の道は、此の烈しい降雨にも泥濘一つ立たず、誠に氣持ちよく感じられる。少し時間に遅れたせいか、前にも後にも練習生の姿一つ見えぬに、心せかしながらザク／＼と玉砂利の道を踏んで、神殿の

方へと進んでいつた。此時私は何時の間にか一人の人が私に近付てゐるのに氣付なかつた。「モシ／＼」私は呼び止められて立ち止つた。「今日は一体、何事があるんですか」此の人は私達をボリスの一隊と間違へたらしい。そして高貴の方の御參拜にでも對する警戒でも思つたらしい。

「イヤ!! 何、刑務官練習所の團隊參拜ですよ」私は斯う答へながらも、我ながらツクツクへまな答をしたものだと思つたことであつた。刑務官練習所!! 斯ふ言つたとて、どうして普通の人を知つていようか何故私はいつそのこと刑務所の看守ですよと答へなかつたのか。

豫定の集合場所、手洗所の周りには、既に大半の練習生が集つて居た。吹き込む雨しぶきに身を避けながら、濡れシヨボれた白鼠然として、一同の勢揃ひを待つたのである。この時私達は一人の熱心なる參拜者を見た。口髭の八字にハネ上つた六十近くの老紳士だつたが、其の堂

々たる風彩は退役の陸軍中將とふんだ私の目がひがめだつたのか。定刻を大分過ぎて私達一同は肅然として神前にめがづいた。敬虔の念を双手に含めて、心靜に拍手打ちならし、國家の平安、國家の長久を祈念し終つたとき、私達一同の心にはスガ／＼しき或る何物か覺へられたことであつた。

◆武藏野學院見學

H 生

四圍濃緑な森林に包れて卵黄色の建物が聳立してゐる、無裝飾で鋭角的な建物は、折柄兒童に教練を行つてゐる峻烈な號令と相和して一種の威壓的感じがする、併し乍ら濃緑な平和色に陽氣な卵黄色の建物を配した事は暗愚なる者に光明と刺戟とを與へるの意味に於て當を得たものと思ふ。玄關前の植込は當院の施設が新しく未だ基礎定らざるを表彰するが如く赫く生々しい地肌を見せて居る。一行は活動寫眞館の様な感じのする講堂へ

案内された、そこには職員的心盡しから院兒に關する各種の圖解的統計表十數枚が陳列されてあつた。院長並に醫者より其統計の主なるもの三四に付き説明せられ、終りに「何か質問はありませんか、参考になることは教へて頂きたい」と繰返して追求されたが僕等の貧弱な豫備知識と學院そのもの、實狀を知らぬ爲め質問どころかグーの音も出なかつた。次に各教室に案内されたが本館のハイカラに比較して附屬建物の薄暗く舊式なのは感心出来ない。併し之れは過度期に於ける状態としては止むを得ぬことであらふ。研究資料たる書籍圖表は可成揃へてあつた。それより隊を分つて院内各所に案内された。院内には兒童を土に親しまし爲に澤山の田畑が用意されてある。糯米、茶、薩摩芋等は其主として作られるものであつて中には少々乍ら葎畑もある。糯米は正月に兒童を樂します材料となるさうな、薩摩芋に至ては説明する迄もなく腹も滿せば菓子代用ともなる重

寶なもので其畑の所々に掘取た跡(窃食)のある等は如何にも兒童を收容する場所らしく苦笑せざるを得ない。森林も可成あつて其の中に家族寮と云ふものが點在して居る。之れは階級處遇の最終階段として兒童を職員の家風に於て其の一員として總てを教養し後日各自の家庭又は他家に引取らるゝ際の準備教育をする所である、之れは職員の家族全体が一致して教養に該らねばならぬ仕事で中々骨の折る事が想像される、寮内の壁に帖られた兒童の作品中映畫からきた劇物物の畫の多いことは注意を引く、娛樂的設備としては團体的のものばかりでピンポン、オルガン等數なく備へてある。又小動物も少々乍ら飼育してゐる。僕は子猿の前に立つた時ふと惡戯氣を出して其の頭上に栗のいがを落して見た子猿は定めし怒ると思ひの外一寸僕の顔を見上げた丈けで別に怒りもしない。今度は彼の前に手を出して見た、これ又引掻かうともしないで總てを善意に解する如くである。惡戯

盛りの児童に取まかれてゐる子猿の此の從順さは児童が如何に教育されつゝあるかを如實に物語るものであつて惡戯をした僕自身が却て氣恥くなつた。作業場は児童が教練中なので残念乍ら見られなかつた。最後に醫務所へ案内された、児童には生來的に疾病を持てゐる者が多いが收容後に發生するものとしては胃腸の疾患が一番多くそれも大部分不熟な果菜の飢食に基因するさうな、機械的設備としては多摩少年院、八王子少年刑務所より劣るが醫者の元氣は大したもの、フオルマリソ積の中から人間の脳髓や頭蓋骨を取出して二代目ロムプロゾーと云つた恰好で盛んにメートルをあげて説明をして下さつた。

これで一巡したのであるが要するに僕の觀察は皮想的であつて其の内容に至ては一寸した見學位では判然するものではない。殊に此施設自体が未だ研究時代の域を出でず専門大家が孜孜として研究實行されつゝあるので僕は之に對し兎角の批評は遠慮したのである。

職員諸氏に謝意を表し院児の健康を祈りつゝ自動車に乗込まんとする時二名の院児が莞爾かにヒョッコリ頭を下げて別れの挨拶をして行た。品こそ無けれ其の子供らしい莞爾かな顔……さうして在りし當時の陰惨な顔とを交々思ひ浮べ乍ら十二時半頃歸途に就いた。

九月二十八日 巢鴨服部

大阪刑務所の教誨堂入佛式と追弔會

第四區追加工事の完成近づき、九月二十三日の秋季皇靈祭日とし、教誨堂入佛式と在所中死亡者の追弔會を行つた。

末光典獄補開式を告げ、導師大阪津村別院輪番本多惠隆師によりて讀經、龍谷大學教授藤音得忍氏山崎本願寺社會部長の焼香、次で辻所長、末光典獄補、東瀨醫務主任、馬場文書主任、大岡工事主任、岡村看守部長の焼香、次に受刑者總代五名の焼香あり、それより所長の剴切懇篤なる告示、ついで本多惠隆師の講話があつた。刈屋教務主任の閉會の辭にて式

を閉じたのは午前十一時三十分。

甲府刑務所の追弔法會

九月二十三日秋季皇靈祭當日教誨堂に受刑者一同並に職員全部を集め、在所死亡者の追弔法會を營んだ。來賓として大月檢事正、厚芝弁護士會長、武井市社會課長、望月以徳會主事を始め、各宗寺院住職七名參列し、長山所長簡單に式の次第を告げ、讀經ありて後、所長焼香と祭文朗讀、續いて來賓職員幹部及び受刑者總代の焼香を終へたる上、放火犯懲役五年の受刑者に對し所長より假出獄の申渡をなして懇切な訓戒を加へ、更に受刑者一同に對し有益なる訓話を與へ、更に教安寺住職高柳師及び日宗正法會長堀野師より一場の教誨ありて式を終へた。尙職員幹部及び鈴木光澤寺住職主任の開澤寺住職、堀野正法會長は墓地に參詣して讀經焼香した。當日は收容者一同に對し紅白の餅二個宛及び副食物の献立を變更して支給した。

敘任辭令

四級俸、依願免官	教誨師	尾原靜乘(市谷)	同	正六位	教誨師	從六勳六	土倉是空
保健技師(市谷)八級俸	辻山義光	同	正七位	同	同	從六勳六	苅屋哲公
任典獄補 依願免官	看守長	荒木茂夫(嚴原支)	同	同	同	從七	小笠原覺雄
八級俸	司法書記官	池田 克(行刑局)	同	同	同	從七	楠原堯照
高等官三等	司法省	芥川 信(同)	同	從七位	保健技師從七	從七	大村曉心
同	衛生官	兒島三郎(宇都宮)	同	同	看守長	勳八	武笠龍太郎
高等官四等	典獄	坂梨森太郎(大分)	同	同	同	正八勳七	荒木茂夫
同	同	小橋川照慶(福岡)	同	青色桐葉章	同	勳七	佐藤吉郎
同	同	藤井藤藏(浦和支)	同	勳七等	看守	勳八	宮野理三郎(釧路)
高等官六等	典獄補	津田茂貴(樺太支)	同	勳六等	保健技師從六	池田菱吉	
同	同	前田政之輔(山形)	同	勳八等	看守長	中村利義	
同	同	須藤善一郎(小倉支)	同	同	同	梅津幸市	
命支所長	看守長	是松卓太(嚴原支)	同	同	朝鮮總督府典獄	養田長平(開城)	
通譯 兼看守長 (橫濱)六級俸	教 師	鷺津愛十郎(巢鴨)	同	同	全	寺川鎮次郎(新義州)	
看守長 六級俸(市谷)	同	河合藤太郎(市谷)	同	同	全	不動藤太郎(釜山)	

敘勳辭令

敘勳五等授瑞寶章

正七位 看守長從七勳七 山岸治雄

行刑統計

昭和四年八月中入出監竝月末在監人員

△ハ減

Prison Population during the Month of August, 1929

受刑者 刑事被告人 勞役場留置者 乳	越員	入監	出監	現員	前月末日 現在	前年同月 末日現在	増減	
							前月比較	前年比較
35,824	2,847	2,924	35,747	35,824	37,429	△ 77	△ 1,682	17
3,870	3,086	2,878	4,078	3,870	4,061	△ 208	△ 1,682	24
360	441	471	330	360	306	△ 30	△ 1	2
8	1	2	7	8	9	△ 1	△ 1	2
男	39,354	6,233	6,124	39,463	39,354	40,988	109	△ 1,525
女	708	142	151	699	708	817	△ 9	△ 118
總計	40,062	6,375	6,275	40,162	40,062	41,805	100	△ 1,643

備考 内朝鮮人受刑者男1,008人 刑事被告人男158人

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區別スルハ左ノ如シ

國名	受刑者	刑事被告人	計
支那	95	11	106
露西亞	1	1	1
和蘭	1	1	1
總計	95	13	108

昭和四年八月末日在監者人員表

The Number of the inmates during the Month of August, 1929

備考 ×印ハ被疑者

刑務所別 Name of Prisons	受刑者 Prisoners sentenced			刑事被告人 Prisoners Accused			勞役場留置者 Prisoners in "Roe- kijo" (Place of lab- our in lieu of fine or penalty imposed)			乳兒 Babies in Prison			合計 Sum Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total
小菅 Kosuge	984	—	984	—	—	—	—	—	—	—	—	—	984	—	984
市谷 Ichigaya	94	14	108	× 43 1,034	19	× 43 1,053	36	3	39	—	—	—	1,207	36	1,243
豊多摩 Toyotama	791	—	791	112	—	112	2	—	2	—	—	—	905	—	905
巢鴨 Sugamo	1,916	—	1,916	—	—	—	1	—	1	—	—	—	1,917	—	1,917
横濱 Yokohama	589	2	591	1 66	1	1 67	18	—	18	—	—	—	674	3	677
千代田 Chiba	720	—	720	36	—	36	1	—	1	—	—	—	757	—	757
水戸 Mito	340	1	341	53	1	54	3	—	3	—	—	—	396	2	398
宇都宮 Utsunomiya	350	129	479	13	1	14	1	—	1	—	—	—	364	130	494

前橋	Maebashi	921	—	921	54	1	55	8	—	8	—	—	—	—	—	983	1	984
静岡	Shizuoka	674	—	674	3 59	1	4 60	13	—	13	—	—	—	—	—	749	2	751
甲府	Kōfu	430	—	430	10	—	10	1	—	1	—	—	—	—	—	441	—	441
長野	Nagano	588	—	588	2 53	1	2 54	3	—	3	—	—	—	—	—	646	1	647
新潟	Niigata	300	—	300	1 24	1	1 25	4	—	4	—	—	—	—	—	329	1	330
京都	Kyoto	839	119	958	1 84	2	1 86	9	2	11	—	3	3	—	933	126	1,059	
大阪	Osaka	2,846	1	2,847	9 521	7	9 528	35	1	36	—	—	—	—	3,411	9	3,420	
神戸	Kobe	1,418	—	1,418	4 169	3	4 172	17	1	18	—	—	—	—	1,608	4	1,612	
奈良	Nara	591	—	591	20	—	20	5	—	5	—	—	—	—	616	—	616	
滋賀	Shiga	417	—	417	2 7	1	2 8	—	—	—	—	—	—	—	426	1	427	
徳島	Tokushima	408	7	415	8	1	9	1	—	1	—	—	—	—	417	8	425	
高松	Takamatsu	765	—	765	9	—	9	3	—	3	—	—	—	—	777	—	777	
高知	Kōchi	559	7	566	21	—	21	5	—	5	—	—	—	—	585	7	592	
名古屋	Nagoya	1,683	63	1,746	3 209	2	3 211	14	—	14	2	1	3	—	1,911	66	1,977	
三重	Mie	705	—	705	25	—	25	4	—	4	—	—	—	—	734	—	734	
岐阜	Gifu	549	1	550	38	—	38	1	—	1	—	—	—	—	588	1	589	
金澤	Kanazawa	663	12	675	1 63	1	1 64	4	—	4	—	—	—	—	731	13	744	

広島	Hiroshima	1,042	77	1,119	× 8 105	4	× 8 109	8	1	9	—	1	1	—	1,163	83	1,246
山口	Yamaguchi	560	—	560	× 21 21	—	× 21	5	—	5	—	—	—	—	586	—	586
岡山	Okayama	860	3	863	× 6 46	4	× 6 50	18	—	18	—	—	—	—	930	7	937
松江	Matsue	484	—	484	× 1 37	1	× 1 38	2	—	2	—	—	—	—	524	1	525
松山	Matsuyama	477	1	478	× 2 51	1	× 2 52	5	—	5	—	—	—	—	535	2	537
長崎	Nagasaki	630	—	630	× 4 101	2	× 4 103	4	—	4	—	—	—	—	739	2	741
三池	Miike	1,156	—	1,156	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,156	—	1,156
福岡	Fukuoka	1,517	55	1,572	× 10 127	4	× 10 131	14	—	14	—	—	—	—	1,668	59	1,727
大分	Oita	361	—	361	× 1 41	1	× 1 42	1	—	1	—	—	—	—	404	1	405
熊本	Kumamoto	809	—	809	× 9 54	—	× 9 54	4	—	4	—	—	—	—	876	—	876
鹿児島	Kagoshima	376	23	399	× 3 27	1	× 3 28	2	—	2	—	—	—	—	408	24	432
宮崎	Miyazaki	376	—	376	× 3 21	—	× 3 21	5	—	5	—	—	—	—	405	—	405
沖縄	Okinawa	409	11	420	8	1	9	1	—	1	—	—	—	—	418	12	430
宮城	Miyagi	624	43	667	× 8 61	1	× 8 62	1	—	1	—	—	—	—	694	44	738
福島	Fukushima	314	1	315	× 3 37	4	× 3 41	10	—	10	—	—	—	—	364	5	369
山形	Yamagata	181	—	181	× 2 45	1	× 2 46	7	—	7	—	—	—	—	235	1	236
秋田	Akita	335	—	335	47	2	49	9	4	13	—	—	—	—	391	6	397

青森	Aomori	243	—	243	47	2	49	1	—	1	—	—	—	291	2	293
札幌	Sapporo	979	27	1,006	$\times 3$ 122	2	$\times 3$ 124	20	1	21	—	—	—	1,124	30	1,154
函館	Hakodate	405	—	405	18	4	22	1	—	1	—	—	—	424	4	428
網走	Abashiri	534	—	534	5	—	5	1	—	1	—	—	—	540	—	540
釧路	Kushiro	227	—	227	$\times 3$ 15	1	$\times 3$ 16	1	—	1	—	—	—	246	1	247
小田原 (少年)	Odawara (for juveniles)	258	—	258	—	—	1	2	—	2	—	—	—	261	—	261
川越 (同)	Kawagoe (ditto)	234	—	234	—	—	—	—	—	—	—	—	—	234	—	234
姫路 (同)	Himeji (ditto)	379	—	379	$\times 1$ 40	3	$\times 1$ 43	3	—	3	—	—	—	423	3	426
岡崎 (同)	Okazaki (ditto)	218	—	218	$\times 4$ 25	—	$\times 4$ 25	—	—	—	—	—	—	247	—	247
岩國 (同)	Iwakuni (ditto)	272	—	272	12	—	12	—	—	—	—	—	—	284	—	284
久留米 (同)	Kurume (ditto)	349	—	349	26	1	27	2	—	2	—	—	—	377	1	378
盛岡 (同)	Morioka (ditto)	188	—	188	18	—	18	1	—	1	—	—	—	207	—	207
北海 (同)	Hokkai (ditto)	105	—	105	—	—	—	—	—	—	—	—	—	105	—	105
八王子 (同)	Hachioji (ditto)	108	—	108	7	—	7	—	—	—	—	—	—	115	—	115
總計	Sum Total	35,150	597	35,747	$\times 141$ 8,853	$\times 1$ 83	$\times 142$ 3,936	317	13	330	2	5	7	39,463	699	40,162

編輯餘錄

□ 減俸問題のさわぎが起つたと
きわたくしは考へた。減俸は「人た
るに値する存在」の保障でないの
ではなからうかと。その理論を囚人
身の上にあてはめて考へた。減俸同
題でさへしかくまわがれるのに、わ
れわれが減食問題をそのままに抛擲
して置くことはよくないと。賃金問
題を解決しないことを不合理だと。

□ 減俸問題は撤回された。その
重要政策をわれ等の考へ通りに撤回
された攻撃はこの内閣の下に於て、
刑務法案が作成され、さうして囚人
に對しても亦人たるに値する存在が

い。 假降されんことを希望してやまな

□ 本誌五百號紀念論文集が牧野英一博士と松井行刑局長とによつて計劃されて居る。天下の學者を網羅し、それによつて一卷の貴重なる行刑學をつくり出さうとされて居るのである。法學の泰斗と刑政の偉才とによつてつくり出さるるこの行刑學がわれ等の書齋をかざる日は昭和五年一月十五日ださうだ。

□ われら編輯子は更にその日の爲に讀者諸君に懸賞論文を提出し度い。諸君の筆によつて本誌をかざることに於てまた刑政四十二年の大きな意義があることはいふまでもない。

料	告	廣	表	價	定
普	二	一	十	六	一
通	等	等	二	冊	冊
一	一	一	冊	(稅共)	(稅共)
頁	頁	頁	(稅共)		
金	金	金	金	金	金
三	四	五	三	一	二
十	十	十	圓	圓	十
圓	圓	圓	圓	五十	五
				錢	錢

註文規定

⑦御註文は總て前金のこと

⑧御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと。但なるべく振替を利用せられたし

⑨口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること

⑩御註文の際は必ず送附先明記のこと。従つて轉居の際は新舊住所を御届下されたし。

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

昭和四年十月二十五日印刷納本
昭和四年十一月一日發行

發行人 兼 住 江 敬
東京市麹町區西日比谷町壹番地

東京府南葛飾郡南綾瀨町小菅三八番地
印刷人 竹 田 益

印刷所 刑務協會印刷

發行所 東京市麹町區西口比谷町壹番地
刑務協

電話 銀座 二三四四、三八二五番

42^e Année n^o 11

Novembre 1929

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

Y. Matsui

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Avant-propos du rédacteur.

Kimura, K. — De la responsabilité de la société en matière pénale.

Saegi, F. — L'évolution du droit pénal en Chine ancienne.

Tokiwa, B. — Les juges criminels et l'administration pénitentiaire.

Eto, S. — De la récréation dans les prisons.

Motoji, S. — De l'abolition du "county jail" et de l'extension de "l'industrial farm" aux Etats-Unis d'Amérique du Nord.

Takano, T. — La musique et l'éducation des prisonniers.

Mouvement des idées à l'étranger :

H. C. Hill, Schools for adults in prisons; W. Waller, A deterministic view of criminal responsibility.

Informations diverses.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice

Tokio